

10月6日(金)

出席委員

委員長 塚本 よしひろ 君
副委員長 せ お 麻 里 君
同 松永 よしひろ 君
委員 のだて 稔 史 君
同 やなぎさわ 聡 君
同 おぎの あやか 君
同 ゆきた 政 春 君
同 澤 田 えみこ 君
同 ひがし ゆ き 君
同 山本 やすゆき 君
同 石 田 ちひろ 君
同 田 中 たけし 君
同 せらく 真 央 君
同 松本 ときひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 えのした 正人 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 安 藤 たい作 君

委員 横 山 由香理 君
同 石 田 しんご 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 まつざわ 和昌 君
同 こしば 新 君
同 木 村 健 悟 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 石 田 秀 男 君
同 高 橋 しんじ 君
同 西 本 たか子 君
同 須 貝 行 宏 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 西 村 直 子 君
同 せりざわ裕次郎 君

欠席委員

中 塚 亮 君

その他の出席議員

渡辺 ゆういち 君

出席説明員

区 長
森 澤 恭 子 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
新 井 康 君

企 画 部 長
久 保 田 善 行 君

企 画 課 長
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
遠 藤 孝 一 君

総 務 部 長
堀 越 明 君

総 務 課 長
勝 亦 隆 一 君

人 事 課 長
崎 村 剛 光 君

地 域 振 興 部 長
川 島 淳 成 君

商 業・ものづくり課長
小 林 徹 君

健 康 推 進 部 長
(品川区保健所長兼務)
阿 部 敦 子 君

健 康 課 長
若 生 純 一 君

保 健 整 備 担 当 部 長
秋 山 徹 君

生 活 衛 生 課 長
舩 木 秀 樹 君

参 事
(品川区保健予防課長事務取扱)
坂 野 晶 司 君

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 予 防 接 種 担 当 課 長
濱 中 宏 章 君

品 川 保 健 セ ン タ ー 所 長
石 橋 美 佳 君

大 井 保 健 セ ン タ ー 所 長
矢 木 す み を 君

荏 原 保 健 セ ン タ ー 所 長
榎 本 芳 美 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

環 境 課 長
河 内 崇 君

品 川 区 清 掃 事 務 所 長
品 川 義 輝 君

会 計 管 理 者
大 串 史 和 君

教 育 課 長
伊 崎 み ゆ き 君

教 育 次 長
米 田 博 君

区 議 会 事 務 局 長
大 澤 幸 代 君

○午前10時00分開会

○塚本委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第4款衛生費および第5款産業経済費でございますので、ご了承願います。

これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○大串会計管理者 おはようございます。本日もどうぞよろしく願います。

第4款衛生費からご説明申し上げます。

決算書の290ページをお願いいたします。第4款衛生費は、予算現額205億3,643万7,000円、支出済額は187億4,295万2,377円で、執行率は91.3%、支出済額は対前年度マイナス4億1,761万5,577円、2.2%の減であります。減の主なもの、しながわ環境未来事業、健康センター事業費であります。

1項保健衛生費の支出済額は115億4,690万4,305円で、執行率は88.3%であります。

次のページに参りまして、1目健康推進費では、健康づくり支援事業費、休日・応急診療費、公害健康被害補償事業費、保健所管理運営費などを支出いたしました。

3枚おめくりいただきまして、298ページでございます2目母子保健費では、妊婦健康診査、母子保健指導事業などを行いました。

次のページに参りまして、3目保健予防費では、各種予防接種、がん検診、こころの健康づくり事業や、感染症予防事業などを行いました。

続きまして、306ページでございます。4目生活衛生費では、衛生許可および監視指導などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、308ページ下段でございます2項環境費の支出済額は19億4,406万9,116円で、執行率は95.6%であります。

1枚おめくりいただきまして、310ページでございます1目環境対策費では、省エネルギー対策事業、環境調査測定、環境学習交流施設の管理・運営などを行いました。

さらに1枚おめくりいただきまして、312ページでございます2目リサイクル推進費では、古紙などの資源回収、資源化センターの管理・運営、資源物再商品化などを行いました。

次のページに参りまして、3項清掃費の支出済額は52億5,197万6,816円で、執行率は96.7%であります。1目清掃費では、清掃事務所等施設管理、収集運搬作業などを行いました。

衛生費の説明は以上です。

続きまして、産業経済費をご説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、318ページをお願いいたします。第5款産業経済費は、予算現額47億4,183万2,000円、支出済額は36億8,817万6,536円で、執行率は77.8%、対前年度1億1,782万8,196円、3.3%の増であります。増の主なもの、共通商品券普及促進事業、中小企業事業資金融資あっせん等であります。

1項産業経済費では、中小企業振興といたしまして、産業連携推進事業や、創業支援センター等の運営、販路拡大支援事業、商店街振興といたしまして、商店街にぎわい創出事業、商店街活性化推進事業、共通商品券普及促進事業を行うほか、消費者啓発事業などを行いました。

以上で説明を終わります。

○塚本委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。えのした正人委員。

○えのした委員 おはようございます。本日も一日よろしく願いいたします。

私からは、293ページ、健康づくり支援事業費、295ページ、AED管理費、311ページ、クラス及び外来種対策事業についてお伺いします。

10月6日、今日は世界初トーキー映画の日です。1927年のこの日、世界初の音声が入ったトーキー映画「ジャズ・シンガー」がアメリカで公開されました。

先日、あくつ委員も、「今日は何の日」のお話をされていましたが……。していない。失礼しました。こちらは健康ポイントのアプリからの情報になります。アプリを起動すると出てくるので、私も毎日楽しみに利用しております。

令和5年3月の予算特別委員会でも質問させていただきましたが、アプリが新しくなりましたので、区民の方の利用者数と、前回と今回の比較を踏まえて、実績や評判もお知らせください。

○若生健康課長 健康ポイント事業について、今年度、アプリをリニューアルいたしまして、8月から利用を開始しておりますが、事業自体はちょうど10月1日からポイントの加算というのを開始しているところでございます。

利用者の数ですけれども、令和4年度、昨年度は、登録数自体は6,294名、そのうち事業に参加した方というのは4,216名いらっしゃいました。今回8月からアプリを開始していますけれども、新しいほうの利用状況、参加者数につきましては、10月2日時点で3,076名の方にご登録いただいております、まずまず順調な滑り出しかなと思っております。

今後、昨年度とアプリを入れ替えないといけない手間がありますので、いろいろ事業者でも説明会をやったりとか、事業者がNTTグループなものですから、ドコモショップでのサポートなどもやっているところでございまして、区としてもSNS等も活用しましてPRをやっていききたいと思っております。

それから、評判は、今のところまだ聞き取れていないところでございます。

○えのした委員 私も新しい機能の中で写真を投稿させてもらっていて、採用されると、とてもうれしく思っております。

先日、10月3日、川崎市では、歩いてためたポイントを小学校に寄附し、応援特典を参加企業から得られるアプリを使った健康事業、「かわさきTEKTEK」を始めました。小学校は受け取ったポイントに応じ、市から支払われる応援金を、図書館や運動用具の充実など子どもたちが検討した目的に使用できる仕組みで、ポイントを地域の子どもたちに還元できます。

健康を推進して社会貢献ができる取組は、新しい発想として、プロスポーツ団体との交流や指導などの特典が用意され、また、パパママ世代、お孫さんがいる高齢者へ、子どもたちの応援にもなり、普及にもつながります。他の所管と連携した効果的な取組と考えますが、今後、アプリはどのように進んでいきますでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

○若生健康課長 アプリの今後の展開でございます。

現在、新しくして、委員ご紹介いただきました写真投稿機能ですとか、日によって「今日は何の日」のような表示がぱっと出るような面白い機能も搭載してございます。

今後は、これまででもやっているところなのですが、ほかの部署でのイベント、文化観光課やスポーツ推進課等のイベントとも連携しまして、イベントに参加したらポイントがたまるとか、あとはウォーキングコース、今、品川区ウォーキングマップというのも別に作っておりますが、そのコースを今回、アプリにも取り込んでおまして、そこを楽しみながら名所を回るなどという機能も追加してございます。

また、社会貢献とか、景品というか、ポイントをどのように還元できるかというところにつきましても、いろいろと今後、広がりのある仕組みというか、事業ですので、そういった展開についても、他自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○えのした委員 今後も幅広い世代で健康づくりの動機づけが高まるように、楽しく面白い仕掛けに取り組んでいただけるようお願いいたします。

続きまして、AED管理費についてお伺いします。品川区ではAEDの設置を進められておりますが、現状の設置台数、設置場所、また今後の取組についてお知らせください。

○若生健康課長 AEDは令和5年8月末現在で、区で設置している台数としては、290台となっております。設置場所としましては、公共的な区の設置している施設、それから学校、文化施設等も含めたところで290台となっております。

今後、どういったところに設置できるかというところは、内部で様々検討しているところでございます。

○えのした委員 例えばコンビニ等への設置が進むと、地域での設置場所が広範囲に増え、心停止発生に対応できる可能性が高まりますので、周知の強化も含めて、効果的かつ効率的な設置の取組をお願いいたします。

そこで、設置台数の増進も必要ですが、AEDを使える方を増やすのも重要と考えます。全国には約30万台のAEDが設置されているそうですが、使用率は4%と低くなっております。他の自治体では、普通救命講習に助成をしているところもありますので、少しでもそういった形で助成をしていただけないでしょうか。もちろん、心肺蘇生やAEDを操作するのに資格は必要ないと認識しておりますが、やはり講習を受けていないと慌てたり、ちゅうちょすることがありますので、勇気を持って行動できるような講習会への参加、また幅広い体験の機会の拡充を要望します。

例えば、区民まつりでのブース設置、スポーツ中やその直後は心臓突然死のリスクが、スポーツをしていないときの17倍に高まると言われているので、各スポーツ連盟、団体、指導者、保護者の方への普及活動、また、先ほどの健康ポイントアプリと連携した取組などはいかがでしょう。たしか以前のアプリでは、区のイベント場所に行くポイントが付与されていたと思います。場所に行くだけでなく、講習会に参加された場合にはスペシャルポイント贈呈などはいかがでしょう。区のお考えをお聞かせください。

○若生健康課長 AEDにつきましても、利用を促進するような施策ということでの質問だと思います。

他自治体では、例えば消防で行われている救命講習は、消防が入っている当該の自治体であれば、そういったところと連携して支援をしているという例もあることは認識してございます。

一方、区としては、AEDの講習自体は東京消防庁で行われていたり、日赤等でも幅広く行われているところで、健康ポイントとの連携というお話もありましたけれども、そういったところは、そういった機関との調整も必要になってくるお話でして、仕組みとしてそういうものが取り入れられるかどうかというのは、消防等とお話してみたいとは考えているところでございます。

いずれにしても、区としてはAEDの使用方法については、区のホームページで分かりやすい形で載せたり、AEDの場所もマップ上で分かるような形でリンクを貼ったりしているところは努めているところがございます。今後、区民の方が、使い方も含めまして、AEDを認識していただいて、即時に対応できるような周知に、より分かりやすく努めていきたいと思っております。

○えのした委員 ハトのふん害についても伺いますが、以前のご答弁で、区民からの相談に応じた注意、看板の設置、パトロールなどを実施して対応していると伺っておりますが、その後、区としてどのような取組をしているのかお知らせください。

○河内環境課長 ハトの対応でございますが、業者のほうで対応することには変わりございませんが、実績、それから方法、価格などを勘案いたしまして、しっかりと実績が上がるようなものを進めるとともに、補助金などにつきましても、他の自治体の動向などを踏まえて検討を進めているところでございます。

○塚本委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、2点伺いたします。307ページの猫の不妊・去勢手術費助成、301ページの不妊治療助成事業について、それぞれ伺いたしております。

まず初めに、猫の不妊・去勢手術費助成から質問いたします。

私の地域に猫のボランティアで熱心な方がいまして、よく話を伺います。猫に対する愛着心から、何十年も地域の猫の不妊・去勢手術を、品川区の助成を使い、実施されたり、里親を探すボランティアをされたりしていまして、地域猫を守ることは公衆衛生にもつながり、命を大事にすることは、地域の子どものための教育にもなるという観点からも大事だと話され、要望としては、猫の不妊・去勢手術費を全額補助してほしいという要望を、声としては聞いています。

品川区においては、飼い主のいない猫との共生モデル地区を事業として実施されていますが、19地区のモデル地域での不妊・去勢手術の実績、一般枠での不妊・去勢手術の実績、また、共生モデル地区が今、19地区ありますけれども、こちらが進展されているか、共生モデル地区になるために、新たに申請の問合せやそういった声などがあつたか、また、モデル地区で把握されている猫がどれだけ減っているかなど、分かればお聞きしたいと思います。

○船木生活衛生課長 3点ほどご質問いただきましたが、まず、不妊・去勢手術の実績でございますが、令和4年度モデル地区でございます。雄の去勢手術は20頭、雌の不妊手術は33頭、それから、モデル地区ではない一般枠につきましては、雄の去勢手術が53頭、雌の不妊手術59頭の実績がございます。

前年度ですと、19の地区を指定していたわけでございますけれども、また今年度も、地域の猫の問題に困られているという方々から、新たにこういった取組を考えてみたいというお声を二、三件ほどいただいておりますので、そういったお問合せがあつた場合には、こういった活動の趣旨であるとか、そういう部分をご案内しているところでございます。

それから、モデル地区の実績でございますけれども、前年度19地区ございましたが、この部分に限つての実績を申し上げますと、認定前の管理頭数が388頭に対しまして、現在218頭と、170頭ほど減少している状況でございます。

○ゆきた委員 一般枠での不妊・去勢手術の数と、共生モデル地区での去勢・不妊手術の数を見ると、着実に地域猫の数も減っているということを確認させていただきました。また、今ある共生モデル地区を土台にして、さらに発展させていくと同時に、共生モデル地区の浸透がなされていない実情があると

思われますので、さらなる周知が必要と思われます。

申請の問合せについてですが、共生モデル地区になるためのハードルが少し高いのが、一つ要因としてあるのかなと感じます。共生モデル地区になるための要件を見ると、町会および自治会の単位で申請とあります。

一昨日も私は猫の区民相談を受けました。ここ最近、猫が進出してきて、ここ二、三日連続で家の前にふんをされているということでした。町会全体の単位で猫の被害で困っているというよりは、町会のこの地域という単位で、町会全体で一致団結して対応していきますというよりも、現場では被害の出ている地域での有志数人で対応している状況です。

そういった意味で、例えば5人いれば、共生モデル地区とまではいかななくても、共生モデル地区の前段階のサブ共生モデル地区のような形として、不妊・去勢手術が一般枠よりもさらに助成が利いたりしていくようにするのはいかがでしょうか。

○船木生活衛生課長 今のご指摘でございますけれども、現在のモデル地区活動と併せまして、活動の充実に向けまして、今年度、町会・自治会を単位としない活動の整備につきましても、現在整備を進めております。年内には区の中の規定を整備して、遅くとも年明けには区民の方に周知できるのではないかと考えております。

また、いずれにしましても、モデル地区は長年の実績を積み重ねてまいりましたが、こういった地域の実情を考慮した活動の仕組みを整備いたしまして、それと同時に、そういった地域猫の活動を区として、活動の公益性とか公共性をしっかりと支援していくということが大切だと思っておりますので、その点、考えていきたいと思っております。

○ゆきた委員 また、共生モデル地区と並行しながら、より小さなコミュニティに対しても訴えていくという形でご答弁ありましたけれども、小さなコミュニティに対してのサポートができる仕組みができれば、実際に私も、猫が4匹出てきて困っていると相談を受けたことがあります。町会にまで諮ってというよりも、より小さなコミュニティで対応しておりました。そのコミュニティの中でも、約10万円の不妊・去勢手術費を出し合っただけという状況でございました。こういった対策についても、引き続き検討していただければと思います。

続きまして、301ページの不妊治療助成事業について質問いたします。

令和4年4月から、国の施策として不妊治療が保険適用され、子どもを望む夫婦の経済的負担が緩和され、大変喜ばれている声を数多く聞いております。しかし一方で、保険適用に伴い、今まで不妊治療に取り組む方に向けて全国一律で支給されていた東京都の特定不妊治療の30万円の助成金の制度が廃止されたことで、特定不妊治療に取り組む方の中には、負担増になったとの声もあります。品川区の区民にとっては、特定不妊治療を行う際、保険適用外の先進医療に対しては、東京都からかかった費用の10分の7、上限15万円の手厚い助成がありますが、中には一部、法改正により負担増になっている方もいます。

港区では先進医療に対して、東京都からの助成に上乗せで30万円の助成と、自由診療に要した自己負担へ30万円の助成が行われています。ぜひ品川区独自で、特定不妊治療の先進医療に対するさらなる助成金制度を求めますが、品川区のご所見をお伺いしたいと思います。

○若生健康課長 不妊治療助成のうちの先進医療部分の助成についてのご質問にお答えいたします。

区としては、東京都の先進医療の助成制度はご案内のとおり、15万円上限で、かかった費用の10分の7を助成するというので、かなり手厚い制度になっていて、他区でも上乗せとか、あるいは自由

診療に対する助成まで広げている区もあるということは認識しているところです。

一方で、こういった高度な先進医療ですとか、保険が利かない自由診療に目が行きがちで、確かに負担は大きいというところなのですが、実際のところ、そこに至るまで、多くの場合が保険適用の治療を行った上でというところで、結果、先進医療に至る方が区でどのぐらいいらっしゃるのか、また、どの程度の負担があったか、都の助成に上乗せする必要があるかどうかなど、そういったところも、必要性を慎重に見極める必要があると考えてございますので、区といたしましては引き続き、都の状況ですとか、他自治体の実績なども注視しながら研究してまいります。

○ゆきた委員 確かに、東京都から保険適用外で先進医療に対して行った際には、10分の7という手厚い支給がありますけれども、特定不妊治療をした際に、先進医療をしたらどうかとなったとき、その後に、これが駄目だとなって自由診療をやってみようとなったときには、混合診療になれば全て実費の支払いともなります。ほかの区ではなかなか少ないところですが、港区ではやっていますが、ほかの区ではやっているところもありますので、品川区として寄り添った対応として、今後検討していただければと思います。

○塚本委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もよろしくお願いたします。私からは、329ページのプレミアム付区内共通商品券発行助成、293ページの健康ポイント事業運営委託、325ページの中小企業事業資金融資あっせんについて伺います。

まず、329ページのプレミアム付区内共通商品券発行助成について伺います。

当会派、しながわ未来では、品川区商店街連合会、区商連の皆様と、令和6年度の政策要望に関して意見交換をさせていただきましたが、そこでプレミアム付商品券事業の継続支援と、電子化への移行検討に対するサポートのご要望をいただきました。プレミアム付商品券事業の継続支援はもちろんのことですが、電子化はキャッシュレスによる利便性向上、データ収集・分析の効率化、利用者層拡大など様々なメリットがあります。

区商連からの要望、様々なメリットがあることを踏まえ、当会派でも品川区に同じ要望をしております。主体は区商連ですが、助成する立場として、プレミアム付デジタル商品券の導入に関して、過去にほかの議員の方の質疑もございますが、現在の品川区での検討状況、お考えについて、簡潔にお答えください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまのご質問は、いわゆるデジタル商品券についてのご質問と認識しております。

デジタル商品券は、ただいまのご指摘のようなメリットがある一方で、利用者あるいは店舗側の課題もあるということで認識してございます。この点も含めまして、現在、商品券の発行主体であります商店街連合会との協議を続けております。

○山本委員 それぞれ課題があると認識しておりまして、その対応について考えを申し上げます。

まず、デジタル商品券導入に伴う換金コストによる負担増については、確かに換金時、一度集めた資金を利用店舗へ振り込む際の振込手数料が課題になると考えます。しかし、現在、紙の商品券において、換金する金融機関の窓口では無料での取扱いとなっておりますが、金融機関側でも過大な事務負担が発生しております。昨今の金融機関は窓口業務を減らすため、同じ振込でも窓口とインターネットバンキングでの振込手数料に大きな差をつけており、当該金融機関としても事務負担は軽減したいはずですが、どうなるか分からないですが、振込手数料に関する減免交渉の余地はあるのではないかと考えておりま

す。

また、区商連としても、事務局で手作業をしていて大変だと聞いています。これを削減したいとの意向があります。今後精査をしないとはいけませんが、負担軽減・削減の余地は大いにあると考えております。

次に、店舗側の負担、資金繰りが課題となります。今までいつでも金融機関窓口の商品券を持って行って換金できたものが、一定期間ごとの振込入金になるからです。確かにここは配慮する必要があります。しかし、クレジットカード利用と同様となりますので、カード会社を利用している店舗は比較的受け入れやすいと考えます。最終的には店舗の理解を得る必要があります、ここは区商連の皆様と一緒に進めていくということかと考えます。

それから、課題の一つに、デジタル化対応が困難な方やシニアの皆様への配慮も必要だと考えております。これは、一気に移行せず段階的に進めることで、配慮することができると考えております。他区では、例えば3年程度、紙と併用して段階的に試行している事例や過去実績があります。段階的に併用している試行期間の間に、昨日お話ししたはじめてのスマホ体験教室やスマホよろず相談でやり方を教えて、紙からデジタルの商品券にシフトしてもらうのがよいと考えます。デジタル化を一気に進めて得られる効果を考慮すれば、スマホ教室を年間1,000回やっても2,000回やっても、無駄ではないと考えます。アプリの利用説明をスマホ教室の講座に入れれば、アプリの普及にも役立ちます。

おのおの課題への考えを説明いたしました。感想をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまの店舗側の換金手数料の問題ですが、利用者側の対応ということでご指摘ございました。先行事例の中でも、実際にそういった声も出ておりますし、新聞報道などでもそういう課題があるところがございます。こういう課題をどうクリアにしてやっていくかということも含めまして、引き続き検討なり協議を続けてまいりたいと思います。

○山本委員 ぜひ前向きに検討をお願いします。

これは私として、とても重要だと思っております。商品券のデジタル化だけにとどまらない話だと考えております。昨日お話しした行政のデジタル化を加速するためのキーコンテンツの一つだと考えています。

行政のデジタル化を進めるために、デジタル商品券の試行後には、デジタル地域通貨へつなげていく必要があります。デジタル地域通貨を導入すれば、単なる決済機能だけではなく、行政としての様々なメリットが得られると考えます。有事での緊急経済支援、通常時の補助金、給付金、手当への活用が、より柔軟かつ柔軟性高く運用が可能になります。観光支援、商店街ごとのキャンペーン支援も容易に実施ができます。また、ポイント配布により区民の方々へ、自治体活動、地域コミュニティへの参加、健康増進への参加を促すこともできます。デジタル化によって行政の施策を著しく効率化し、より効率的に進めることができるのです。

つまり、これは独立したデジタル商品券の導入と捉えるのではなく、品川オールデジタルに向けての一つのプロセスとして捉えることが大事です。行政をデジタル化するためには、併せて区民をデジタル化しなければいけないし、地域店舗もデジタル化しないとはいけません。そのためのデジタル商品券導入であり、はじめてのスマホ体験教室、スマホよろず相談、デジタル地域通貨と、全てつながっているのです。

デジタル商品券の導入の話に戻りますが、都内23区では、近隣の目黒区、大田区、港区のほか、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区が既にプレミアム付デジタル商品券を発行しており、また、世田谷区、

渋谷区、板橋区ではデジタル地域通貨を導入し、区の助成にしてポイント還元をしている状況です。

9月19日の日経新聞夕刊の記事では、紙が復活したり、ネガティブな意見も掲載されていました。老人が使えないと心配している、デジタル商品券など使えない店があるとの声があるとのことでした。しかし、よく内容を読むと、根本的な問題ではないと感じました。昨日の初めてのスマホ教室の説明でも述べましたが、デジタル化とは、まず慣れてもらうことが大事です。世の中、デジタル化は避けて通れないものです。

一昨日、ソフトバンクグループの孫社長が、チャットGPTのような生成AIをふだんから使っている人と使っていない人では、時間の経過とともにその能力は、〇〇〇〇ぐらい違ってしまうと発言していました。チャットGPTをデジタルと置き換えてもいいのではないのでしょうか。孫さんのお言葉をお借りすると、乗り遅れると、〇〇〇〇ぐらいに差が出ると言われています。品川区として、デジタル化についていく必要があると真剣に思っています。ですので、昨日お話ししたスマホ教室を大きく進めたほうが良いと考えているのです。高齢者だけでなく、多くの区民に行政のインフラとして浸透させていくのです。これらの実現を要望し、このテーマを終わります。

続いて、先ほど他の議員が質問されておりましたが、293ページの健康ポイント事業運営委託について伺います。

昨年度に委託先を再検討するに当たり、アンケートを取っていると思いますが、そのときに不満足として挙がっていた理由をお聞かせください。

○若生健康課長 健康ポイント事業で昨年度実施後のアンケートに関して、不満というか、満足できなかった点ということでの声ですが、1点目は、景品が抽選で、応募者が多くて、なるべく幅広く裾野を広げたいというところではあったのですけれども、ポイントが上位に当たる、頑張った人がその分報われるような仕組みにしてほしいという声が多かったというところが一つと、あと、イベントポイントというところのイベントが少なかったという声がありました。

それで、来年度期待する景品というところでは、1位が商品券の要望で、それが半分以上でございまして、その中でも電子マネーですとか、楽天ポイントなどのポイントに還元できるようにしたいとか、そういった声があったというところでございます。

○山本委員 利用者の声にもありますポイントの還元の仕方が、まさにポイントになると考えます。先ほどのデジタル地域通貨の導入により、大幅にこれがやりやすくなり、利用者の要望に応えやすくなると考えます。また、デジタル地域通貨と健康ポイントの一体化ができれば、コスト削減で無駄のない効率的な運用ができると考えます。詳しくは、またの機会でご案内をさせていただきます。今後の検討を要望いたします。

次に、325ページの中小企業事業資金融資あっせんに関連して伺います。

現在、いよいよ10月からインボイス制度が導入され、この制度により影響を受ける小規模事業者の方々、地元関係団体の方から、不安の声が多く寄せられています。主に年間売上げ1,000万円以下、大企業と取引している個人事業者が影響を受けます。免税事業者から課税事業者に変更すると、仕入れの要らないサービス業の方などで、理論的には最大100万円の増税となり、その分、資金繰りが厳しくなると考えます。維持するには、単純に売上げ10%相当の利益を上乗せする必要がありますが、すぐに適合するのは難しく、制度変更により事業が適応する当面の移行期間には、資金繰り支援が必要であると考えます。

そこで、現在実施している緊急資金支援制度を利用することができるのでしょうか。簡潔にお教えく

ださい。

○小林商業・ものづくり課長 現在、区では緊急資金としまして、物価高騰等総合支援資金というものを設けております。これについては、事業計画を出していただきまして、設備資金、運転資金というものに対して苦しい事業者の方に対して、利用が可能な制度となっているところでございます。

○山本委員 条件次第で利用できるということで理解をいたしました。

その利用条件の中で、売上高または粗利前年同期間比5%減少が条件となっておりますが、インボイス制度で影響を受ける場合は税金負担増なので、粗利減少とはならず、現行制度の対象から外れてしまいます。そうすると、売上げ減少や利益減少のところでは、条件を満たさないということになってしまおうと考えております。ですので、この利用条件を、増税分が考慮される税引き後利益5%減も対象にするか、もしくは消費税支払い分を融資対象にするなど、条件を満たしやすくなる変更を要望いたします。

それから、今後、制度利用の増加の可能性がありますので、来年度予算での予算総額の上乗せ、それから、受付期間のさらなる延長を併せて要望いたします。

また、実際困るのは、実務の部分であるとよく聞きます。本来は国が支援しているIT導入補助金を活用することが正しいとは思いますが。しかし、今までやったことがなく、慣れていない個人事業者の方にとっては、IT機器を初めて利用して手続することが難しいのではないかと考えます。中には、補助金の申請手続をすること自体が難しい方もいるかもしれません。まさに昨日お話ししたはじめてのスマホ体験教室と一緒にです。

したがって、初めて課税事業者として納税する事業者の方には、初めての課税事業者納税教室を開催することが効果的なのではないかと考えます。品川区が地元の税理士に依頼し、納税申告事務の相談教室を設け、納税手続をサポートするのはいかがでしょうか。品川区としては品川経済の安定化、地元税理士は新しいビジネスチャンス、事業者は事務負担軽減と、3者によるウィン・ウィン・ウィンの関係が築けると考えます。品川区としての考えをお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 インボイス制度の導入に対しましては、現在税務署、これは財務省、国税庁ということになりますけれども、中小企業庁でも、オンラインによる税理士の相談ということも可能になっているところでございます。また、会計事務の負担の軽減ということでいきますと、現在、事業規模の大きくない対象の方に、スマホアプリのみで会計事務ができるようなソフトというのも出ていて、それに対する国の補助なども出ているところでございます。

こういったいろいろな制度、相談制度も含めまして、ご支援・ご案内をする中で、対応を進めてまいりたいと考えております。

○山本委員 まずは、多くの困る事業者の方々に知っていただくことがとても大事だと思いますので、ご案内いただきたいと思っております。中でも、結局のところ、納税するという手続になったときに、そのサポートが要るのではないかと感じておまして、それについては、今おっしゃったところでいうと、なかなか対応し切れないところがあるのかなと思っております。

今の国の相談制度というのは、どうしたらいいのかというのに対して相談をする窓口かと思うのですが、納付するという手続に対しては、手取り足取りやってくれるものではないのかなと理解しております。そのところも地元の実業の方にとっては必要なピースだと思いますので、ぜひとも前向きに今後ご検討いただきたいと要望させていただきまして、質疑を終わらせていただきます。

○塚本委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 295ページ、休日診療委託、303ページ、予防接種費、301ページ、健康診査費、

時間があれば295ページ、公衆浴場について伺います。

まず休日診療ですが、医師会に委託しているこの事業は、事務事業概要には目的を、「休日における区民の医療不安を解消し、区民の生命を守ること」としています。私の家族も何度もお世話になり、本当にこの目的のとおりだなと思っています。

各ドクターは、自らの診療所や医院で診療しつつ、その合間を縫って医師会のこの事業に協力を惜しまず、支えられているという事業だと思います。そもそもコロナ以前からドクターは苛酷な労働環境に置かれていましたし、その上、この間はコロナ対応や電気代の高騰といった、医療機関が大変厳しい環境に置かれている中での努力に、本当に頭が下がる思いです。

伺いますけれども、この間、この事業にコロナ対策として加算がされていると思いますが、その内容について伺います。また、その加算を除いたそもそもの委託費は幾らでしょうか。そして、その金額というのはいつから変わっていないのでしょうか。以上3点伺います。

○若生健康課長 休日診療に関してのお問合せです。

まず、休日診療について、令和3年度から診療に際して、感染予防等の医師会の診療所の負担というところを考慮しまして、固定の診療所については1日5万円、そのほか輪番制については1日2万円ということで、助成を上乘せしているところでございます。

それを除いた通常の委託料としては、時間帯ですとか、休日、祝日、ゴールデンウィーク、年末年始等々でいろいろ分かれているところですが、普通の休日の日中ということで申し上げますと、1医療単位当たり12万3,616円というのが委託料の標準単価となっております。これを、通常の休日・祝日ですと、昼間は1医療単位を2班用意するというので、さっきの単価の2倍を委託料として支給しています。

それから、いつから委託料が変わっていないのかということについては、すみません、手元にデータがございませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

○安藤委員 私は8年前の決算特別委員会で、2015年10月7日なのですけれども、伺ったのですが、このときに課長が、「平成13年ぐらいから大きく変わっていない」と。それから8年たっていますので、平成13年といえば2001年ですから、22年間、委託料というのはほぼ変わっていないのです。間違っていたら、後で訂正していただきたいのですが、私はそういう認識です。

その状況の中で、今、両医師会からは悲鳴が上がっています。品川区医師会からは、令和4年度の受診患者数は回復してきたとはいえ、コロナ前の令和元年度と比べ、約35%になっていると。公益性の高い重要事業と位置づけて、これまで最大限の努力をしてきたが、今後運営状況が悪化すれば、人件費抑制のために就業時間や人員など、診療体制を縮小せざるを得ないとおっしゃっています。

荏原医師会は、休日診療所では院内の集団感染の発生を防止する責務があり、発熱者の診療に際しては、来院時間を分ける等、十分に時間的・空間的な隔離を講じる必要があると。その結果として、1日当たりに診療できる患者数は大幅に減少し、令和4年度の休日診療所の受診者数は、コロナ流行前の20%弱まで減少していると。適切な収益を確保することが難しい状況だと。休日診療事業の収益確保は、医師会の安定的な経営にも不可欠で、医師会の存続にも影響し得るものと懸念していると。大変深刻な声です。

伺いたいのですが、先ほど加算の話がありました。到底、今の加算をやめる状況にはないと思います。少なくともこれは継続すべきではないでしょうか、伺います。

また、ずっと変わっていない委託料そのものも、その間、光熱費も人件費も資材費も上がっているわ

けです。ですから、上げるべきではないでしょうか、伺いたいと思います。

○若生健康課長 ご紹介いただきました医師会の皆様からのお声というのは承知しております。一方、誤解を招くとあれなのですけれども、これは区が委託して運営しております、運営費自体は固定でやっております。ですので、利用者が増減しようが、その体制として委託料で実施していただくというのは大前提で、利用者が減ったから苦しいというのは、診療報酬という話の世界になってきて、それは区の扱っている範疇と違う話になってきて、要は、委託料で足りない分を診療報酬で賄っている状況なのかどうかというところが問題になってくるわけです。

通常、ベースというか、そこについて適正かどうかというところは、医師会とは協議させていただきたいと思いますが、そもそも受診が減ったということは、いろいろ影響が様々ありまして、例えばコロナ下で在宅勤務が広がって、在宅で日中の通常の医療機関で開いている時間にかかれるという方が増えたから、それに伴って休日診療が減ったということも考えられるわけなのです。

そう考えますと、必ずしも診療が減ったことが問題かというところは、いろいろと考える必要があると認識してございます。

○安藤委員 そもそもこの事業を始めた当時に比べれば、この事業というのは区民の欠かせない事業になっているわけですから、患者数は、そのときに比べれば相当増えているのです。ただ、コロナ前に比べると減っているという話なのですけれども、それですと変わっていないわけです。なおかつ、燃料費も上がっている。

患者数が増えるかは関係ないと言いますが、そうしたら、やっているほうは物すごく大変になるわけではないですか。時には持ち出しで人員を配置しなくてははいけない。そういうことも現場では起こっているわけです。そういうことを全く加味しないでそのように言うのは、私は、現場の声をよく聴いていただく必要があるのではないかと思いますし、この事業を続ける上でも、しっかり現場の声をつかんでいただいて、対応していただきたいと思います。

私は伺ったのですが、少なくとも、今のコロナの加算をやめる状況ではないと思うのですけれども、少なくともこれは継続すべきではないか。医師会の皆さんも、そういう強い思いがあるわけですが、もう一回伺いたいと思います。

○若生健康課長 コロナの加算についてですけれども、これは今年度も継続はしております。

今後なのですけれども、現在、コロナも5類になりまして、医師会の側の診療所についても、厳しいコロナの利用制限というところは、大分緩和してきているということも聞いております。利用者も徐々にですけれども、増えてきているような状況もあるということもございます。

加算をどうするかというところは、また次年度の予算の話になってきますので、こちらでも医師会の状況とかも十分確認しながら、これについては考えていきたいと思います。

○安藤委員 十分確認した上で、しっかりと私は継続していただきたいと思います。よろしく願います。

次に、各種ワクチン接種ですが、まずHPVワクチンなのですけれども、東京都はこのワクチンの男性接種について、男性のがん予防や集団免疫の効果が期待できるとして、区市町村への支援について検討する考えを示しました。また、今年の品川区議会の中でも、男性接種への助成を求める質疑もなされています。医師会からも区議会各会派に対して、HPVワクチンの男性接種への助成の要望も出されています。

現場の声が、議会や行政を動かしてきていると思うのです。品川区としても、HPVワクチン男性接

種の助成の新年度からの具体化を進めるべきだと思います。既に中野区などは始めていると伺っていますが、お考えを伺います。

○坂野保健予防課長 男性へのHPVワクチンの助成ということで、これはたしか9月26日の都議会で、HPVワクチンの助成という項目が出た。それに対して、東京都知事が検討すると報道等では出て、議事録等を見ますと、「諸外国や国内の動向、国の検討状況を総合的に勘案しまして、HPVワクチンの男性接種に係る区市町村への支援について検討してまいります」という答弁がされているということでございます。

区といたしましては、東京都の情勢が今こういう状態、検討しているという状況でございますので、もし東京都の助成が何らかの形で始まったとして、それが区として利用できるかどうかも含めて、そのときにまた状況を見て考えていきたいと思っております。

○安藤委員 区長も都議会におられたので、都議会の知事の答弁のニュアンスというのは、多分かなり分かると思うのですが、これは健康にとって大事なわけですから、ぜひ素早い対応というのをお願いしたいと思いますし、品川区として、ぜひやっていただきたいと思っております。

次に、これも医師会から要望を出されているのですが、就学前の幼児に対する三種混合ワクチンです。日本でも2018年に流行した百日咳に有効なワクチンが、この三種混合ワクチンということで、現在定期接種として、0歳代で3回、1歳代で4回目が行われていますけれども、7歳の時点で流行率が46%まで低下してしまうと。このため、WHOでは、入学前までにワクチンの追加接種を行うべきであると報告しています。日本小児科学会も2018年8月から、就学前の追加接種というのを推奨しているということです。

しかし、追加接種は自費診療であるため、接種は全然進んでいないという状況だと思います。分かればいいのですが、就学前の追加接種をやっているお子さんというのはどれぐらいいらっしゃるのか、分かれば伺いたいと思っております。

○坂野保健予防課長 DPTの追加接種ということなのですが、申し訳ございません、区として何人、どれぐらいやっているかという数字の把握は、持っていないという状況です。

○安藤委員 ほとんどおられないと思うのです。ですから私は、小児に対する感染症リスクを少しでも減らすために、就学前の三種混合ワクチン接種への助成というのも実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○坂野保健予防課長 今、三種混合ワクチンについては、ワクチンそのものの変更とか、接種時期の追加あるいは変更等も含めて、総合的に国のほうで検討しておりますので、区としてはその動向を注視してまいりたいと考えております。

○安藤委員 ぜひ注視だけではなくて、検討して実施していただきたいと思っております。

1点だけ。特定健康診査で区独自に超音波検査を導入していただきたいと、区民や関係者から要望が上がっているのですが、超音波検査の有効性についてと、ぜひやってもらいたいのですが、やっていない理由というのを伺います。

○坂野保健予防課長 特定健康診査での超音波検査ということなのですが、具体的にどの部位が対象なのかが分からないものなので、何ともお答えし難いところです。

○塚本委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 293ページ、健康センター事業費、303ページ、新型コロナウイルスワクチン接種、311ページ、水質調査、318ページ、産業経済費全般、329ページ、消費者啓発費、これは

時間があれば伺いをいたします。

まず、健康センター事業費についてなのですが、これから新たに公募が始まりますが、現行は指定管理者が住友不動産エスフォルタ株式会社だと思います。それで、まずエスフォルタは、直営店を六本木、渋谷、赤坂などにお持ちなのなのですが、月会費約3万円から4万円、入会金も約3万円程度が多い状況でして、一方、品川健康センターは500円、荏原健康センターは400円ということでございます。

確認したいのですが、まずその内容、品川健康センターでやっているプログラム、またインストラクターは、エスフォルタ直営店と質が同じなのか、クオリティ的に同じなのか、それとも健康センター用に、少し質とか、トレーナーのレベルをある程度落としてやられているのか、その点はいかなのでしょうか。

○若生健康課長 健康センターの現指定管理者の住友不動産エスフォルタの、独自でやっている六本木や赤坂のジムについては、会員制でご紹介のとおり、少し利用料金としては高めな設定になってございます。事業者に聞いたところ、これは会員制で、個人レッスンというか、パーソナルレッスンを中心にやっている、ある程度そういった層の方がご利用されているようなところを聞いてございます。

一方、区の健康センターにつきましては、公営ですので、幅広い年代の方が利用できるように、フリー利用のマシン利用とか、スタジオでのコース型の教室とか、希望すればパーソナルレッスンというものもやっておりますが、インストラクターの質がどうかということにつきましては、ターゲットが少し違うので、一様に比較するのは難しいかなというところは認識してございます。

○筒井委員 分かりました。エスフォルタ直営店のほうが会員制で、パーソナルトレーニングが多いというご答弁かなと思いますけれども、すごく格安で、エスフォルタ直営店と同じようなレベルのトレーニングとか、そうしたご指導をいただくと、大変ありがたいと感じております。

私もかつて利用したことがあるのですが、一方で、民業圧迫にならないのかなという懸念もありまして、その点はいかがお考えなのかということと、そして何より肝腎なのが、健康センター事業で区民の健康増進の効果というのは出ているのでしょうか、伺います。

○若生健康課長 2点ご質問いただきました。

まず、健康センターが民業圧迫にならないかということにつきましては、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、健康センターは比較的幅広い、低料金で利用できるということで、一般的な民間で行われているようなフィットネスクラブ、ジムというところに比べると、ハードルが低く、どなたでも気軽に利用できるということを主眼としてやっているところですので、現在、品川と荏原とそれぞれでございますが、周辺のジムの状況なども確認したところ、割と先ほど申し上げたようなパーソナルレッスンとか、最近では24時間ですとか、あるいは個別レッスンのようなところを主眼としたところが多く、大規模な健康センターのようなジムというのは周辺にはあまりないということで、そういう意味では、民業圧迫にはなっていないかなと認識してございます。

それから、健康の増進の効果ということにつきましては、数値的になかなか表すのが難しいのですが、モニタリング評価は毎年やっていたり、満足度調査の結果を見ましても、満足度というのは8割を超えている状況でございます。日々健康増進に効果があったという声もございますので、そういったところで十分効果は出ているものと認識してございます。

○筒井委員 承知しました。

今、モニタリングのお話が出ましたけれども、令和4年度の総括シートによりますと、令和2年度・

令和3年度は収支で赤字が出ております。これはコロナが原因かなと思っているのですが、令和4年度は収支がぴったり0円になっているのですが、これはどういった理由なのでしょう。

○若生健康課長 令和2年度・令和3年度が赤字というか、マイナスになっている理由としましては、ご指摘のとおりコロナ禍ということで、利用料収入がかなり減少してしまった。休業ですとか、利用定員制限というも行っていましたので、当然その分、利用者の収入は減るところになってございまして、これがコロナ禍という理由でしたので、区といたしましては、指定管理事業者にはそこは全て経営努力でというところは難しいということで、令和2年度については大幅に補填といたしますか、区としてその分を穴埋めというか、そういうことをしてございます。ただ、マイナスになっている部分が東京都の雇用調整助成金を申請している分になりますので、実質ゼロになるというところがございます。

一方、令和3年度については、当初マイナスになることが想定されていまして、その分、指定管理料を上乗せしてやっておりました。そういう関係から、結果的に137万円ほど赤が出てしまったのですが、そこについては事業者との事前の協定上で、ここは赤字が出ても事業者のほうでのむという取決めをしておりますので、ここはマイナスというところになってございます。

それから、令和4年度、先日モニタリング調査でご報告した収支0円になっているのは、令和4年度は戻ってはきたのですが、若干赤字が出てしまった部分について、補正予算で区として手当てしたということで、その結果、収支が0になっているという状況でございます。

○筒井委員 分かりました。それで、先ほども申しましたとおり、区民料金が品川健康センターは500円、荏原健康センターは400円になっているのですが、この料金は、区民の方と区外の方が同じという状況だと思います。ですが、指定管理料は品川区民の皆様の税金が使われているので、そろそろ区民の料金と区外の方の料金に差をつけるべきかなと考えておりますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○若生健康課長 健康センターの料金が区内・区外で差を設けていないというご指摘のとおりなのですが、当初から気軽にワンコインで利用できるようなという考え方で、500円、荏原健康センターは施設が小規模ということもあって400円と、100円安くしているところなのですが、一方で、コース型教室、これは予約制で事前料金を支払っていただく形ですが、こちらについては、抽選になった場合は区民を優先しているという形で、一定、区民のほうを優先に利用していただけるような配慮をしているところです。

フリーの利用については、区税の公平性の観点というのもございますけれども、受付事務等もなかなか、区民か区民以外で判別するところに、受付事務が煩雑になるとか、いろいろそういったところもございまして、現状では料金に差を設けるのは難しいというところで認識しております。

○筒井委員 区民か区外かは、住所確認とかをすればいいだけかなと思っておりますので、その内訳というのものもあるかと思っておりますけれども、そろそろ区民の方が500円だったら、区外の人は800円とか1,000円ぐらいいただいてもいいのかなと思っておりますけれども、その点、よろしく願い申し上げます。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、コロナ後遺症、またワクチン後遺症についてお伺いいたします。

コロナ後遺症が初めて傷病補償年金支給が認められたということであり、また、東京都でも今、増加傾向だという報道が出ております。一方で、ワクチン後遺症という話も出てきている状況ですが、コロナ後遺症、ワクチン後遺症について、何か今、品川区に問合せが来ているのか、また、そうした症

状が出ている方などの把握をされているのでしょうか。

○濱中新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチン接種後の、いわゆる後遺症、遷延する症状ということのご質問かと思っております。

国におきましては、いわゆるワクチン後遺症、遷延する症状につきましては、科学的な知見がまだ出ていないというところで、今後研究をしていくという報告を受けているところでございます。

また、区におきましても、いわゆる遷延する症状におきまして、具体的な相談等は受けていないところでございます。ただ、健康被害救済制度の受付窓口でございますので、そうしたところはしっかりと区民の方に説明して、受付をしていきたいと思っております。

○筒井委員 分かりました。今、そうした状況ですけれども、多くの医療だとかワクチンの専門家の方々に、ワクチン後遺症などがあるのではないかという議論が出てきており、また、大阪府泉大津市長の南出賢一氏が、この市長はワクチン推進派・反対派どちらでもないという立場で、ワクチン接種選択の自由、慎重に判断すべきだという慎重派のお立場を取られているのですけれども、そして最近、新型コロナワクチン後遺症対策プログラムを打ち出して、ふるさと納税型クラウドファンディングで皆様からのご協力を募るということをやっております。

自治体の首長までこうした主張を取られているということで、そうすると、ワクチンに関する情報が錯綜しており、一見もっともなものもあるかなと思う一方、これは真偽不明、因果関係不明のものではないかというのものもあるかと思えます。そうしますと、一般の区民の方は大変混乱をいたしますので、そろそろそうした整理が必要かなと思っております。

ただ、新しいウイルスであり、新しいワクチンであり、仕方がないのですけれども、時がたつにつれ、そうした事実が解明されることになってくるかと思うのですが、こうした現状に対する区のご見解と、区はそうした情報をいろいろ注視し、任意接種ということに留意しつつ、区民に対し適宜適切な情報提供をしていっていただきたいと思っておりますけれども、お考えはいかがでしょうか。

○濱中新型コロナウイルス予防接種担当課長 ワクチンの安全性についてのご質問かと思っております。

ワクチンの安全性につきましては、国の審議会で検討いただいておりますので、その中で、現在重大な懸念は認められないという評価をされていると受けているところでございます。

区民の方への周知におきましては、国の科学的知見、正しい情報を、国のホームページをご案内したり、情報提供したり、様々ございますので、そういったものをご案内する中で、安全性についてしっかりお伝えをいたしまして、ワクチンを打つことによるデメリットとリスクをお伝えした上で、ご自身が受けるかどうかをご判断いただければと思っております。

○塚本委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 301ページ、出産応援事業、295ページのかかりつけ医療定着推進事業について質問させていただきます。

出産応援事業は、令和4年度は10万円のギフト給付で、今年度から出産・子育て応援事業として、伴走型相談支援と、経済的支援として国と都から計15万円のギフト給付があると認識しています。引上げになった出産一時金の50万円と合わせて、出産に対して65万円の補助が今あるということだと思います。そうすると、実際の出産にかかる費用に近くなってきているとは思いますが、今回、ギフト給付についてお伺いしたいと思います。

これについて、現金給付をしている自治体もあります。ギフトが電子クーポンですと、掲載商品は定

価値だったり、クーポンの残高が使い切れなかったり、送料など、詳細は把握していませんけれども、うまく使っている方もいらっしゃるのだと思いますが、ギフト給付はうれしい反面、おむつをはじめとする育児用品は、近くの薬局で買ったほうが安いと思いながら使っているという声を聞いています。区としてのお考えを伺います。

○若生健康課長 出産・子育て応援事業、区としては今年度実施している事業について、現状クーポンで実施しているところを、現金化できないかというお尋ねかと思えます。

区といたしましては、当初の国や都の説明によって、この事業自体が、出産される方とか子育てをされる方への支援を主眼としておりまして、そういった意味で、子育て等に利用可能なものというところで給付も考えていたという考え方がございまして、国の説明では、現金給付については、これは国の補正予算で決まって、そこから開始までの期間が非常に短かったという事情もございましたので、自治体によっては、早く現金で準備を進めてしまっていたのですけれども、後の説明で、なるべくクーポンでという国の考え方が出てきたものです。

そういった事情もあって、当初現金で始めてしまっていたところは、なかなかシステムの変更とかが難しいということで、当初の年度、令和4年度については現金でも許容しますという説明があったかと記憶しておりますが、一方で、できればそういったところの趣旨も踏まえて、なるべくこれはクーポンで支給してほしいと。

それは、効率的なシステム運用、これは都道府県の広域連携をしてくださいという国の考え方もございまして、東京都も従来からやっていた赤ちゃんファーストという10万円のもの、そのシステムが既にできておりましたので、それをそのまま出産・子育て応援事業に活用して、効率的な形でやるということに、区のほうも同意というか、そこに乗ってやるというのが適当な判断だと考えてございまして、現金ですと子育て以外のところ、貯蓄に充てられてしまったり、遊興費に充てられてしまったりということも考えられますので、今後もクーポンというところで、区としては進めていきたいと考えてございまして。

○せらく委員 私も厚生労働省のガイドも確認いたしまして、現金給付というものは、オプションとしては排除されないけれども、将来的にクーポン広域連携など、効率的な給付方法について検討いただきたいということを確認しています。また、現金給付の場合、必ずしも子育ての商品に充てられないおそれがあり、貯蓄につながる可能性もあるからということが示されていますが、今の管轄であることも家庭庁の担当者は、ウェブメディアで、今後の方向性については様々なご意見を伺いながら検討していく予定と回答されています。

当区も区民の声を聴いていくというお考えがあると思うのですけれども、今年度の妊娠8カ月頃アンケートの結果を踏まえて検討いただきたいと思いますが、今年度のアンケート内容についても併せてお伺いいたします。

○若生健康課長 現金での検討というところでございます。繰り返しになってはしまうのですけれども、東京都のクーポンと同時に合わせて行っているという関係から、それをまた切り分けて現金化するということになると、システム的な対応などがいろいろ煩雑になってきて、その分コストもかかってくるという事情もございまして、なかなか難しいところだとは考えてございまして。

○塚本委員長 アンケートについては。

○石橋品川保健センター所長 現在アンケートを、8か月目の方で実施しております。アンケートの内容について、母親の方の心身の状態ですとか、そういったところを含めてアンケートを実施しており

ます。そのアンケートの回答を確認させていただきまして、必要があれば面談等につなげていく、フォローしていくということで実施しております。

○せらく委員 分かりました。

都内で出産した方の出産費用の持ち出し額がSNSで話題になっていたのを見てみると、有名な雑誌でも平均20万円と出ていたそうで、実際に現金として多くの方がこれだけ支払っています。加えて、民間が行った出産・子育て応援ギフトに関するアンケートの結果では、現金で受け取った方の満足度は高く、ギフトと比べてすぐに使えることが取り上げられています。また、物価高騰の中、持ち出し額が多いということもあり、家計に充てることは十分子育てにつながると考えておりますので、こちらは利用者の声もしっかり聴いていただきたいと要望いたします。

続いて、かかりつけ医定着推進事業について質問いたします。

かかりつけ医紹介窓口の利用ターゲットは、全区民になるでしょうか。個別のターゲット層がある場合、利用者の年代や就業の有無などをお聞かせください。加えて、実際の利用者の年齢層や属性をお知らせください。

○若生健康課長 かかりつけ医定着推進事業についてでございますが、ターゲットは区民全体ということになってございまして、特に限定してございません。それから、利用者の年齢層等の属性については確認していないところなので、区としても把握していないところでございます。

○せらく委員 健康を維持するためにも若い世代からにも利用してほしいと思っています。今、かかりつけ医紹介窓口は電話もしくはファックスで、平日の9時から17時という時間です。日中仕事をしているなど忙しく過ごす人へも、体調不良の場合にはすぐにかかりつけ医に相談できる体制の確保として、AIチャットボットを活用した紹介窓口などもニーズがあるのではないかと考えています。

また、かかりつけ医紹介窓口から病院を紹介した際の引継ぎ体制などはありますでしょうか。紹介窓口で症状を伝えて、病院でも説明するのは二度手間になりますし、引継ぎがうまくされていないと、実際は違う診療科で幾つもの病院にかかったり、たらい回しにされる可能性が出てきています。この2点について見解を伺います。

○若生健康課長 若い世代向けの周知というところ、それから、チャット等を活用したというところでございます。

この事業は医師会に委託をしている事業でございまして、品川区医師会、荏原医師会で、そういった窓口を平日9時から5時までというところで、土日と休日も含めて開設しているところございまして、現状、電話とファックスもしくは来所というところになってございます。

AIチャットボットですとか、若い方ですとか、スマホとかをご利用したりというところでの仕組みというところは、医師会との協議、調整が必要になってくるところではございますが、そもそもこのかかりつけ医の仕組みが、身近に自分がかかりつけ医を持っていない方向けに、そういったところをご紹介するというところが主なところになってございますので、通常そういったものがない方で、困ったときにというところの引継ぎというところについては、考えてまいりたいと思います。

○塚本委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願いたします。私からは、299ページ、母子保健指導事業費、303ページ、予防接種費、321ページ、産業連携推進事業、323ページ、創業支援施設等経費についてお伺いたします。

1点目に、予防接種費についてお伺いたします。

予防接種スケジュール管理アプリサイトの昨年度の利用状況を教えてください。福岡県北九州市では、9割以上の方が妊娠届をアプリから申請しており、福岡県春日市では、母子手帳アプリを導入し、伴走型相談支援事業のアンケートも100%近くアプリから行っているとのこと。また、豊島区の子ども家庭支援センターでは、一時保育事業の予約について、母子手帳アプリにてオンライン予約できるシステムを導入しています。そこで、伴走型相談支援における母子保健分野DXについて、区の現状と今後のお考えをお聞かせください。

2点目に、母子保健指導事業費についてもお伺いいたします。産前産後ケアの検討状況についてお聞かせください。

3点目にも行きます。産業連携推進事業、創業支援施設等経費についてお伺いいたします。まず、SHIPなどで実施しているスタートアップ企業支援について、現在の状況と今後の展開について簡単にお聞かせください。

○坂野保健予防課長 まず私から、予防接種アプリの利用実績についてだけお話ししたいと思います。

今年の8月末時点でございまして、ユニークユーザー数が、これは一つのアカウントで子どもを複数登録できるものですから、2,464のアカウントで、2,852のお子さんのデータが入っているという状況でございます。

○若生健康課長 母子保健の分野のDX化についてお答えいたします。

区では、まず妊娠届につきましては、既に区の電子申請フォームで電子申請を受け付けて、電子化を進めているところでございます。また、母子手帳アプリのご紹介がありましたけれども、こちらについては国の検討会で、母子手帳は紙のほうも残すという方向も含めて議論も進んでいるところで、そういったところの動向を注視してまいりたいと考えております。

今年度、出産・子育て応援事業というのを開始してございまして、ギフトの申請ですとか、8か月アンケートの回答等のところも、基本、電子フォームでの対応になってございます。そういったところで電子化も徐々に進めているところでございます。

今後、母子保健等は自治体のシステムの標準化の対象になっておりますので、今後システム改定に合わせて、相談記録の児童福祉部門との一部共有等も視野に入れて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○石橋品川保健センター所長 私からは、産前産後のケアについて回答いたします。

産前は、妊娠届出時・8か月頃にアンケートや面談、妊娠期の教室にて妊婦の心身のケアを行っております。産後は赤ちゃん訪問や育児学級、健診、産後ケア事業などで、赤ちゃんと産婦のケアを実施しております。

検討というお話ですが、現在も月齢やタイミングに応じてサポートを実施しておりますので、まずは既存の事業をしっかりと周知し、それぞれの事業の利用者からの要望等を伺い、必要があれば事業の見直しを検討し、今後活用していただけるように実施してまいります。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまSHIP、品川産業支援交流施設についてのお尋ねがございました。現在SHIPでは、個人・法人合わせて200社が活動拠点にして、創業活動というのを行っております。区や施設では、相談会とかセミナーとか、あるいは各種支援、助成金のご相談などもやりながら、事業成長を支援しているところでございます。

また、SHIPの特徴としましては、近くにあります五反田バレーとの連携という活動の中で、アクセラレーションプログラムという、より一段高い成長を目指すようなプログラムの取組を進めていると

ころでございます。

○横山委員 産前産後ケアの部分なのですけれども、お母さん方だけに限りませんが、他人に迷惑をかけてはいけないという価値観が根深く残っていると考えています。自分の体を休めることに罪悪感を持つという方もいらっしゃると思います。見守りおむつ定期便で、産後ケアなどのメニューをご案内いただいたり、応援ギフトのメニューに入れていただくなど、必要な方が利用しやすいような工夫を要望いたしますが、区のご見解をお聞かせください。

また、SHIPの取組についても引き続き、ぜひスタートアップ企業支援を進めていただきたいと思います。思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今年7月から9月なのですけれども、産業連携の部分ですが、テレビドラマの新時代を切り開くということで、福澤克雄監督のアドベンチャードラマ「VIVANT」が放映され、高視聴率を記録しました。このドラマはモンゴルと日本がロケ地となっており、続編が期待される声も多く、私も楽しみにしている一人です。島根県と番組とのコラボ特設サイトや、監督やキャストとの聖地巡りツアーなどのシティプロモーションや、観光客誘致の取組にも注目しておりますが、今日は産業経済費ですから、行政評価シートの103ページのモンゴル高専についてお伺いいたします。

まずは、5月と8月に実施した人事交流の概要と、交流を通して得られた気づきについてご説明ください。また、今後の展望について、区のご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまモンゴル高専の事業についてのお尋ねがございました。

品川区では、具体的に言いますと、平成29年、2017年から、区内中小企業の海外からの技術人材の確保ということも目的としまして、人事交流を続けてきたところでございます。今年も、ご指摘にありましたように5月に、品川区と区内企業でモンゴルに行きまして、今年のインターンシップですとか短期交流、あるいは就職というところも含めた、いろいろ現地の学生との交流というのもやってきたところでございます。

ただいまのご質問で、この交流を通じて得られた気づきというところでございますけれども、モンゴル高専というのは日本語の教育、日本式の教育を取り入れた高等専門学校ということで、日本に対する理解、憧れというものが強いと感じました。その中で、日本企業に対して技術的な部分、あるいは将来的な交流というところで、期待も高いのだなということを改めて感じ取った次第でございます。

○石橋品川保健センター所長 私からは、産後ケアについて回答いたします。

今、委員からご指摘のあったとおり、産後のお母さんが一人で抱え込んでしまうという事象は、出産後間もなく起こり得るとこちらも認識しております。品川区で母子保健事業として実施しております育児学級ですとか、そういうところも含めて、一人で悩まないでくださいということは今後も周知をしていきますし、11月からスタートさせます定期的に見守りの訪問をする見守りおむつ定期便でも、毎月訪問することで、お母様の心身の不安の軽減を図っていきたいと考えております。

○横山委員 ぜひ産前産後ケアを含めて、総合的にお母さんたちが自分の体を休められるように、よろしく願いいたしたいと思っております。

交流の件、ありがとうございました。私は2019年3月の予算特別委員会で、グローバルコミュニケーションについて質問していますが、モンゴル高専と科学技術交流事業を通じて、日本人がモンゴルの方々とビジネスをする際に必要な相手の価値観、関係の維持向上の鍵、問題解決、モンゴル人からの日本企業の評価など、グローバルコミュニケーションにおける知見が蓄積されているかと思っております。

あと、事業の実績、課題の指標についてなのですけれども、いろいろ試行錯誤しながら決めていただいているかと思いますが、例えば交流した企業数が3社など、今後、交流に関する指標も実績に追加していただくとはいいのではないかと考えていますが、区のお考えをお聞かせください。

長期的なアウトカムに向けて、例えば、五反田バレーとモンゴルとの実際の取引につなげていくためのステップを踏んでいくようなイメージを持っておりますが、いかがでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまグローバルコミュニケーションですとか、あるいは今後の実績評価ということについてのお尋ねがございました。

実際、5月に私が訪問したときの、いろいろ現地の学校の校長先生のお話ですとか、あるいは学生の反応というところでは、日本企業に対する、技術力というものに対する意識、関心の高さというのがありますし、もう一つ、よく耳にしましたのが、日本人、日本企業はよく時間を守ると。こういうことをモンゴル高専の中でもしっかりと教育しているのだということをお伝えされたいといったところがございます。こういったことが将来的に、日本の就職というところでも生きてくる分野ではないかと思っております。

また、今後の実績指標というところがございますけれども、現在、ご指摘のありました行政評価シートの中では、一つ、区内中小企業の関心としましては就職が高いので、それプラス交流ということも今後拡大していけるように、いろいろ進めてまいりたいと考えております。

○横山委員 ぜひよろしくをお願いします。

○塚本委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 本日もよろしくお願ひいたします。327ページ、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金、303ページ、各種がん検診についてお伺いします。

まずは327ページ、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金です。

近年はウクライナ戦争や円安などの影響を受け、原油価格の高騰が著しく、一向に原油料も下がる気配がありません。そのため、苦しんでおられる事業者の方も多量中、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金により救われている方もおられると思ひます。対象事業の分野は運輸・水産とありますが、この事業の具体的な支援対象と支援実績についてお示しください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま、品川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金についてのご質問がございました。

具体的な対象事業というところがございますけれども、タクシー事業者でございますとか、トラック事業者、あるいは軽貨物自動車運送事業、あとは屋形船の事業者など、こういうところがございます。トータルの支援実績としましては、308件でございます。

○澤田委員 支援対象、支援実績ともに確認いたしました。

当初予算額は2億3,112万円となっておりますが、実績の決算額は5,134万404円であり、執行率は22.2%となっております。この支援金は308件に支給されたとのことですが、当初の見込額よりも、なぜ低かったのかと思ひでしょうか、そのお考え、理由について、区としての見解をお聞かせください。また併せて、周知の方法をお知らせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま支援実績についてのお尋ねがございました支給率のところでございます。

実際この予算、昨年度、令和4年度の補正予算で実施した事業でございますが、補正予算の成立時期ということもございまして、2月13日から3月17日という期間の中で実施したものでございます。

可能な限り、この中でも年度末に間に合うようにということで実施したところでございます。

この予算の目安としましては、関東運輸局に確認いたしまして、区内でどれぐらい事業者の届出があるかというところで予算の目安を立てたところでございますけれども、実際、こういった国の許認可事業の中で、届出が出ている事業全てが活動しているというわけではないようでございまして、そういったことも執行率に影響したのではないかと考えてございます。

もう1点、制度の周知、広報のところでございますけれども、品川区としてこういった助成金を実施する場合には、広報しながわやホームページ、メルマガ、チラシ、あるいは議会関係の広報の中でも情報を流させていただいたところでございます。また、業界団体の関係するところということで、個別にタクシーとかトラックといった各団体も通じて、情報の周知ということをお願いしたところでございます。

○澤田委員 事業時期が2月13日から3月17日までということで、執行期間の長さだったりということが、執行率の低さの一因にあったということで、それほど実際の執行率は低くないのかなと思われました。また、区報での周知や、団体、個別にタクシー会社などへの周知をされているということで、しっかり周知もされていることが確認できました。

国による燃料油価格激変緩和措置の期間が令和5年12月末までとされている中、平時の物流や発災時に協力事業者としての協定を結んでいる運送事業者、品川区の観光を盛り上げる舟運事業など、様々な区内の事業者の方々が廃業してしまうことのないように、令和5年度も引き続き、支援策を継続して行っていただきたいと要望いたしますが、区としての見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまご指摘の件の、運輸事業者向けのというところでございます。

現在、国の動向としまして、委員ご指摘の経済産業省で、燃料油価格激変緩和対策事業についてのガソリンに対する支援というものがございます。また、先月9月1日から東京都で、運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業というものが実施されておまして、中小の貨物運送事業者に対する支給というのも実施されているところでございます。

こういった国とか都の経済支援という対応も含めて状況を見ながら、経済動向として、何を区として必要な支援を行うべきかということ、引き続き考えてまいりたいと思います。

○澤田委員 まずは、国や都の経済支援の動向を見ていかれるとのことですが、ぜひ、困っている事業者の方たちのために何ができるかということ、区としても考えていただけることを要望いたします。

続きまして、303ページ、各種がん検診についてお伺いします。

品川区では、様々ながん検診を無料または一部負担金を徴収する形で行い、区民の皆さんの健康と命を守ろうと努めておられます。このうちの胃がん・肺がん・大腸がんは男女ともに、また、女性特有の子宮頸がん・乳がんにおいても罹患率が高く、これらは厚生労働省が定期的ながん検診を受けることを推奨している5つのがんであり、この罹患率の高いがんについて、いかに多くの方に検診を受けていただき、早期発見・早期治療につなげていくかが、命を守るために重要だということは周知の事実です。

区では、対象年齢になると受診票を郵送されていると思っておりますけれども、受診率促進のために行っている区の特徴的な取組や周知方法、また、それらの実績をお聞かせください。

○若生健康課長 がん検診の周知ということでございます。

まず、ご紹介いただきました5つのがんも含めまして、毎年様々ながん検診をやってございます。区では40歳以上の世帯へ、まず、がん検診全体の個別のご案内通知を年度の前半にお送りしているところでございます。国保加入者の方には国保の案内と同封して、後期高齢者の検診の場合はそちらの案内

に同封して、社会保険の方についてはまた別に、個別で送っているというところがございます、それ以外の特徴的な取組としましては、胃がん・乳がん・子宮がん検診につきましては個別受診券を、年齢が来たらお送りしているというところがございます。

それで、取組としましては、さらに肺がん・乳がん・子宮がん検診については、未受診者に対して現在、再勧奨通知というのを、また個別におはがきをお送りしたりということをやっております、乳がん・子宮がんにつきましては、令和4年度の受診率は2年前の令和2年度と比較しまして、乳がんが5%、子宮がん検診は5.3%、受診率が増加しているといった効果が出てきているところがございます。

○澤田委員 乳がん・子宮がん・肺がんでの未受診者に対する個別通知、再通知など、様々な取組が行われていることが分かりました。また、それぞれパーセンテージも上がっているということで、ぜひこの取組を続けていただけたらと思います。

そこで、乳がんなのですけれども、10月1日はピンクリボンデーとして、区内の13橋梁がピンク色にライトアップされ、乳がんの周知啓発のシンボルとして、まちを華やかに彩っていますけれども、こちらはSNSなどでは発信されたのでしょうか。

○若生健康課長 10月1日のピンクリボンデーのライトアップは、河川下水道課のライトアップのところとタイアップしてやらせていただいております、SNSの発信というのはやっておりませんでしたので、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○澤田委員 まだSNSでの発信はされていないということでしたので、ぜひきれいな夜景などとともにSNSで発信して、アピランスケアなども一緒に周知していただけるとありがたいと思います。

様々な年齢の方が見ている広報しながわだけでなく、SNSなどを使って若い世代の方や、子育て支援アプリなどでその世代に対するがんの周知や、例えばどうやったら防げるか、自分で気づけるかなどという周知も、ぜひ併せて行っていただきたいことと、高齢の方に対しては、FMしながわやケーブル品川などを利用して、民間のACジャパンのCMのような短時間の動画などで分かりやすく、検診の大切さなどを訴えかけていただけたらと思います。要望で終わります。

○塚本委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、303ページ、予防接種委託、高齢者インフルエンザのワクチン接種について、子宮頸がんのワクチン、時間がありましたら、307ページの犬の登録・予防注射についてお伺いをさせていただきます。

まず最初に、303ページの予防接種委託、高齢者インフルエンザのワクチン接種についてお伺いたします。

今日は衛生費でありますので、健康部門の方がいらっしゃいます。医療的な部分でお伺いをさせていただきますが、今年の流行の特徴をお知らせいただきたいと思います。そして、ワクチン接種の効果、いつ接種するのがいいのかというところを教えてくださいたいと思います。

○坂野保健予防課長 インフルエンザの流行がどうかということなのですが、既に報道等でも相当出ておりますとおり、今年はかなり例年にない状況を呈しています。具体的に申しますと、インフルエンザの流行は大抵、年が明けたぐらいで立ち上がってきている。よく冬休みが明けたタイミングで増え出すと。そのときはA型で、A型のピークが収まった後にB型というのが大体パターンなのですが、今年には既にご承知のとおり、今、大流行しているということでございます。

ちなみに、最新の数字でございますけれども、東京都全体で定点当たり16.58ということで、こ

の時期としては非常に異例のインフルエンザの流行が観測されているということでございます。

あと、ワクチンの効果でございます。インフルエンザのワクチンでございますと、流行を抑えるというよりも、どちらかという重症化予防に効果があるとされておりまして、感染を抑える効果というよりも、重症化を抑えて、例えば入院などの件数を減らしていくという効果があるものかなと思っております。

○塚本委員長 適切な接種の時期を質問されたかと思えます。

○坂野保健予防課長 接種の時期なのですが、法定B類の接種期間は、10月1日から1月末までという期間が設定されています。

○新妻委員 これから例年であると冬にはやっていくというのが、今、流行のピークであるということでありましたが、接種の時期がいつなのかというと、10月1日から1月末と設定をされています。

地域の方から、この流行を得て、早く接種をしたいというお声が結構ありましたが、実は病院の予約をすると、10月以降しかできないと。そういうことで仕方なく10月以降に予約を取っていらっしゃる方もいます。

この流行のタイミングというのをしっかりと読んで、国の動きもあると思えますけれども、区民としてはわかりたくない、重症化を防ぎたいという思いがありまして、早くやりたいというお声があるのですが、前倒しでやっていくことというのは、区と東京都、また国との連携の中で可能なのでしょうか、1点お伺いをいたします。

それと、我が会派の若林委員からも、歳入の審査の際に確認をさせていただきました。財政課長にワクチン接種の助成の拡充ということを確認させていただきましたが、高齢者の方の健康を守るという視点で、一部負担ではなくて、全額しっかりワクチン接種の助成をしていただきたいというのが公明党の要望であります。

実は私も先週、インフルエンザに罹患をして、非常に高熱が出ました。自分がかかったときに、これは高齢者がインフルエンザになってしまったら、すごく大変だなということを実感した一人であるのですが、ここは品川区がしっかりと、高齢者の健康を守るという視点での助成の拡充の視点に立った上で、品川区、そしてまた東京都と連携をしながら、全額助成に向けての取組をぜひ進めていただきたいと思っております。

都議会出身の区長、そしてまた、東京都から来られた副区長と、東京都の連携というのはばっちりであると思っておりますので、その辺を強力に進めていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○坂野保健予防課長 まず、ワクチン接種の時期を今年のような流行のときは前倒しできないかということなのですが、今使われている不活化ワクチンは、技術的な話をしますと、鶏の卵から使う関係があるので、この時期を変更するのは、技術的には相当難しいということがあります。ただ、今後、別な形のワクチンの開発が進んでおりますので、そうなると、もしかしらできるかもしれないというのが技術的な部分としてございます。今の不活化ワクチンだと難しいということがあります。

東京都と連携して、高齢者のワクチンの2,500円の部分をというお話でございます。東京都とお話する機会等があれば、こういう意見があって、考えてくださいと、ぜひ意見は言いたいと思っております。

○新妻委員 区長も今うなずいて、副区長もうなずいていただいておりますとおり、しっかりと進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、子宮頸がんワクチンについてお伺いをいたします。

これまで私も、予防できるワクチン接種ということで、品川区の女性のHPVワクチン接種を推進させていただきました。キャッチアップが今、行われておりますけれども、このキャッチアップの期間が、令和7年、2025年の3月31日までが助成対象となっております。ここを逃してしまうと、自費でということになりますけれども、しっかりここに向けての再度の勧奨を強くお願いしたいと思っております。

また、検診を受けられている方、子宮頸がんの検診の受診率は、品川区が設定をしている目標よりも高い結果が出ていると確認をさせていただいておりますが、予防と検診が発症を抑えていく重要な鍵となっていると思います。キャッチアップを含めて、さらなる勧奨を要望いたしますが、見解を伺います。

○坂野保健予防課長 HPVワクチンのキャッチアップ接種についてでございます。

今、委員からお話ありましたように、令和6年度末、ですから令和7年3月までのキャッチアップ期間と今の時点では言われております関係で、来年の、時期は未定なのですが、夏頃をめどに再度、未接種者に対する個別の勧奨を計画しているところでございます。時期は未定でございますが、来年の夏前後をめどに考えているところでございます。

○新妻委員 よろしくお願ひいたします。

先ほどもありました男性へのHPVワクチンの接種につきまして、都議会で前向きな答弁が出たと。私は前向きな答弁であったと受け止めました。そして、区長もそのSNSに反応されていたのも確認をしておりますけれども、これは男性・女性双方に接種をするということで、大きく集団免疫をつけていく中で、これを抑えていくと。そういう効果があると私は捉えているのですけれども、品川区として、先ほども申し上げたとおりですが、東京都と連携をしていただきながら、よく情報を得て、早めに品川区として進めていただきたいと思いますが、改めて見解を伺います。

○坂野保健予防課長 HPVワクチンの男性への補助ということでございます。

既にご承知のように、中野区で始まっているものでございますけれども、先日の都議会での小池知事の答弁にもありましたとおり、もし東京都から何らかのスキームが出た場合には、区としても考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○新妻委員 東京都のスキームが出たらということですが、品川区はやりたいのだという姿勢をしっかり示した上で、スキームを待っていただきたい。その方向で進めていただきたいと思っております。

○塚本委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願ひします。本日は303ページ、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺ひします。

今回の新型コロナ感染症が始まって3年半が過ぎました。パンデミックという混乱の中、品川区民の健康と生活を守るために、日々奔走された区役所の皆様、保健所をはじめ、区内の医療機関の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、一時期のピークを過ぎ、ウイルスが変異を続けた結果、弱毒化し、感染症法上の位置づけは、令和5年5月8日よりインフルエンザと同じ5類に移行いたしました。厚生労働省のデータでも、乳幼児から若い世代の重症化率はほぼ0%となっており、社会は落ち着きを取り戻しつつあります。

一方で、あまり報道されませんが、ワクチンの副反応による後遺症、死亡が表面化してきています。ワクチン接種は社会防衛上行われる予防的措置と言われておりますが、100%安全な医薬品はない以上、それによる健康被害の発生は避けられません。特に今回のコロナワクチンは、いずれも中長期的な治験

を欠く特例承認として接種が開始されたものです。あなたの大切な人を守るためにといったCMを見て、ワクチン接種をした結果、健康被害を受けることになった人々に関しては、社会としてきちんと救済を行うべきだと考えます。

予防接種法に基づき、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、その健康被害が接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費や年金、死亡一時金などの給付が行われます。厚生労働省の疾病・障害認定審査会、感染症・予防接種審査分科会の8月31日の審議結果です。この制度が始まってから、令和3年12月までの約45年間に健康被害が認定された件数は、日本脳炎、インフルエンザ、HPVなど、全てのワクチンを合わせて3,522件。対して新型コロナウイルスワクチンは、接種が始まった令和3年2月から令和5年8月の2年半で、認定件数が死亡一時金認定210件を含む4,098件です。約45年分の認定件数を、この2年半で超えています。さらに、審査未了が8月の時点で3,920件あり、申請件数は今もなお増えています。

そこで質問です。品川区でも予防接種健康被害救済制度の申請の窓口を行っているようですが、品川区では、申請は現在何件でしょうか。また、進捗状況を教えてください。

○濱中新型コロナウイルス予防接種担当課長 区が窓口となっております予防接種健康被害救済制度のご質問でございます。

区としましては、こちらの制度としまして、区が窓口となりまして、書類に不備がないかを確認しましたら、東京都、また国に進達するという制度になっております。

区の8月末現在の受理件数でございますが、36件受理をしております、そのうちの29件を東京都・国に進達しているところでございます。

○おぎの委員 この品川区でも、人知れずワクチンの後遺症に苦しんでいる方がいるということ、私たちは知るべきだと思います。今年の夏に、東京の参政党議員で都内在住のコロナワクチン被害者の会の方々からヒアリングを行いました。お会いした品川区の40代の女性は、2回目の接種直後から頭痛と目まい、倦怠感がひどく起き上がれないと、横になったままでのヒアリングとなりました。何度も救急搬送され、独り暮らしで頼る人がいないので、時々ヘルパーに来てもらっている。毎日しんどい。被害申請するにも自分で書類を集めるのが大変だった。やっとの思いで申請を出したが、返事はまだ来ない。

別の都内の方です。集中治療室でECMOを回し、第一線で活躍していた看護師です。工作上、接種を辞退できず、3回目接種直後に体調が急変し、働けなくなりました。障害者手帳は取得したが、復職はできず、貯金を切り崩して生活しています。今の制度では助からないと思っている。

都内12歳の男の子です。1回目接種の2日後に全身のしびれと炎症が起き、激痛で眠れなくなった。痛くて寝返りが打てない。ボールペンすら持てない。大学病院の麻酔科では、全身に陣痛レベルの痛みが起きていると言われた。ここまで来ると、モルヒネで痛みをコントロールするレベルだが、年齢を考えると医師も慎重になっている。将来は医師か薬剤師になりたいと、今まで学習塾に通ってずっと頑張っていたのに、この状況で中学受験は絶望的です。死にたいと言っている。12歳の子が死にたいと言っているのです。今はただ、朝までぐっすり眠らせてあげたいとお母さんのお話です。

ほかにも、ワクチンの健康被害で苦しんでいる方が何人もいらっしゃいました。そして、皆さん体調不良以外に、相談窓口の少なさ、手続の煩雑さ、申請しても結果が来るまでに時間がかかり過ぎる、生活が一変し、働けず家計が大変と悩んでおられました。こういった表に出ない、困っている方を助けるのが行政の仕事だと思います。

名古屋市ではこういった事態に、名古屋市医師会、愛知県看護協会協力の下に、なごや新型コロナワクチン長期的な副反応相談窓口を設置し、自治体でも独自でワクチン接種に係る被害の申請の支援制度を始めています。また、こちらは令和5年6月5日までは、2,000件を超える相談を受けているそうです。また、先ほど筒井委員からも出ました大阪府泉大津市も行っており、ほかの自治体に先駆けした取組ということで県外から注目されています。その他、救済制度申請をして国の審査結果を待つ方に対して、自治体独自で見舞金を支給する愛知県や新潟県新発田市といった自治体もあります。

被害を乗り越えて、全ての人が自分らしく生活できるように、品川区も真剣に救済に取り組んでいただきたいと思います。ご検討のほどをお願いします。

また、ワクチン接種を個人の判断に委ねる以上、メリットとデメリット双方をきちんと周知することが重要と考えますが、品川区はホームページにおいて、デメリットの部分も周知に努めていると言えるでしょうか。

現在、ほかの自治体では副反応に関しても、ホームページで自治体以外の状況を随時更新して掲載している自治体があります。例を挙げますと、一宮市、名古屋市、泉大津市、新潟市、浜松市、宇都宮市、鎌倉市、春日井市、草津市、吹田市、彦根市、小牧市、都道府県では、鳥取県、宮城県、滋賀県、兵庫県、岡山県、宮崎県、沖縄県などです。副反応の疑い報告数だけでなく、年代、接種から死亡までの期間、ワクチン種別、接種回数、死因などを詳しく掲載している自治体もあります。

対して品川区は、厚生労働省等へのホームページのリンクと、なぜかお隣の港区のアンケート結果があるだけです。これで区民にきちんと周知をしているとは言い難いと思われそうですが、どうでしょうか。区民の方がメリット・デメリットをしっかりと理解した上で選択できるように、双方の情報をきちんと伝えていただきたいと思います。

○濱中新型コロナウイルス予防接種担当課長 予防接種健康被害救済制度でございますが、区は窓口としまして、調査委員会等を開催して、書類の不備がないかを迅速に確認いたしまして、速やかに東京都・国に進達していきたいと思っております。また、給付が決定しましたら、その給付手続きにつきましても、責任を持って速やかに進めていきたいと思っております。

また、副反応は予防接種後に起きますので、そうした場合は、東京都の副反応のコールセンターがございまして、24時間受け付けております。看護師等も相談を受けますので、東京都の副反応相談センターをご案内していくところでございます。

また、区のホームページの周知でございますが、厚生労働省は新しい情報を頻繁に更新されておりますので、厚生労働省のご案内をするとともに、区としましてもホームページを工夫していきたいと思っております。

○塚本委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願いいたします。私からは、301ページの母子保健費、産後ケア事業について、そして、303ページの保健予防費、各種がん検診について質問をさせていただきます。

最初に、母子保健費の産後ケア事業、特に日帰り型についてお伺いいたします。

以前はホテルで実施されていましたが、令和5年3月より、ホテルの閉館に伴い品川保健センターに会場が変更となり、8月1日からは荏原保健センターの仮施設に変更となっていると認識をしております。ホテルでの産後ケアの利用については、とても評判がよかったと伺っておりますが、今回移転に当たり工夫した点、そして現時点での、分かる範囲で大丈夫なのですが、保健センターでの産後ケアの利用状況、また課題があれば、併せて教えてください。

○石橋品川保健センター所長 私からは、産後ケアの日帰り型についての質問に回答させていただきます。

まず、ホテルでの実施を検討しなかったのかということになりますけれども、ホテルでの実施が大変好評だったことは、こちらでも認識をしております。ホテルの継続を検討しなかったのかということになります。区が産後ケア事業の開始後、産後ケア事業の国のガイドラインが発出されました。それによると、居室、カウンセリングを行う部屋、その他、事業の実施に必要な設備を有する施設とされたため、現在は設備を整え、荏原保健センターにて実施をしております。

荏原保健センターでは、沐浴の指導ができるブースですとか、ゆっくりお休みができる仕切りを作って実施をしております。また、部屋を大きくして、様々なケアが可能な形で設備を整えております。

日帰り型の利用率になります。令和4年度、出生数に対しての実績は6.8%という形になります。今年度の利用率といたしましては、3%というところになっておりまして、昨年度はホテルで実施をしておりましたので、少し高かったところもありますが、今年度はまだ利用率が達しないところもありますので、今後周知をしっかりと図っていきたいとは考えております。

課題になりますが、利用者の声として、本事業の利用者に利用後のアンケートを実施しておりまして、令和4年度のアンケートの集計では、日帰り型は95%の方が満足したと答えており、育児の不安が解消された、自信が持てた、家で活用できるなどの好評の声をいただいておりますが、そのほか、年齢に合わせて複数回利用したい、ケアの内容を増やしてほしい、パートナーや家族にも指導してほしいなどの要望もお伺いしております。

95%の方が満足したとお答えはいただいておりますが、さらに活用できたらと思っている利用者の声と捉えております。今後、このような声が検討課題と捉えております。

○ひがし委員 変更になった点や、理由、経緯について、また、工夫した点についても理解することができました。利用率については課題があるということも把握いたしました。

今年の8月、荏原保健センターの仮施設に産後ケアが移転するというので、私も視察に行かせていただきました。実際に現場を見てみると、今おっしゃったとおりに部屋も広く、そして個別対応できる内装、またおもちゃなど、明るい雰囲気、子どもも母親も落ち着ける環境だと思いました。ただ、現在、日帰りでの産後ケアの利用申込み方法を見てみると、電話で予約をした後に申請書を郵送またはファックスで提出、その後に通知が送られてくるという流れになっていると思います。

産後ケアは、産後4か月未満の母親が、体と子育ての不安に対して助産師に相談でき、産後の不安を解消する場だと認識しておりますが、産後の体の負担、そして子育ての中で、このような電話、また書類の作成などは負担になるのではないのでしょうか。電話でのヒアリングもしているということをお伺いしておりますが、申請の方法については負担を減らすために、例えばネットで、せめて予約の空き状況が分かる仕組み、そしてさらに言えば、ネットで申込みができるようにするなど、デジタル化を進めていくべきだと思います。そうすることで、利用者の負担軽減になると思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長 申請の方法についてですが、現在、日帰り型は委託にて実施をしております。その中に予約受付業務も含まれております。空き状況やケアの希望の確認をするなどということもあり、現在は電話にて受付を実施しております。

現在、区役所のあらゆる申請の電子化が進んでいることをはじめ、本事業においても今後、利用者の利便性、利用者の年齢層なども検証し、より利用しやすい申請方法、空き状況の確認方法を検討してま

います。

○ひがし委員 ぜひ、デジタルネイティブが増えていくことも見据えて、子育て世代、若い世代が利用しやすい事業になるように、予約のデジタル化、また、仕組みのブラッシュアップについても検討していただきたいと要望させていただきます。

続きまして、各種がん検診についてですが、先ほど澤田委員からも受診率についての説明、そしてご答弁があったと思いますので、私からは、検診率を上げるため、そして今ある課題についてのお話をさせていただきます。

障害がある方にとって、がん検診のお知らせが送られてきても、病院が自分たちの疾患に対応してもらえるのか分からず、受診から遠のいているとのお話を伺いました。また、子宮がん・乳がん検診など婦人科の検診では、トランスジェンダー男性の方々は、そもそも物が届いても見ずに捨ててしまっている、または受診のときに身体的な説明、対応についても不安があり、検診に行けず発見が遅れてしまうなどの問題も起こっています。

このような事例を聞き、私は早期発見の観点においても課題だと感じておりますが、区としてはどのように捉えているのでしょうか。そして、そのような当事者の方々に対して、検診前のサポートとして、区としては現在どのような対応をしているのか、また、今後検討していることもあれば、併せてお聞かせください。

○若生健康課長 障害をお持ちの方等へのがん検診のご案内でございます。

がん検診につきましては、基本的には各種がん検診は、医師会に委託しているものが多いものでございまして、区といたしましては、障害ですとか、ジェンダーも含めた違いに関わらず、基本的にはがん検診を受けていただけるような体制を整えていただくということを前提としてやってはおりますが、実際には障害の程度によっては、例えば車椅子の段差ですとか、あるいはエレベーターがなかったりといった状況もあるということで、そういったお問合せも区にいただいているところもございます。

そういったところが課題としては認識しているところではございますが、そういった対応というところにつきましては、ご相談を受けた際には、そこでどういった困難があるのか、どういった支障があるのかというところは、医療機関で丁寧に聞き取っていただく必要があると思いますので、区にお問合せいただいた際は、実施医療機関ですとか、あるいは医師会に問い合わせさせていただくようなことのご案内をしているという状況でございます。

○ひがし委員 早期発見というのは本当にとっても重要なことになっており、電話の問合せのサポートだけではなく、検診を受け入れてくれている病院の情報も、区としては医師会を通じて把握していると思いますので、ぜひその情報も、何かしらの形で当事者の方々に届けばいいなとも思っています。例えば、現在送られている検診用紙の病院の一覧に何か一言記載するなど、配慮があればと思うのですが、いかがでしょうか。

難しい状況もあるとは思いますが、現状困っている方がいるということも変わりありません。実際に先ほどお話があったように、障害を持った方々が困っているということ、さらに検診につながるような支援を引き続きお願いしたいと思います。答えられる範囲でご見解をお願いします。

○若生健康課長 お知らせを検診の実施機関の一覧に表示をしてはというご提案でしたが、例えば車椅子対応可とか書いても、実際通れるかどうかとか、幅とか、いろいろその方の状況によっても異なるので、なかなか一律には難しいのですけれども、今後、医師会等と意見交換してまいりたいと考えてございます。

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時09分休憩

○午後1時09分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、山本委員より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○山本委員 先ほど誤解を与えかねない不適切な発言がありましたので、取消しをお願いいたします。

○塚本委員長 ただいま、山本委員より発言を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第116条の規定に基づき、申出のとおり取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員 どの部分を取り消すのかということがよく分からないのですけれども。

○塚本委員長 取り消す発言の内容につきましては、後刻、記録を調査の上、措置をすることとしたと思いますので、ご了承願います。

では、ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しを許可することに決定いたしました。

先ほど申し上げたとおり、発言の内容につきましては、後刻、記録を調査の上措置することといたします。

それでは、質疑を続けます。

ご発言願います。やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 295ページのAED管理費と、あと305ページ、自殺予防対策事業と、横断して323ページの中小企業活性化事業費、時間があれば305ページの新型コロナウイルス感染症対策でお聞きします。

AEDなのですけれども、先月の本会議において、ゆきた委員がAEDに関する質問をしました。先ほども、えのした委員もされました。非常に関心が高いところだと思います。9月の本会議において、コンビニへの設置の検討を進めていくというようなお話がありましたが、それ以外の場所における設置の検討はございますでしょうか。お願いします。

○若生健康課長 AEDの設置拡大につきましては、様々検討を進めているところでございまして、まずはコンビニへの設置に向けて、今検討を進めているところで、その設置を進めていった先に、またほかのところについては検討してまいりたいと考えてございます。

○やなぎさわ委員 そこでぜひお願いしたいことが、介護施設への設置でございまして。今のところAEDの設置には、法律上はどの施設においても必ず設置するという要件はないのですけれども、入居型の介護施設には、ほぼあるとは思いますが、自主的に設置していると。ただ、ショートステイやデイサービスのようなところは任意なので、設置しているところはそれほど多くないのかなと考えております。というのはなぜかという、やはりAEDは値段が高い。大体26万円ぐらいするのです。私が勤めていた介護施設、デイサービスですけれども、18人ぐらいの規模なのですが、そこでもいろいろ検討したのですけれども、やはり少し負担が大きいと。歩いて2分、3分ぐらいのところに児童施設があって、そこにあるからということで、では何かあったらそこに行って借りようということで済ませて

しまっています。本当だったら、やはり職員も万が一のときのために、当然利用者の命を守りたいということで、1分蘇生作業が遅れると10%救命率が下がるというデータもあって、本当は職員も設置したいという思いがあるのですけれども、やはり予算的に難しいという現状があって、本当に泣く泣く断念したというようなこともございます。

大田区において設置補助事業も始まっておりまして、初期費用ですと32万円余まで、設置の補助事業というか、給付が下りるといような事業も始まっておりますので、ぜひ他区の事例も参考にさせていただいて、やはり命を守るというところで検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○若生健康課長 まず、基本健康課として進めていることは、まず現状は区有施設の中で、区立の施設であれば設置が済んでいるというところでございますが、介護施設等につきましては、ショートステイやデイサービス、そういったところ、法人が運営していたりということもあるかと思っております。そのようなところは高齢者福祉部門などとお話ししないと、ちょっと何とも今は申し上げられないところではございますけれども、そのようなところは課題であると考えております。

それから設置補助、大田区のほうで進めている件につきましては、区としても認識してございますけれども、まずは確実にコンビニへの設置というところについて進めて、その後助成等も視野に入れて考えてまいりたいと思います。

○やなぎさわ委員 横断的なことだと思のですけれども、ぜひ早急に、前向きに進めていただきたいと思います。

次に、中小事業の活性化事業なのですけれども、先ほど山本委員等の質疑であった支援策といいますが、あつ旋事業というのは、物価高騰等総合支援資金という名目のあつ旋事業でよろしいでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 そのとおりで結構でございます。

○やなぎさわ委員 私が聞き逃していたら申し訳ないのですけれども、結果的におっしゃられた税引後利益にしてほしいというような要望に対しては、お答えはいかがでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 物価高騰等総合支援資金につきましては、やはり目的として、物価高騰というところを対象に要件としております。そのため、そういった条件を設けているところでございますけれども、融資あつ旋のメニューというものは他にもございまして、そういったところでは、そういった売上条件をつけていないものもございまして、そのような中で活用できるものもあろうかと思っております。

○やなぎさわ委員 例えばインボイスの導入でお困りの方において使えるあつ旋事業というのは、制度的にどういったものがございましてでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 物価高騰、例えばですけれども、単独の理由ではなくて、物価高騰も含めて、例えばそういったインボイス対応も含めてということで、設備投資なり、あるいは運転資金ということでございましたら活用の可能性ございますし、そのほかにも小規模事業者を対象としたような専用メニューがございまして、そういった中で活用できるものもあろうかと思っております。

○やなぎさわ委員 それは全て貸付けでございましてでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 貸付けというところでは、ちょっと改めての確認になるのですけれども、こちら品川区のほうで融資あつ旋を行うということで、貸付けを行うのは、あくまで主体としては金融機関になります。

○やなぎさわ委員 基本的には貸付制度のあつ旋ということになるということだと思います。結局そ

れだと、やはり売上げ1,000万円以下の小規模事業者にとって、やはり何の解決にもならないと思うのです。例えば漫画家、声優、アニメーターのような方などは、クールジャパン、日本の文化、皆さん子どもの頃から慣れ親しんでいる漫画・アニメの作り手の方の5人に1人が、インボイスが始まると生活が立ち行かなくなると、廃業しなくては行けないというようなことをおっしゃっています。かなり危機的な状況だと思うのです。そのような中、やはりこうなってくると、失業してしまう、廃業してしまうと。その先にあるものは、やはり自殺とも関係してくると思うのです。失業率と自殺率の相関関係が非常に高いということは有名なことでございます。

もともと日本はG7の中においても自殺率が非常に高く、特に15歳から34歳の方の自殺率というものは、G7で断然トップになります。当然経済的な理由もありますし、病気など、いろいろな理由もあるかもしれませんが、経済的な理由で自死を選ばなければいけないという、死にたくなるような社会というものは、やはり変えていかなくては行けないと思いますし、それが区の中でできることがあれば、例えばそういった支援事業など、やっていけるようなことをぜひ考えていただきたい。多くの、もともと生活の苦しい方たちをさらに苦しめてしまうというのがインボイス制度だと思うので、そこで何か区で現在考えていることなど、そういったものがもしあればお示しください。

○小林商業・ものづくり課長 やはり企業が立ち行かなくなる、あるいは個人事業が立ち行かなくなるというところで、我々のほう、先ほど申し上げたような融資あっ旋ということではありますけれども、実際に、例えば2,000万円お借りになった場合ということでいきますと、金利負担や信用保証料の補助という意味では、実質的に補助金的な性格もあるような事業でございます。こういった中での活用や、あるいはインボイスに関わるところでいきますと、国の支援制度がございます。このようなものを適切にご案内しながら、支援を進めてまいりたいと思います。

○やなぎさわ委員 区として独自では特に考えていないというようなことだと受け取りました。ぜひその辺しっかりと、もう少し考えていただきたいと思います。ゼロゼロ融資の返済も始まっております。倒産も増えております。これが続くと、インボイスも重なって、さらに物価も高騰、ガソリンもトリガー条項が発動されずにどんどん上がっております。このような状況で、さらに日本は不景気になるし、自殺する方も増えると思います。ぜひそういったところを真剣に考えていただきたい。区民の命を守るという意味で考えていただきたいと思います。

最後に、先ほどもコロナ感染対策はおぎの委員がお話しされたところで、時間がないの要望だけですが、やはり品川区のホームページを見ても、内容が薄いなど感じます。個人の判断とはいえ、やはり判断できる材料をしっかりと提示した上で、ワクチンを打つ・打たない自由を選んでいただくということだと思うので、ぜひメリットだけではなくて、デメリット両方をしっかりと丁寧に載せる。国の事業とはいえ、そこは区でしっかりとできる限りのことをしていただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、こしば委員。

○こしば委員 よろしく申し上げます。私からは、303ページ、保健予防費から小児インフルエンザワクチンについて、299ページ、母子保健指導事業費に関連しまして、病気の子どものケア教室開催について、時間がありましたら、301ページ、成人歯科健診についてお尋ねしてまいります。

まず、小児インフルエンザワクチンに関連をしまして、インフルエンザワクチンの乳児への接種費用についてお伺いをいたします。

現在、国立感染症研究所の感染症発生動向調査によれば、インフルエンザの季節外れの流行が8月の下旬から既に始まっております。東京都感染症情報センターの都内定点医療機関からの報告において

も、9月18日から24日の1週間で、既に患者数が12,19人と、流行注意報基準であります定点当たり10.0人を突破しているようです。既にインフルエンザの流行が始まっている中でのインフルエンザワクチンの接種開始という、かつてない状況下で、10月1日より品川区のインフルエンザワクチン接種事業が始まりました。今回のインフルエンザワクチン接種費の助成では、昨年同様、対象が1歳から中学3年生までとされております。

そこでお聞きしますが、その前の6か月から1歳までの間の乳児のワクチン接種費の補助が今年度も見送られた、この理由について区のお考えをご説明ください。

○坂野保健予防課長 小児インフルエンザでございます。この事業、平成31年より始まっておりまして、令和2年より今のスキーム、年齢1歳からというようになっております。実際問題、今お話あったように、6か月からドラッグインフォメーション、要するに添付文書はなくなって電子添付になっているわけなのですが、電子添付上は、6か月から打てるということはもうご指摘のとおりでございます。実際問題、幾つかの区が少しずつ拡大をしまして、現状6か月から打てる区が、23区のうち8区でございます。今年度は従来どおりで始めさせていただいたのですが、大事な課題だと私も認識しておりますので、今後年齢の拡大については検討していきたいと考えております。

○こしば委員 理由についてお聞きしたので、ちょっとその辺りも。正直今の話だとあまり納得がいかなかったのです。もう1回答弁いただけるようでしたらお願いします。

○坂野保健予防課長 従前より、1歳から15歳というものでやっていたので、ご要望はいただいていた。今年度については従前どおりでやらせていただいたということでございます。実際問題、1歳からやっている自治体はかなり多いということも現状でございます。

○こしば委員 課長のご答弁では理由があまり深く聞き出せなかったと思うのですが、恐らく当然それは理由があったと思うのです。よく言われているものが、平成14年度の厚生労働省の研究がございまして、1歳未満児については対象数が少なく、有効性を示す確証が認められず、1歳以上6歳未満児については、発熱を指標とした有効率が少なかった、20%から30%であったという報告がなされていまして、そうはいつても、令和4年度の厚生労働省のホームページのインフルエンザのワクチンQ&Aでは、「現在国内で用いられている不活化のインフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はありませんが、インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。乳幼児のインフルエンザワクチンの有効性に関しては、報告によって多少幅がありますが、概ね20%から60%の発病防止効果があったと報告されている」と。「また、乳幼児の重症化予防に関する有効性を示唆する報告も散見されています」と明記をされており、特にこれは乳児を分けた記述はありません。また、この根拠になりましたものが、平成28年度の厚生労働省の研究対象が6か月児から中学生までとなっていまして、したがって、現在特に乳児だけを区別するという必要はないと考えております。

乳児をインフルエンザワクチンの接種費助成の対象から除外する最大の問題は、最も子育てに手がかかってしまいます乳児を育てている家庭にはワクチンの補助の恩恵がなく、子育てに少し余裕の出た家庭には1回1,000円の補助が出るということでございます。また、厚生労働省のホームページでは、先ほど言いました内容に加えて、乳幼児をインフルエンザウイルスの感染から守るためには、ご両親のワクチン接種も重要でと、親への接種も勧めています。現状、健康な若い親御さんへの接種費用の助成はされてはいません。したがって、最も子育てに寄り添い、そして支援すべき乳児を育てるご家庭に対しては、今は全くワクチン接種費用の助成がなく、トータルでいいますと、大体2万円前後と

なる親子の接種費用を全てご家庭で負担をしなければならないということにもなります。

既に先ほど課長からも答弁がありました。8区という答弁だったと思うのですが、その8区で、既に6か月以上の乳児にもワクチン接種の費用の助成がなされているということでございますので、先ほどもご答弁がありましたが、今後もこの6か月以上のワクチン接種の拡充に向けて強く求めたいと思いますが、改めてご見解をお伺いいたします。

○坂野保健予防課長 今お話あったとおり、この8区というものも少しずつ増えてきて8区になっているという現状もございますので、今後、検討の俎上に乗せていきたいと考えております。

○こしば委員 ぜひ強く要望して、時間があまりないので次の質問へ進みます。

続きまして、我が会派の鈴木博前議員が、昨年度、繰り返し病気の子どものケアの実践教室の開設を提案してまいりました。この教室は病気の子どもに対する投薬、シロップの飲ませ方、座薬の入れ方や水分の与え方、子どもの体温測定など、そういった病気のケアの実際を、座学ではなくて資格を持った専門職の講師が実地に指導する教室でございますが、実習形式で子どものケアを実際に学ぶ教室こそ、病気の子どもの世話をほとんどしたことのない保護者にとっては極めて効果的であり、安心して子育てに取り組める提案だと、会派としても実現を要望してきた経緯がございます。予算特別委員会だと思えますが、前品川保健センター長からは、区民アンケートの結果から、この実施に向けて検討していきたいという前向きなご答弁をいただいておりますけれども、この現在の状況についてお知らせいただければと思います。

○石橋品川保健センター所長 私からは、病気の子どものケア教室の開催についてご回答させていただきます。

前回、速報値としてアンケートの結果をお知らせさせていただきました。令和5年2月、品川保健センターにて、乳幼児健診にいらした338名の保護者の方に、薬の飲ませ方というアンケートを実施させていただきました。27%の保護者の方が困ったことがあるという回答の結果をいただきました。また、その際の相談先を併せてアンケートで伺ったところ、医療機関、薬剤師という結果であり、受診した医療機関や、処方してもらった薬局にて情報を得ている状況であります。現在保健センターでは、健診や訪問で子供の健康に関するリーフレットなどを配布しておりますし、お子さんの健康で困ったことがあったら窓口で相談に応じております。現時点では教室という形での開催は計画しておりませんが、今後その件に関する相談が増えたり、お子さんを持つご家庭からの要望がありましたら、検討をしていきたいと思っております。

○こしば委員 今お答えいただきましたとおり、アンケートからたくさんの気づきがあったと思います。ぜひその気づきを具体的な政策、施策に置き換えて、検討の先、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思ひまして、終わらせていただきます。

○塚本委員長 次に、つる議員。

○つる委員 295ページ、保健衛生助成金、医師会、かかりつけ医療定着推進事業、301ページ、産後ケア事業、313ページ、環境啓発・推進事業、329ページ、消費者啓発費について伺ってまいります。

本日の委員会の冒頭に、今日は何の日ということでテーマがありまして、昨日ですが、10月5日がノーベル文学賞の発表された日であります。今から85年前、差別と暴力と闘った小説家で、アメリカ人女性として初のノーベル文学賞を受賞されたのが、『大地』などの作品で有名なパール・バックさんであります。そのパール・バックさんの言葉で、どのような変化があろうとも、今日こそ最良の1日に

しようという勇気と信念で新しい日々を始めようと、このような言葉があります。後に今日の質疑が今日は何の日に上げられるような、新時代の事業展開の起点となるような質疑にぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

保健衛生のほうに伺っていきたいと思いますが、この助成金、医師会等々あるわけでありませけれども、この助成対象事業というものは、行政評価シートに一定記載いただいていることでもあります、また、その対象とする事業についての裁量というものは区にあるのかどうか、これを教えてください。

○若生健康課長 医師会等への助成金のお尋ねでございます。こちらにつきましては、様々な、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、食品衛生協会、環境衛生協会に助成金を支給しているところがございます、こちらにつきましては、区要綱に基づいて支給をさせていただいているところがございます。

○つる委員 ということは、つまり区が決められるというような理解で今受け止めましたが、そのような中で、款が超えないようには伺っていきたく思うのですけれども、民生費でも伺いました。医療的な側面でいうと、総合診療のようなこともあろうかと思いますが、いわゆるけがや疾病等だけではなくて、丸ごと患者の抱えている課題、その大部分をしっかりと受け止めていく、それで治療につなげていく、そのような意味での医療的な軸足で見ると総合診療になろうかと思いますが、例えば今開業医、本当に町場のクリニック、診療所の先生方は、様々な患者を診られる中で、その疾患、病気だけではなく、様々なお声を受け止めていただいている、そうした声も、今回の団体懇談会などでも伺ったところであります。そうしたときには、そのようなお声をいただいても、ドクターとしては、その医療の部分の切り取ってのほかの科の紹介など、そうしたことは日常の中ではできるという中で、ただ一方で、その疾患に至る背景や家庭環境、そうしたことの部分については、なかなか手を出したくても、アドバイスしたくてもできない、分からない、こうした課題も一方であるというようにも伺いました。そうしたことを考えるならば、やはりドクターであるからこそ話してみようという患者側の心理もある、こういった側面もあるようでありませけれども、そうしたときに、まさにこうした開業医、医師会に所属されている先生方をはじめとする開業医の皆さんというものは、地域福祉の担い手である、このような位置づけもあるのではないのかなと思ったときに、当然目の前の患者の方の疾患そのものをしっかりと治療いただく、薬等処方いただく、薬剤師の方ももちろんそうでありませますが、薬剤師の方などは、私もそうでありませけれども、よくいろいろ丁寧に話を聞いていただくのです。その背景についてもお声かけいただきます。品川区、既にかかりつけ医療のところでは、しっかりとそうしたことも含んだ相談体制というものは組んでいただいていると思いますが、大きく、幅広く地域福祉という部分でのところまではまだ行き着いていないのかなというときに、そうしたお声がドクターのところにも寄せられたときに、そのドクターがしっかりと行政の支援につなげられるような仕組み、体制、また支援、こうした観点が必要ではないのかなと思ったときに、例えば地域福祉であれば支え愛・ほっとステーションなどを紹介する、そうしたリーフレット等も配布をするなど、こういったことはやり方としてはあるのかもしれませんが、例えば先ほどの保健衛生助成金、要綱でということでした。区の裁量ではありませけれども、治療や医療機器、講演会、研修等というようになっています。そのような中では、例えば医師会として社会福祉士、そうしたご相談を受けたときに、ドクターが医師会のそうしたスタッフにつなげることによって、行政の、また社会福祉士等々と連携をして、その患者が抱える、これは行政マターとしての地域課題、まさに地域福祉の部分しっかりと連携していく、このようなことはできるのではないのかなと思うのですが、このような社会福祉士などを雇用する、そのような枠組みの中でこの助成金と

いうものは、枠として活用できるのかどうか教えてください。

○若生健康課長 身近なかかりつけ医等、地域の医療機関の先生方のほうに、そういった福祉的なご相談等々あった場合の、医師会にそういった社会福祉士の設置についての助成をできるかというお問合せかと思います。現状品川区では、先ほどご紹介いただいたとおり、かかりつけ医、それからかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着推進事業のほうで窓口を開設しまして、そういった地域の医療も含めたご相談は窓口として設置していて、ちょっと医療以外で対応できない部分については、適宜区ににお問合せをつないでいただいているような状況もあるかと認識してございます。

医師会にその専属の社会福祉士を置いてというところも、確かに1つ方法としてはあるかなとは思いますが。一方で現状は、区でも様々、福祉、教育、それから子ども、そういった部門のご相談、複合的な問題などもいろいろ入ってくる、それも医者を受けているという状況も医師会等からも聞いてございます。そういった時にどこにつなげたらいいのかというところは、いろいろ悩むところはあるかと思うのですが、まずは区のどこかの部署にご連絡いただければ、適切なお案内は現状もさせていただいているところではございます。そういったところも含めまして、その区のご案内先、どういったところがあるのか、このような場合はどうなるのかというところは、医師会への分かりやすい周知、品川ガイドもございますけれども、それも含めまして、ちょっと考えていきたいと思えます。

○つる委員 今ご答弁いただきました。当然今既存の区の連携部分でもあろうかと思いますが、そういったことが現場のドクターの皆さんにとってみれば、言葉を選ばず言えば手間になってしまうなど、そのようになってしまえば、それはあまりいいことではないという中では、逆に言うと受皿というのか、受け止め、担い手をまさに担っていただいているというところでは、しっかりそこに行政の支援を入れて、もっと言えば区民、そこに来られた患者、当然区民だけには限らないかもしれませんが、その課題解決にしっかりと行政が支援の手を入れていくということが大事なと思えますので、いろいろな観点、角度で引き続きご検討等いただきながら、その担い手になっていただくのか、もしくは違う形で支援ができるのか、こうしたことも含めて、引き続き検討いただきたいと思います。

次は産後ケアについてですが、まずこれ、表記の整理というところでは、例えば行政評価シートで宿泊については「産後2カ月」、それから区のホームページだと思うのですが、これが宿泊については「10週未満」、それから同じく行政評価シートの取組内容・実績のところでは「産後9週」ということで、その数字が表記の揺れというのか、そこはすごく微妙なアジャスト部分なのかもしれないのですが、ちょっとずれているので、この辺の整理は必要なかなとまずは思いました。

過日の第2回定例会で、産後ケアの拡充という視点で質問させていただきまして、宿泊、日帰り、訪問、それぞれのケアについて、今年度のこども家庭庁発足に伴ってのいろいろな法令の改正で、助成金の金額であったり、減免の助成の回数であったり、そうしたことを引用させていただきながら、その拡充を求めたところであります。そして答弁の中では、アンケートも含めて回数を増やしていくということを検討に上げていただいているところかと思いますが、また引き続き、この現在の検討状況、それから、やはり引き続き、産後ケアについては法令改正が少し前にされて、1歳未満と設定されている中で、このいろいろなニーズが、やはり孤独に育てる環境というものが引き続きあるという中では、その対象期間の拡大をして、いつでもそのニーズを捉えて活用できるという拡充も一方で必要なかなと思えます。もちろん回数を増やしていただくことで、それが満たされる部分もあろうかと思いますが、ぜひ今の回数増に対する検討状況と年齢の拡充についての考え、これを教えてください。

○石橋品川保健センター所長 まず、委員からご指摘のありました表記の件についてです。こちら、

私のほうも表記が違うことは認識をしております、今後直ちに統一して、修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

産後ケアの回数増と対象拡大ということの件ですが、以前から定例会等でも、区として質の高い産後ケアを取り組んでいくことは非常に重要だと考えているということは伝えております。そして今年度、国でも産後ケア事業のさらなる推進ということで、委員おっしゃるとおり、本年度実施要綱が改正されました。この改正された要綱や利用者のアンケートを基に、要望のありました利用回数の増加、対象の拡大、こういったところは今検討しているところになりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○つる委員 今、対象拡大もということでご答弁ありました。これは一般質問のほうから進んだのかどうか、ちょっと違うのだというようなやり取りも拝見しましたが、あとで教えていただければと思います。結果として、最終、再最終の検討の中で対象拡大も、引き続きの検討継続、ぜひやっていただきたいと思いますが、もし何か答弁があればいただければと思います。

また、乳腺炎の療養支援についても、先の定例会では求めさせていただきました。現状把握や情報収集というところで、ここは時間の関係で答弁は特に求めるものではありませんが、特筆して何かあればいただければと思いますけれども、先ほどの年齢の拡大の部分については、もし修正等が、訂正が、それこそ先ほどの話ではないですが、あるのであれば教えていただければと思います。

次に環境に関してですが、今年度、2019年の第1回定例会から4年間繰り返し訴えて、エシカルファッションショーないしサステナブルファッションショーということでやってください、若い世代の方々が環境についてより一層取り組みやすいようにということで求めさせていただきました、今月22日に、こうしたエシカルファッションショーやトークショーを含むイベントが開催をする、このことは非常にうれしい、本当に率直にうれしいなと思います。この環境のことを質問する日には必ず、ずっと言っているのですが、見えないところでしっかりと示していくというところでは、オーガニックコットンの肌着を今日もつけて質疑をしています。毎回この環境のことを言うときには、お前はどんなのだというところはきちんと示さなければいけないというところではやっています。

また、名刺については、品川区にバナナペーパーの名刺を作成いただいたり、表彰状などで活用いただいている。これも提案をして、採用いただいて本当に感謝したいところですが、私もサトウキビの搾りかすを使ったバガスパルプを使った名刺を今自分でも使っています。やはり身近なところからということ区が答弁でもあるわけでありまして、そうしたことが大事なのかなと。そうしたことを皆さんに啓発できるようなイベントにぜひしていただきたいと思いますが、今回のこのファッションショーなどについての、そのブランドの選定の経緯や、また、今回1回のみということではなくて、やはり継続的にやっていただきたいなという強い思いもあります。これまでいろいろなオピニオンリーダーの方をご紹介しましたが、そうした方々への依頼も含めて、ぜひ継続を含めた、今回のイベントの成功を思いたいと思いますが、今の状況を教えてください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま、今月10月22日に開催いたしますエシカルイベントinしながわについてお尋ねがございました。こちら消費者センター主催としておりまして、中小企業センターで実施いたします。この中で、ただいまご指摘ありましたファッションショーも、初めてエシカル商品のイベントとして実施するところでございます。

実施に当たりましては、区内企業、特に区内の女性起業家の方で、エシカルに大変造詣の深い、関心の深い方にご協力をいただきまして、例えばですけれども、ファッションの生地としましては、アメリ

カの民族衣装の生地やフィリピンの生地、そういった素材を使いまして、このようなところを通してエンカルに対する理解を深めていきたい、そのような取組でございまして、その反応を見ながら、今後またよりよい啓発イベントを考えていきたいと思っております。

○石橋品川保健センター所長 失礼しました。先ほどの答弁ですが、まずは利用回数の増加について検討してまいります。

また、乳腺炎についてですが、母乳ケアを産後ケアの中で拡大するというので、対応を検討しているところでございます。

○塚本委員長 次に、石田委員。

○石田（し）委員 よろしく申し上げます。初めの3つは簡潔にお答えください。319ページ、カラス対策とネズミ対策について、305ページ、乳がん検診などについて、そして315ページ、清掃費について、その後、327ページ、商店街活性化事業費などについて、進めてまいります。

まずはカラス・ネズミ対策ですが、五反田地域では被害が非常に多くなってきています。特にカラスはもう以前からですが、ネズミも新宿等でも話題となっていますけれども、人が活性化したことによって、飲食店も営業時間が長くなってきたことによってということもあって、ネズミが増殖しているといった中で、どのような対策をされているのかお知らせください。

乳がん検診等の、いわゆる検診ですけれども、これ先ほど橋のライトアップのときに、SNSなどでされていなかったという、これは非常に残念ですが、やはり広報の在り方として、例えば乳がん検診にしても、先月乳がんの再発リスクを調べる遺伝子検査というものが公的医療保険の対象になりました。こういった、その時々話題に、うまくそれを広報することと同時に、ぜひ検診も進めてくださいねというようにすれば、いろいろなタイミングをもって宣伝ができると思うのです。ですから、今SNSがいっぱいあっていろいろ情報発信できるのだから、そこはぜひそういったものを組み合わせてやっていただきたいと思いますが、お答えください。

清掃費についてです。今までは平成の時代、きつい、汚い、危険の3Kと言われた時代もありました。令和になってどのようなイメージなのでしょう。お知らせをください。よろしく申し上げます。

○河内環境課長 カラスについてのお尋ねでございます。カラス全般のデータでございますが、東京都環境局のデータによりますと、カラス全体の個数につきましては減少傾向にあり、また、捕獲数の推移についても、都全体では減少傾向にございます。一方で、カラスの対策の中で、区の、例えば苦情の報告件数なのですが、令和3年、4年と増加をしてきているという状況でございます。こちらの原因はちょっと把握してはございませんが、カラスの捕獲方法も含めて、様々な業者のほうも対応しながらというところで、啓発も含めて進めている状況でございます。

○若生健康課長 がん検診の啓発というところで、ご提案等いただきました。国など様々な情報と併せまして、効果的な周知の方法をSNSも含めまして検討してまいりたいと思っております。

○品川品川区清掃事務所長 今まではやはり臭い、汚れ等、こういったところが非常に気になる点でした。いろいろな技術革新によって、このようなところが非常に気になる点でございました。いろいろな技術革新によって、このようなところが様々な改善されてきておりまして、昨今は女性職員の採用など、そういった方向にも進んでいるような状況でございます。

○石田（し）委員 カラス・ネズミ対策はぜひ進めていただきたい。特に飲食店をやられている方はいろいろと自分たちが関わっていることかもしれないけれども、住んでいる方でカラスの被害などに遭われている方たちもいるので、ぜひそういった視点も含めて対策はしていただきたいなど。これ要望で終わりますので、よろしく申し上げます。

がん検診などの広報の在り方についても、ぜひよろしく願います。

清掃についてですけれども、建設業では新3Kとあって、給料、休日、希望というような言葉を並べて、新たに人材確保に努めている中でもあって、私は清掃は地位向上が必要だと思っているのです。なぜかという、SDGsや防災でも、災害が起きたときにとても必要ですよね、この清掃というものは、本当に重要な仕事にもかかわらず、先ほどちょっとお話ししたように3Kだと言われてしまったりした時代もあった。これは、私は新しい時代にぜひ地位向上を図っていただいて、安定した清掃事業を品川区で、もちろん今でもやっているのは分かっていますけれども、さらにその地位を向上していただいて、働いている方たちに本当に夢と希望を持ってやっていただけるような、そのような清掃事業にさせていただきたいなと思います。これはもう要望で終わりますけれども、ぜひよろしく願います。

それで本題というか、ここから少ししっかりとお答えいただければと思いますが、地域通貨とポイントシステムについてです。午前中にも質疑がありましたが、私はこれをどんどん進めていくべきだと思っていて、なぜかという、以前からお話があって、商品券のデジタル化だったり、実はこれを行うことによって利用状況などの可視化ができるのです。さらに言えば、様々各課でサービスをやろうとしていて、地域の活性化を何とかしようとしていろいろやっているけれども、なかなかその効果が出てこなかったり、効果が見えなかったりした。これも、例えばこの地域通貨やポイントシステムをやることによって、一元化をすることによって効率化も図っていきける。もちろん地域の活性化にもなっていく。例えばふるさと納税にしても、これを使うことによって、観光客の方がそのポイントを使うことによって、品川区内でお金を落としてくれることもできる。また、以前もお話をしましたが、例えば町会や商店街、いろいろな各種団体は人が足りない、足りないと言っています。どうやってその獲得をしていくか、その1つとして、例えばポイント制度で入ってもらって、活動してもらったらそこにポイントをしていく。これは今まで品川区でもやってきたことがありますけれども、そういったことをやっていく。先ほどの清掃の話ではないけれども、例えばリサイクルのときにポイントを付与して、それをポイントや地域通貨でやることによって、地域でそれを還元してもらえ。ということは地域が活性化をしていく。地域内で。ほかの地域からも、例えばふるさと納税も含めてやれば、効果は抜群。これは既にもういろいろなところでやっているけれども、やはりそういった意味では、全てをまとめて網羅して、地域通貨とポイントシステムを導入してやっていく。

これ、DXだ何だといういろいろ言って、スマホを使えない人はどうするのですかという話になるのです。ポイントカードでいいではないですか。併用すればいいのです。皆どうしてもスマートフォンでというから、なかなか大きな壁を越えられないのかもしれないけれども、では高齢者の人は使えないではないか、どうしよう。ポイントカードがあるではないですか、まだ。スマートフォンが使えない人はポイントカードでやってもいいのです。同じシステムであれば。そういった企業も今ありますから。ぜひこれは一元的にやっていただきたいなと。

これは入口を、商店街のところでは言ったのですけれども、私はこれは全庁的なものだと思います。全庁的にどうやってこのシステムを導入するかということは、これはもう商店街の話でもないし、健康ポイントの話でもないし、清掃の話でもない。これはまさに全庁的にやらなければいけないのではないかなと思うので、その辺も踏まえてご答弁いただければと思います。よろしく願います。

○佐藤企画課長 地域通貨に関するご質問でございます。地域通貨の内容および効果につきましては、委員ご紹介のとおりということで私どもも認識をしております。まず課題といたしまして、運用管理に関わる一定の体制であったり、労力が必要だということ、また、大手キャッシュレス決済サービスが

全国どこでも普及しておりますので、便利さが同じであれば、利用者は取扱店の多い、そのような大手のところ、キャンペーンの多さやお得感もありますので、そちらのほうに流されていくというところで、近隣区や全国的に地域通貨を導入しているところで苦戦をしているというところも、情報を収集しているところがございます。

一方で、委員ご紹介のようなポイントを使ったり、もしくは区民の方の参加をより進めることであったり、様々効果もあるというところもありますし、国の補助金もあるというところも情報収集しておりますので、今後様々な視点から、情報収集しながら考えていきたいと思っております。

○石田（し）委員 いろいろ支払い方法もあって、でも、それはもう民間の企業でも同じではないですか。それはもう全国的にだったり、世界的にやられていることであって、私が言っているのはやはり地域でやることなのです。今まではシンク・グローバル、アクト・ローカルでいいかもしれないけれども、私は今はもうシンク・ローカルでもいいと思う。まずはローカルなことを考えて、それでアクト・グローバルで、国際的なことで動いていくというようなやり方を取っていくということが必要なのかなと思っています。もう十分課題は分かっていますけれども、私は今やるべきことだと思うし、これがもう一気にDX化も進めることができるし、私は全庁的に各課がそれぞれやられていることを、例えば広報するにしても、これがあることによって一気に事は進んでいくのだと思うのです。これはもう先ほどからいろいろメリット、デメリットの話も出ていますけれども、私はこれメリットしかないのではないかなと思うのですが、最後にどうでしょうか。お聞かせください。

○佐藤企画課長 委員様々なご提案でありましたり、メリット、デメリットのご紹介をいただいております。そちらに関しましては区として十分認識しておりますので、様々な角度から、収支も含めて、その有効性、活用性も含めて検討してまいります。

○塚本委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、303ページの健康診査の中から眼科検診の拡充を求めて、1つは質問したいと思います。それから2つ目は、292ページの健康推進費から、リプロダクティブ・ヘルスアンドライツの取組を求めて質問をしたいと思います。

医師会の先生から、随分前ですけれども、ご要望いただき、共産党も含めて多くの会派で取り上げられて、2019年から、この眼科検診は実現をしましたがけれども、45歳と55歳の2回しか受けられないというのがこの検診の中身なのです。このとき、なぜ2回だけなのか、もっと増やすべきではないかということで質問したとき、当時の健康課長は医師会と協議して決めたと答弁されたのですが、でも医師会の先生に伺ったら、2回でいいとは言っていないと。もうぜひ40歳から毎年やってもらいたい、そのようなことを言われました。検診の結果を見ると、受診者1,492人のうち3分の1の486人が陽性者ということになっていまして、精密検査の結果は117人が失明の主たる原因と言われる緑内障が見ついているという状況なのです。失明から区民の目を守るためにも、眼科検診の対象年齢拡大をすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、検診の委託費が1件当たり幾らなのかも教えていただきたいと思います。

○若生健康課長 眼科検診の年齢拡大についてのお問合せでございます。眼科検診につきましては、令和元年6月から開始しておりまして、当初から45歳と55歳という、今後緑内障等のリスクが高まるという前の段階できちんと把握を、検査していただいて治療につなげるということが重要と考えておりまして、当初この2年齢で開始をしているという経緯がございます。医師会とお話しさせていただいて、この年齢になっているところがございます。その後、年齢拡大というところのご要望等も踏ま

えて、今後見直すべきかどうかということは検討していくということは、スタンスとしては持っているところでございますが、現状、医師会からは、そこまで年齢拡大ということについてはご要望が今のところないところございまして、区としては、この眼科検診、必要性は十分認識しているものの、やはり健康増進法に位置づけられている検診をまずしっかりやっていって、その他の任意で区がやっている検診については、状況を見ながら検討を進めていくということで考えてございます。

それから単価の話ですけれども、1件当たり、令和4年度7,486円、令和5年度も同様でございます。

○鈴木委員 早くからということなのですけれども、様々な論文を見ると、どれも40歳以上の20人に1人が緑内障で、40歳になったら検診をして早期発見・早期治療が大事だと。見えないことに気づいたときにはもう進行しており、それを取り戻すことはできないのです。早期に発見して治療を継続すれば失明をすることはないので、ぜひとも40歳からということで書かれております。そのようなことなので、ぜひ早期発見・早期治療、失明をさせないためにも、検診を40歳からで毎年拡大していただきたい。そのときも、ほかの区はもっとやっているというご答弁でしたので、ぜひ早急に拡大をお願いしておきたいと思います。

次に、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツのほうに移りたいと思います。

区の健康プランには、女性の健康を守るという項目も入っています。前に聞いたときに、その当時の課長は、健康プランの中に言葉はないけれども、その考え方は入っているというご答弁でした。今改めて、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツについて、担当部署としてどう考え、捉えているか、認識を伺いたいと思います。

○若生健康課長 リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての認識ということでございます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、こちらについては女性の生涯を通じた健康を支援する取組の重要性について認識を高めるという観点を持ちつつも、これらの問題について男女がともに高い関心を持って、正しい知識や情報を得ていくということといったような考え方としての概念と捉えているところでございます。

○鈴木委員 ヘルスというところはそれでいいのかもしれないのですけれども、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツなので、その柱というものは、性と生殖に関する女性の自己決定権、そして自己決定した内容を実現するためのヘルスケアを受ける権利、この権利だということ、自己決定とそれのケアを受ける権利だという、権利という認識があるか伺いたいと思います。先日も総務費のところでも少し質問したのですけれども、安全な中絶の権利、避妊の権利、情報に基づいて産む産まないを自由に決定する権利、そのための性と生殖に関する教育と教育アクセスの権利、性に関する教育を受ける権利、性と生殖に関して、身体的・精神的・社会的に良質な健康環境にある状態を享受する権利、このような形で、権利というところがこの肝、ポイントなのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○若生健康課長 権利としての認識があるかということでございますが、先ほどの答弁とちょっと繰り返しのところもございまして、そういった生殖に関することや自己決定権、そういったところも含めまして、女性の健康を支援する概念というように、区としては捉えているところでございます。

○鈴木委員 なぜそれを自己決定する権利なのだというようなところがこの本質なので、そこをなぜどこで聞いても言えないのかということが、ちょっと私は理解できないところです。私はこの権利を位置づけて、自治体としても、区民がこれを享受する権利を保障するというところで、環境整備、取組が

求められていると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○若生健康課長 区としての取組でございます。以前の答弁でも申し上げたところではございますけれども、健康プラン21に女性の健康を守るといった項目を掲げてございます。そこで、考え方として、やはりこのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの、女性の健康を支援するというような観点での取組の考え方は含んでいるというような認識でございますので、今後もそれに基づいて進めていきたいと考えております。

○鈴木委員 この健康プランの中での女性の健康を守るというところに、これで位置づけられて、これで取り組んでいられるということだと、全く私はリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの捉え方というものができていないのではないかなと思うのです。先ほど申し上げましたように、様々な性と生殖に関する女性の自己決定権なのです。それを保障するための様々な取組が必要だと思うのです。このようなことで、もう本当にリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ、これは大きなテーマとして、日本の中でも位置づけて求められていると思うのです。しかし日本の現実というものは、このリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの捉え方からすると、現実は程遠いという状況だと思うのです。性教育が極めて不十分です。子どもたちは人間の生理や生殖、避妊について、科学的な知識も、互いを尊重し合う人間関係を築く方法も、自分の体や体を傷つけるものから身を守るすべも十分に学ばないまま成長していくというのが日本の実態です。それから中絶へのスティグマ、それから負の烙印が広げられて、明治期から残る刑法の自己墮胎罪もそのまま残っているということが実態です。多くの女性が深い苦しみを抱えているというのが今の実態だと思います。このリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの性と生殖に関しても、先進国ではあり得ないという、このような遅れを抱えているのが日本の実態だということを、私は担当の部署として認識していただきたいと思うのです。ジェンダーギャップ指数も146か国中125か国なわけですから、もう本当に先進国としては異常な低さという状況ですから、これに対して区としてどう認識してどう取り組むかというものが求められていると思います。

昨日も「News 23」を見ていたときに赤ちゃんポストのことが話題になっていまして、虐待死した0歳児の出産場所は、自宅が64.6%、医療機関は9.7%、このような状況だということで、本当にどこにもかかれずに、自宅に孤立したまま出産をせざるを得ないという追い詰められた状況というものがあるということです。それから特定妊婦、貧困、DVなど出産前から特に支援が必要な妊婦、これは2010年のときには875人だったものが、10年後、2020年には8,327人ということで、10倍に増えているということなのです。このようなところに対して、区としてはどう捉えられているのか伺いたいと思います。

私は以前、このようなことに取り組んでいるピッコラーレというところでの取組についてご紹介したのですが、相談の7割が10代から20代の若い女性で、多くが生理が遅れている、避妊に失敗した、怖くて妊娠検査を使えない、緊急避妊薬を飲んだ方がいいのかなど、妊娠したかもしれない、妊娠についての相談、単なる知識不足ではなくて、体の仕組み自体も正しく理解していないという、そのような状況で、1人で追い詰められているという状況だということだったので、私はこのようなところに対しても、区としても相談の窓口をつくるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○若生健康課長 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの、考え方として、区としてもそれは十分理解しておりまして、現状でも先ほど申し上げた健康プランの中で取組を進めているほか、保健センターのほうでも妊娠中の悩みに関する相談や、産後、それからその後の子育てに関しても丁寧に相談を行っておりますし、特定妊婦等につきましても、きちんと組織的な対応といたしますか、きちんと関係機関と共

有して対応を進めているところでございますので、今後もそういった形で進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員 取組を進めているということですが、それでは、望まぬ妊娠の相談というものは何件ぐらいあったか、そのようなものは統計としても取られているのか、それがどのような状況に、品川の場合になっているのか、そのことも伺いたしたいと思います。

それともう一つ、先ほども申し上げましたけれども、日本はとにかく性教育が、性教育に対しての右翼的なところからのバッシングなどもありまして、特に遅れに遅れているという、そのような状況になっているのです。包括的性教育については、これは教育費なのでここでは答弁を求めませんが、私は大人も性教育を受けないまま大人になっていると思うのです。そのような点では、私は大人に対しての性教育というところも、ぜひ取り組むべきではないかと思うのですけれども、体の仕組みも、妊娠の仕組みも、経過、避妊方法、中絶の方法、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方、本当に世界から見ても遅れた状況ですから、このことについても取り組むべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○石橋品川保健センター所長 私からは、望まぬ妊娠の件数ということでお話しいたします。こちらの件数に関しましては、統計を特に取っておりませんので持ち合わせておりません。

○若生健康課長 大人の性教育、ちょっと性教育の観点が非常に健康部門でも把握するのは難しいというところは考えております。やはりこれ国全体でいろいろ考えていかなければならない課題ではないかと認識しているところでございます。

○鈴木委員 もう国がとっくに遅れているので、自治体としてもぜひとも取組を進めていただきたいと思っております。

○塚本委員長 次に、田中委員。

○田中委員 327ページ、産業経済費、商店街活性化事業についてお伺いをします。関連して、衛生費の311、319ページにありますカラス対策も絡めてお伺いをしていきたいと思っております。

品川区は大変にぎわいのある、活力ある町並みが形成されておりまして、多くの区民の方々からも、引き続き住み続けていきたいと思っただけでいるまちであります。そのにぎわい、活力に大きく貢献していただいているのが、私は商店街の存在だと思っております。これまでも、そのような視点からも、品川区は商店街に対する様々な支援を行ってまいりましたが、内容についても、私はこの時代の変化に伴って、その時代に応じた取組がこれまでなされてきているというような理解をしております。

今、この中でも、私は商店街サポーター事業、そのうちの再開発等まちづくり関連支援、これは比較的新しいメニューだと思いますけれども、ぜひこれを推進いただきたいと思っております。中でも、この中の補助29号線沿線商店街への支援が12か月とありますが、東京都の、いわゆる特定整備路線の整備に伴いまして、特に補助29号線の整備に伴いまして、その沿道にある商店街が大きく影響してしまっております。ただ、そのような中であっても、商店街の方の理解があつて、この道路整備の事業が進められておりますが、そういった商店街の方々に対しましては、道路整備が終わってこの事業が終わりとするのではなくて、引き続き、その道路整備がなされた後も、期間中多大な迷惑をかけたしまった商店街を再生するところまでが、私は行政の務めだと思っております。そのようなことを支援する事業だと思っておりますが、その具体的な内容について、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまご指摘のありました補助29号線に関わる商店街の振興ということで、ご質問ございました。これは所管としては都市環境部も関わってくるのですけれども、例え

ば戸越四丁目で、宮前商店街におきましては、地域のにぎわいの維持・創出のための暫定広場の整備といった形で、その整備期間中も、にぎわい創出というものがちゃんとできるようにという配慮もしつつ、また、その先ということでいきますと、商店街支援係でやっておりますようなイベント支援や、あるいは装飾灯に対する補助など、いろいろ商店街に対する支援をしておりますので、こういった中で商店街と一緒に進めてまいりたいと考えております。

○田中委員 今ご紹介いただきましたように、区の事業は単年度なので、今現在はまだ道路用地を取得して、その残地を活用するというような観点からの取組だと思いますが、さきに申し上げましたように、道路整備事業が終わった後も、私はぜひその沿道にある宮前商店街、戸越公園中央商店街、戸越公園駅前南口商店街の再生に向けたところまでカバーをしていただけるような事業に、ぜひ育てていただきたいなと思っております。

また、特に道路整備、まちづくりの観点からの取組でありますので、区のまちづくりの部署との連携ももちろん必要でありますし、補助29号線は都の事業で、しかもこの区間は都市整備局の所管する区間も含まれておりますので、関連する部署が非常に多岐にわたるところではありますけれども、ぜひそれぞれ連携をしていただいて、これは12か月の事業でありますので、道路完成まではまだまだ先の長い道路整備事業であります。その間も、まずは継続をいただいた上で、再三申し上げている道路整備が終わった後の商店街が再生するところまで対応いただけるような支援を、ぜひお願いをしたいと思っております。

続きまして、衛生費と関連してカラスと申し上げましたけれども、品川区内の特定のところ、アーケードのある商店街、武蔵小山商店街や中延商店街で起きている課題ではありますけれども、カラス対策が、環境課の努力でカラスが減ったことによりまして、実はその代わりとして、ハトがやはり増えてきてしまっております。カラスがいる頃はハトも危険性を感じて、商店街にもあまり近寄っていなかったのですけれども、特に中延商店街のアーケードの中に巣を作ってしまうと、そこにハトが落とすふんによって、実はお店の方々や通行されるお客様に多大なる影響が出てしまっております。カラス対策という事業ではあります、ハト対策といった視点も含めて、環境課としてこのようなアーケード内の対策が行われるのかどうか確認をしていきたいと思っております。

○河内環境課長 アーケード内のハト対策というところでございます。まず、ハトにつきまして確認なのですが、鳥獣保護法の中の非狩猟鳥獣ということで、直接的には駆除できないという制約の中で、こういったものを対応を進めているところでございます。保護の対象となっているところから、なかなか難しい対象というところがございます。一方で、アーケードも含めてなのですが、いわゆるハトの生活圈、特にハトが好む環境になったときに、そこに居着くと言われております。その裏返し対策になると言われておりまして、対応といたしましては、そういった知見豊かな業者の力も合わせまして、綿密にという言い方はおかしいのですけれども、ケース・バイ・ケースの中で最適解を出しながら、今対応しているというところがございます。

○田中委員 動物愛護の観点からもなかなか取り組みづらい課題だとは認識しておりますが、やはり人間生活があった中での動物愛護ということでもありますので、そういった観点も含め、商店街支援の振興策の中に活性化推進事業がありまして、このメニューの中ではアーケードの改修などがその対象になってくるかと思っております。ですから、そのタイミングとして、動物、ハトに対して直接ということではなくて、ハトの巣を作りづらいようなアーケードの構造にしていくことも、このような対策につながるのかなと思っております。現在ある活性化推進事業、アーケード改修などに対する支援事業がありますけれど

も、そういった観点からも、私はぜひこの事業を活用することで、動物も愛護しながら対策を講じていくということも必要かと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまのご質問につきまして、活性化事業ということで商店街の支援のメニューがございます。こちらは東京都の補助事業でもございます。アーケードやアーチの建て替え、あるいは改修ということにつきまして、またちょっと個別に、どのような建て方をするかということもまた東京都とも相談しながら、あるいは地元の商店街とも相談しながらということになるかと思っておりますけれども、このような事業ができるだけ活用できるように、我々も相談対応していきたいと思っております。

○田中委員 ぜひ周りの環境に応じて、この支援内容も的確に対応できるような内容に少しずつでも対応を取っていただけたらと思います。

1つ、既にもう大分前から東京都の事業として行われている事業、私はこのような時代だからこそもっと活用すべきかと思っている事業があるのですが、平成二十数年頃に東京都商店街振興組合連合会の要望も受けまして、商店街の街路灯に広告フラッグをつけたらどうかということで話がありまして、結果的にはつけることができました。様々な要件がたくさんあるのですけれども、それらを踏まえれば、各商店街の街路灯に有料広告を取って掲載できるような取組があります。ただ、なかなか課題もあって取り組めていないのですけれども、最近渋谷区など様々ありますが、大田区などもできておりますので、ぜひこういったことも前向きに捉えていただいて、新しい支援策を講じていただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは299ページ、妊婦健康診査、305ページ、精神保健事業、325ページ、景況調査委託等、この3点をお伺いしたいと思います。

まず妊婦健康診査ですけれども、行政評価シートによりますと、妊婦歯科健診、この実績は、ここ3年の推移の受診率は25%前後となっていました。また、そもそも目標値も28%となっていて、受診促進への意識が消極的ではないかと感じているところです。この点について区の見解をお聞きしたいということと、何のための妊婦歯科健診なのか、目的、そこを確認させていただきたいということと、あと目的設定の考え方、また、未受診の要因についても併せてお答えください。

○若生健康課長 妊婦歯科健診の受診率について、少し目標が低いのではないかとこのところでございます。妊婦歯科健診につきましては、妊婦と産婦を行っているところでございますけれども、妊婦につきましては、妊娠中、母体の変化によって歯の健康が損なわれやすいというところから、区としてこの重要性を踏まえて実施しているところでございます。低い理由につきましては、やはり様々あるかとは思いますが。実際、通常の成人歯科健診につきましても、これは定期的にやっているところで、そこ若干かぶるところもございまして、成人歯科健診のほうにも受けていただいている方もいらっしゃるのかなというところはあるのですが、それにしても若干低いということは、課題として認識してございます。区としては、この健診の受診票を母子バッグに入れたり、産婦については乳児健診のときにお渡ししていたりということでやっていたのですけれども、今年度から妊婦健診、通常の妊婦健診14回つづりの冊子にこの歯科健診を組み込むということで、必ずそこに目を通していただいて使っていただけるような工夫をして、何とか受診率を向上させようという取組を進めているところでございます。

目的については、先ほど申し上げたとおり、やはり妊娠時、それから産後というところで、なかなか妊婦や産後の方については、歯の健康、歯周病のリスクが高まるということがございますので、そのようなところをきちんと健診でチェックして、早期に治療につなげるということを目的としてやってい

るところでございます。

○こんの委員 この未受診の要因の1つとして、このようなことがあるそうです。受診の必要性を感じなかったというお声があります。これはやはり受診の必要性というところをもっと周知していかなければいけないのかなと感じておりますが、今、親と子の保健バッグの中に受診券と一緒にいただくと、その取組はご紹介いただきましたけれども、もう一つホームページで、「妊娠中のお口の健康」というご紹介があります。これ健康づくりのカテゴリに入っていて、妊娠・出産のカテゴリーでは紹介されていないのです。これはどうしてなのだろうと。これでは妊産婦の方は見ないでしょうといったところが、1つ課題としてあるのではないかと。こうした周知をもっと考えていかなければいけないのかなと感じております。そこの工夫とともに、やはり受診勧奨が必要かなと思います。

そこで、この受診促進の取組の1つとして、こうしたことはどうでしょうかとご提案をしたいのですが、それは、この歯科健診とともに歯のクリーニング、このときにクリーニングもしてあげますよ、こうしたことを併せてしてあげることによって、この機会にクリーニングをしてくださるのであればと、こうしたことも受診の促進につながるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○若生健康課長 ホームページの掲載につきましては、ご指摘いただいたとおり、若干今分かりにくい状況があるというところは認識できましたので、こちらは工夫をしてみたいと思います。

それから、歯のクリーニングを健診時にやったらどうかということです。歯のクリーニングにつきましては、成人歯科健診や障害者歯科健診のほうでは併せてやっているところではございますが、この妊婦・産婦歯科健診につきましては、妊娠時の妊娠中の体の変化等、そういった歯の健康は損なわれやすいので、きちんと受診につなげていただくというところを目的としてやっているものですから、クリーニングというものも1つの方法かとは思いますが、まず受診率の向上に向けて、啓発に注力をしてまいりたいと考えてございます。

○こんの委員 受診率の向上、そして促進、これについては、今障害者、あるいは二十歳の若い人たちの健診にはクリーニングがついているということですが、妊産婦の方々のこうした健診にもこうしたことは考えられるということだと思いますので、ぜひこの先ご検討などしていただければと思います。

次に、精神保健からですが、精神障害者の入院制度、これには公費対応の応急入院と措置入院、自己負担の任意入院と医療保護入院がありますが、まず、この医療保護入院について、今現状どのような、件数などが分かれば教えていただきたいということと、あとは当事者やご家族の方、この入院についての実態など、簡潔に教えてください。

○榎本荏原保健センター所長 医療保護入院についてのご質問です。医療保護入院の件数は、品川区では年間約300件前後を推移しているような状況になっております。実態ですが、医療保護入院につきましては、例えばですが、精神疾患を患われている方が服薬ができなくなりまして、病状が悪化して治療として入院が必要であるということが、ご家族のご意向として出てきて入院をする場合などについて、保健センターではご本人の状況を確認し、ご家族のご意向などを丁寧に聞き取って、それから主治医がいらっしゃる場合は主治医とご連絡を取ったりして、細やかな連携や調整など、そういった相談支援を行っているところでございます。

○こんの委員 実態として、今ご紹介をいただきました。具体的にご相談をいただいたケースがありまして、その方は精神障害を持っている息子とお母さんと2人暮らしなのですが、この息子と生活を共にするために、一緒に生活するために、昼も夜も、いわゆるダブルワークをして生活を維持しな

ければいけない中で、この精神障害の息子と一緒に暮らしていると。日中は訪問医療などを使っておりますので、その医者や看護師と見守っていただいておりますが、不安定な状況というものは突然訪れまして、きちんと薬なども飲んでおりますけれども、突然そうした状況が起きるので、医療保護入院となるわけです。そうした場合に、民間の移送事業者を活用するわけですが、その料金が10万円から15万円かかるというのです。大きい大人の方が六、七人来てくださって入院をするという、こうした費用について、大変に家計に負担だというお声をいただいております。ここは何とか区でサポートすることはできないかという課題を持っております。この点についてご見解をお聞かせください。

○榎本荏原保健センター所長 病院までの移送についてのご質問でございます。保健センターにおきましても、先ほどの相談から同行して一緒に病院に行くこともございます。民間の救急などを利用されることも承知しております。ただ、この入院については、ご本人の病識がなく、同意がない中で進めていくということもございまして、なかなかその移送費の支援というものは難しいと考えております。

○塚本委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は319ページ、産業経済費で、商業・ものづくり課の職員の皆様に、あえてここで取り上げるというつもりでいます。

先ほどSHIPの話もあったりして、200社とお付き合いがあると、いろいろベンチャーなどもあったりというお話がありました。そこと直接的に絡むわけではありませんが、ここで取り上げたいことは、民間企業との職員の方々の研修、派遣や出向、私はこれはぜひ積極的にやっていただきたいと思っていて、コロナの前は研修で1週間や2週間ぐらい、これは何の意味もないと思っていまして、やめたほうがいいと思っておりました。東京都は結構やっつけやっつけ、都は、都の規模も大きくて、民間企業も規模が大きいからちょっと付き合っという思惑もあったりして、うまくお互いやられている。それはどうしてそのようなことを言うかということ、以前、堀越人事課長の頃も、そのような企業という話があって、私もここは頑張っていたと言っておかないと怒られるかもしれないので、頑張っていたと思いますが、結構そういう意味でいうと、願いをしても思っていたような答えが相手から返ってこないで、なかなかうまくいかなかったかなという歴史があるのかなと思っています。だけれども、ここは、今これだけいろいろな、産業経済費であえて上げているということは、これはやはりいろいろ一丸となってやれば私はできると思っていまして、これはやはり、しっかり品川区や区民のために、未来を担う職員の育成には私は非常に重要だと思っていまして、必要だと考えています。

これ以外に、これは1年なのか、2年なのか、国などもよくいろいろ見ると、経済産業省の方の助成が載っていて、ここはもう8か月ぐらい経営現場研修ということなのだけれども、メルカリなどに行ってきました、このようなこともやりましたなどと載っているのですが、このようなことがやはり品川区でぜひあってほしいと思っていて、この辺のところをぜひもう一度取り組んでほしいと思っていまして、この辺のところをお答えいただければありがたいと思います。

○崎村人事課長 今委員から、ちょっと意味がないというようなお話をいただきましたけれども、人事課のほうで、これまで、コロナ前まで行っておりましたのは、民間企業、特に区内の民間企業に職員を派遣して、民間企業の現場において、行政と異なる考え方や業務の進め方などを学ぶことによって、ある意味行政としての施策の在り方を再考するすとか、あと行政職員として求められる資質を再確認するといった観点で、これまで実施をしまっていました。今委員からは、そうではなくて長期にわたってというようなご提案もいただいたところでございますが、区長もお話の中でおっしゃっていますけれども、政治や行政が唯一の答えを持ち得ない時代といった中で、民間企業の取組や考え方というものは、

行政の中に活かせる部分というのはたくさんあるかと思っております。職員の課題解決能力や政策立案、政策形成能力の向上を図る、人材育成の取組を行う上で非常に重要な取組だということに我々も認識しておりますので、ご提案の民間企業、区内に限らずになるかと思いますが、NPO法人なども含めて、こういった職員派遣の研修というものをこれからも活用できるようにしていきたいと考えております。

○石田（秀）委員　ぜひ、よろしく願いいたします。

それで、これは多分いろいろなご意見が出て、いろいろな話があって、今、品川区もデジタル庁だとか、東京都、東京競馬、ケーブルテレビだとか、このようなところもあるのですが、以前は聞いたら、例えば東京2020大会組織委員会へ派遣をしたら、民間の方もたくさんいらっしゃるから、退職されて二、三民間へ行ってしまったなどということもあつたらしいけれども、このようなものはネガティブな話をし出したら幾らでも出てくるような気がしてならなくて、ぜひポジティブに捉えていただいて、ポジティブという意味は前向きだとか、積極的だとか、肯定的だと思っておりますので、まずやってみていただいて、そのようなところでそういうことがあつたのも事実だと思いますが、ぜひそのようなことを、もう一度その辺のところも踏まえて、何があつてもやっていくのだと。区長もそのようなことでやっていくというお気持ちだつたと思っておりますので、ぜひその辺のところをもう一度、どのように取り組んでいくか言っていただければありがたいと思っております。

○崎村人事課長　先ほどご紹介いただきましたように、職員が派遣に行ったときに、派遣先の事業、事務事業に触れて、そこに感化されてということで退職を決意されたということも事実でございますけれども、そういった民間企業や違う団体に行ったものをしっかりと区に持ち帰って、区で活かせるという土壌をしっかりとつくっていく、また、あと品川区で働きたいというような組織風土をつくっていくことも非常に重要だと考えておりますので、そういったことも併せて取り組んでいきたいと考えております。

○石田（秀）委員　ぜひよろしく願います。

もう1点、これ関連するかどうか分からないのですけれども、視野を広げていただくというために、副業のことについて少し話をしたいのですが、これをいろいろお伺いすると、公務員には職務専念義務というものがあって、なかなか限られるということがあつて思っています。それからお休みのときでないということがあつたり、では休みの時間をどう活用してということもあると思うのですが、この副業については、職務専念義務は分かっているのですけれども、これはどうやって取り組もうと考えていらっしゃるか、これも併せて願います。

○崎村人事課長　職員の副業、兼業という部分でございますが、今委員のお話にありましたように、職員に職務専念義務が課されているという中で、特に職員アンケートなどでもこういった兼業の考え方について意見をいただきまして、今年の4月ですけれども、全庁に向けて、例えば職員の兼業の扱いについてアナウンスをしたところでございます。その中で、例えば社会貢献活動ですとか、地域貢献活動、そういったことに資するような副業については積極的に認めていきますというようなことを、人事課としてもアナウンスをしたところでございます。といいますのも、委員から今お話ありましたように、そういった行政とはまた違う仕事を体験することによって、職員としての資質の向上につながるというもの、今お話した社会貢献や地域貢献の活動にはあると考えておりますので、こういったものについては、どうしても勤務時間外や週休日、そういったところになるかとは思いますが、積極的に職員については進めていきたいと考えております。

○石田（秀）委員　役職定年の問題もあつたり、再任用の問題もあつたり、あとこれもちょっと私は

とことん調べていないけれども、あるところまで調べたら、この職務専念義務というものは区の条例によってもある一定程度は免除ができるという項目が出てきて、それを活用しているところもあるというので、どこまでやるか、こちら側の気持ちでどこまでそれをやっていいかということで、これは条例でできるということは区でやれるということなので、その辺も含めてどのように、今おっしゃったように、貢献活動なのか、どのようなことなのかということも含めて、少し枠を広げていくということはやってやれないことはないと思っているので、その辺の、今おっしゃったような気持ちの問題、それは分かるのだけれども、ぜひそこは範囲を広げてほしいなと、これはお願いだけしておきます。

1つだけ、305ページの検診で、認知症も検診があつていいというのは、簡単に言えば、最終的にはMRIをやればいいわけですよ。なかなかそこに行かないのです。MRIをやると、私の、これうちの家庭だけれども、母親がそれをやるといったら、MRIへ行ったらいつもボタンを押してしまって検査にならない。しょうがない、その状態で薬を始めてしまったなどということがあったりして、重くなったという現実がある。私もやれという人がいたのでやりました。検診を。MRIを撮りました。結果をもらうとき少し緊張しましたが、おかげさまで、頭の脳は収縮は大丈夫だと言われましたが、これ、やってしまったほうが良いと思って、このような方向から入っていくことも1つだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○塚本委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひいたします。301ページ、産後ケア事業、323ページ、中小企業活性化事業費、327ページ、商店街活性化推進事業、時間が許せば、303ページ、子宮頸がんワクチンについて伺ってまいります。

まず、産後ケア事業ですが、子育ての品川と言われます。ドゥーラがいます。ドゥーラ養成の助成もあります。ベビーシッター助成もあります。おむつ宅配も始まります。様々充実している一方で、産後ケア事業のバージョンアップが必要だと思っております。様々委員から質問が既にありますので、私からは具体的に提案をさせていただきます。

まず、宿泊型ですと、現状産後9週以内、初産が対象、原則としてパートナーの育児休業や里帰り等で家族から支援が受けられる方は対象外と記載されております。産後9週はあつという間にやってきますし、初産だけでなく、経産婦にも拡充をしていただきたい。さらに、原則としてパートナーの育児休業や里帰り等で家族から支援が受けられる方は対象外という点ですが、共働き家庭が増えまして、男性育休や働き方の見直しが叫ばれる中、家族から支援が受けられているかどうかは、各ご家庭の感覚によっても人それぞれではないかなと思っております。パートナーの育休の有無など関係なく、宿泊型のサービスを利用できるように、また、経産婦が利用できるようにご検討いただきたいと思ひます。新しく現役のお母さんでもいらっしゃる所長に変わりました。改めて拡充の要望をさせていただきます。ご見解をお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長 委員ご質問の産後ケアの宿泊型についてです。利用者のアンケートからも、経産婦の利用の要望も多数伺っております。一般的な育児方法は分かっているけれども、生活サイクルや泣き方が違うなど、養育者の方の悩みや相談内容は赤ちゃんによって違うため、2人目以降の出産も大変であるということも大変認識しております。先ほども申し上げましたが、国の要綱も改正されたこともありますので、今後宿泊型の事業についても検討は進めていきたいと考えております。

○西村委員 国の要綱改正というお話がありました。厚生労働省の「産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について」を拝見しますと、利用促進、利便性の向上で、産後ケア事業がユニバーサルサービ

スであること、誰もが等しく利用できるサービスであることと明記されていました。このような観点からも、ぜひとも、特に経産婦の方の利用は早急をお願いをしたいと思っております。

また、日帰りと訪問型の所要時間についてですが、産婦1人につき、訪問型は所要時間が60分と思っております。乳房ケアや授乳指導、育児相談も含めて60分は、かなり難しいのではないかなと思っております。日帰りの所要時間2時間半と同じように、時間の拡充を検討していただくことはいかがでしょうか。また、現状の日帰りと訪問型のサービス内容の違いはどのようなところにあるのでしょうか。私は、日帰り型と訪問型のサービス内容に違いがなくてもよいのではないかなと思っております。同じサービスを受けるのに、訪問して気分転換する方もいらっしゃれば、自宅まで来てもらいたい方もいらっしゃいます。出かけることができないというSOSが届く場合もあると思います。区のお考えを伺います。

○石橋品川保健センター所長 訪問型と日帰り型のサービスの違いということについてのお問合せになります。訪問型と日帰り型、ケアの内容は基本一緒という形にはなりますが、委員のおっしゃるとおり、所要時間という違いが今はあります。また、いろいろ悩みを抱えていらっしゃる方が多いということで、産婦により産後の不安や悩みが違うことは認識をしております。それぞれの産後の不安を解消していただけるよう、利用者の声を把握して、ケア内容等も併せて充実を図ってまいりたいと思っております。

時間の拡充についてです。先ほど委員がおっしゃっていたとおり、訪問型に関しましては、今1時間となっております。こちらもケア内容の充実を含めまして、どのくらいの時間が必要かということも併せて検証してまいります。

○西村委員 実際に受けられたお母さんから、60分以上いてくださったというようなお話も聞いたことがあります。実際の利用者の方々のお声をぜひとも引き続き聞いていただいて、改善につなげていただきたいと思っております。

また、期間につきましては、品川区はお隣の港区や目黒区と比較されることがよくあります。港区で利用できるような助産院が品川区にはなく、施設の数、対応が難しい部分はあると思うのですが、対象期間に関しましては、考慮できる点があるのではないかなと思っております。品川区の訪問型は産後6カ月未満、日帰り型は産後4カ月未満と理解しております。港区は訪問、日帰り型ともに、お子さんが1歳未満であること以外の制限はありません。訪問型も日帰り型も、そこで少しでもいいからお話をしながら休息が取れることはありがたいというお母さんは、たくさんおられると思います。特に日帰り型で使用する荏原保健センター、移行期とはいえ、きれいな産後ケア施設ができております。私も視察に行かせていただきました。仮施設ですが、区民の皆さんにぜひお知らせしたい立派な施設になっておりまして、ここで区民の方には令和5年から令和8年まで利用していただくこととなります。これまでのホテルのようなサービスはできませんし、動線も駅前ではなく、決してよいとは言えませんが、だからこそ力を入れていただいて、区民の皆さんが行きたいと思える魅力を発信していただきたいと思っております。所長の思いと意気込みをお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長 近隣区との比較についてですが、もちろん他区の状況を随時把握していくことはとても重要なことだと考えております。委員おっしゃるとおり、区によって物理的資源等の違いも、環境もありますことは事実になります。当然、事業自体のバージョンアップをしていくということも必要だとは考えておりますし、荏原保健センターの施設、先ほども答弁させていただきましたが、とても広い施設で、きれいで充実した設備が整っているものになります。このような施設をしっかりと活

用していき、利用者の方に、品川区の産後ケアはすごくいいよねと言っただけのような事業を目指して頑張ってもらいます。

○西村委員 私が実際に行かせていただいて感動したことが、手洗い場などを使った沐浴指導ができる今風の仕様になっておりまして、ストレッチを教えていただけるスペースがあったりと、大変充実しております。メニューの拡充に取り組んでいただきまして、区民の皆様が利用できるサービスにしてほしいと思いますとともに、お母さんがメニューを選べることもとてもいいと思います。午前中に質疑がありましたが、区民の方の声からつくられるパートナー向けの講座も、とてもいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、商店街活性化推進事業について伺ってまいります。

7月補正で、多言語対応助成事業が計上されました。商店街の外国人受入れ環境整備について、すぐに対応いただいた形ですけれども、オリンピック・パラリンピックに向けて、これまでも飲食店等に対して、ホームページやチラシの多言語化、メニュー改正などのメニューがありましたが、コロナ禍で少し取組は落ち着いていると伺っています。7月補正で計上するに至った経緯等をお伺いいたします。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま商店街の活性化ということで、多言語化対応の支援についてのお尋ねがございました。ご指摘のとおり、新型コロナを含めまして、その期間中、こういった観光客向け、あるいは多言語化対応というものも、やや実績が伸びなかったというものもございます。ただし、今年の5月に新型コロナの5類移行というものもございまして、それを受けまして、この補助事業を使って、実際に商店街のほうでもまた多言語化対応の取組を進めようという具体的な動きが出てまいりました。今回の補正予算につきまして申し上げますと、青物横丁と北品川本通りの商店街ということになりますけれども、こういったところで、また品川周辺で、インバウンド向けの対応というものがより進むのではないかと、このようなことでより経済の活性化も進むのではないかとということで、区としても支援してまいりたいと思っております。

○西村委員 インバウンド需要は確かにあると私も実感をしております。現場の声を聞いてすぐに対応していただいた形かと思っておりますけれども、これに伴いまして、さらにご提案をさせていただきたいと思っております。

観光産業など業種を絞って参入したい企業団体や、取組を強化していただきたいと思っております。総務費でインバウンド対応力の強化について提案をさせていただきましたけれども、高まるインバウンド需要を品川区として、この産業経済と捉えてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。既に自力で取り組んでいただいている企業があります。具体的には、営業活動でインバウンドをターゲットに取り組む情報発信、多言語化、PR販路の拡大、サービス醸成などに支援の助成ができないか、現状の取組と区のお考えを伺います。

○小林商業・ものづくり課長 今後の対応ということでございます。インバウンド対応ということで、この多言語化対応というものがございまして、あと情報発信の事業ということで、多言語化にとどまらず、観光客をどう受け入れていくかという取組は商店街の支援でも重要であると考えております。このような部分は、観光部門とも連携して進めてまいりたいと思っております。

○西村委員 他区だと産業経済費の中に観光施策が入っている場合もありまして、特に力を入れていただきたく、今こそ商機を逃さず、商業的に攻めの施策を検討していただきたいと思っております。まさに地域経済に直接影響のある事業となりますので、今課長もおっしゃられましたように、文化観光課とも連携をしていただきまして、力を入れていただきたいと思っております。特に伸びしろのある地域、

やる気のある商店街、商店、団体に注力をしていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

続きまして、中小企業活性化事業費について伺ってまいりたいと思います。

区は同じく補正予算で、省エネルギー対策に資する設備更新への助成を行いました。商店街でも使っているところと伺っています。新しい商品に更新することで環境保全にもなりますし、電気代の高騰などにも対応できる、私は実利を伴う区独自の大変いい施策だと思っております。実績や前向きな事例があればお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま省エネルギー対策設備更新助成金についてのお尋ねがございました。内容につきましては、委員のご指摘のとおりでございます。やはり電気代、ガス代、エネルギー価格の高騰ということに対応しまして、事業者負担をどう軽減するかというところでございます。この中で設備投資を促しつつ、将来的な電気代、ガス代の削減にもつながるということで、これは全業種、個人事業主、中小企業を問わず、法人問わずということで対象として実施してございます。現在、当初80万円の上限という中で200件の申請ということでイメージしておりますけれども、現在までのところ、2か月間の中で180件まで申請が伸びてきているところでございまして、このような取組が、特に飲食店や、あるいは製造業でいくと工作機械などの買換えなどにも活かされているところでございます。このような取組の中で、今物価高騰、エネルギー価格の高騰などにも、事業者支援で使っていただければと思っております。

○西村委員 大変な反響があると思います。この募集の仕方や、要件が分かりやすいということも私はあるのではないかなと思いますので、ぜひとも引き続きお願いをしたいと思っております。

最後に子宮頸がんワクチンについて伺いたいと思います。

予防にもなりますが、まずは女性の接種率をアップさせることが喫緊の課題ではありますけれども、今中学生に接種を勧めたとしまして、接種していない方々と接種した方々で具体的なエビデンスというか、データ効果が出るのは何年も後になると伺っております。一方で都知事の発言にもありましたように、男女が摂取することで集団免疫効果が期待できるということも理解をしております。この区民の方々にまだまだ知られていない、なぜ男性が接種する必要があるのかということ、ワクチンの有効性や安全性をさらに周知する必要があると思いますが、自治体がどのようなことをすれば接種率のアップにつながるのか、何か対策といいますか、アイデアや区のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○坂野保健予防課長 HPVワクチンの接種率向上策ということでございます。今回HPVワクチンにつきましては積極的勧奨が再開されまして、予防接種法上の定期接種については、第5条の1項の定期接種がございまして、積極的勧奨が行政はできるということです。先ほども少し申し上げたのですが、未接種者に対する個別の勧奨など、そのような手をいろいろ工夫して、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○西村委員 もし女性も男性も全額助成になったとしても、接種率が上がらないことにはなかなか意味がなく、供給の少ない貴重なワクチンを廃棄してしまっているというような日本全体の問題もあります。そうした実情もありますので、そういったところにおいても、正しく皆さんにこの知識を得ていただくことも大変重要だと思っております。引き続き周知に努めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○塚本委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、293ページの健康づくり推進委員会費353万円余からですけれども、ま

ずはこの健康づくり推進委員会の活動内容の概要についてお聞かせをください。

○若生健康課長 健康づくり推進委員会の内容でございますが、こちら区の健康増進計画のしながわ健康プラン21の基本目標の1つに、地域での健康づくりの推進を掲げておりまして、健康づくり推進委員活動はこの取組の中核でございます。区民の皆様が主体的に健康づくりに関わるきっかけを提供して、身近な地域で健康づくり活動を推進するものでございまして、この委員会は、13地区の地域センターごとに組織されておりまして、その活動内容ですが、ウォーキングイベントや区民まつりの参加、料理講習会等々、各地区の創意工夫による多様な活動が展開されております。活動の一環として、ふれあい健康塾というものを各地区月1回、地域センターの集会所で実施しておりまして、高齢者の健康維持と、転倒骨折予防のための健康体操、それから頭の体操や歌などの遊びの要素を取り入れたお楽しみプログラムを併せて行うことで、高齢者の安全な外出先の確保とともに、地域での交流の推進にも取り組んでいると、そういった事業でございます。

○木村委員 ぜひとも区民の皆さんのためにも頑張っていただきたいと思います。

次に、このコロナ禍の影響で、どのような事業内容が変更しているのか、現在はどのような活動状況にあるのでしょうか。それもお聞かせください。

○若生健康課長 コロナ禍の影響でございますが、地区ごとの活動については、令和2年度と令和3年度はほぼ休止といった状況でございましたけれども、令和4年度につきましては、ウォーキングイベントなども再開した地区が出てきておりまして、感染防止を徹底しつつ、活動を元に戻していく方向で各地区進めてきたところでございます。

○木村委員 そして今年度、コロナが5類に変わりまして、その後の状況にあまり変化はないと思いますけれども、どこか人の心に余裕が出てきたように見えるのですが、この安心感とは、どのようなことでこの安心感があると思われませんか。これもお考えをお聞かせください。

○若生健康課長 コロナ5類後の状況と安心感というところでございます。ふれあい健康塾につきましては、5類移行に合わせてお楽しみプログラムを中止していたものを再開しておりまして、これはとても人気のあるプログラムで、再開を喜ぶ声がたくさんあったというようなお話聞いておりまして、そういったことも、委員のおっしゃる安心というものにつながっているというように認識しております。

○木村委員 もう皆さんのご努力のおかげで、5類という形で大分収まってきたように思うのですが、まだまだこれからと思います。いろいろなところで、この5類に変わったことで封印していた事業が再開され、我々大人だけではなく、子どもたちにもやっと春がやってきたなど。季節は秋でありますけれども、春がやってきたなという感じがいたします。ぜひこの事業、いろいろと事業ありますけれども、頑張っていただきたいと思います。

次に295ページからですが、この健康塾、1,000万円余ですが、先ほどのふれあい健康塾と名前が似ているのですけれども、事業の、この「ふれあい」とはどのような意味があるのか、私の頭では分かりませんが、その意味を教えてください。

○若生健康課長 健康塾と、ちょっと名前が似ているふれあい健康塾の違いですけれども、これは健康塾のほうが60歳以上の区民を対象としておりまして、健康塾のほうは区内のシルバーセンター等の23か所の会場で、週1回実施しております。これはコース型になっていまして、年間で2期制、6か月を1つのコースとしているプログラムで、実際内容については、トリム体操連盟に委託をしているトリム体操などの健康体操、これは比較的体を動かすことが可能なのか、割と活動的な高齢者の方を対象にしている。先ほどのふれあい健康塾は、65歳以上で、比較的閉じ籠もりがちな、足腰が弱り

がちな高齢者を対象にしている、「ふれあい」という意味合いも、地域で閉じ籠もりがちというところで、なるべく地域に出てきて皆さんと一緒に運動や体操をしていただいて、交流を深めていただいて触れ合いをしていただくと、そういった意味を込めた「ふれあい」というところがございます。

○木村委員 健康というものは、やはり1人ではなかなかつくることはできませんけれども、多くの方々と触れ合いながら、また多くの方々と一緒にやりながらつくり上げていくことは、私は大変なことであると思っています。そのような中で、また会場はシルバーセンターということでもありますけれども、定員数はどれくらいを見込んでいるのか、そしてこの健康塾の最終点、目標はどのような点においての健康づくりなのでしょう。お聞かせください。

○若生健康課長 健康塾の定員につきましては、現在各会場25名程度で行っております。コロナ対策として、定員を半数程度で2グループに分けてということで、それぞれ隔週で実施しております、これは現在も継続をしているところがございます。

最終的な目標というか、そういったところにつきましては、当然健康づくりの事業ですので、1人でも多くの方が今よりも健康になっていただくと。体の機能を維持、もしくは高めていただいて、健康に過ごしていただくということを目指しているところがございます。

○木村委員 会場はシルバーセンターだと思いますけれども、定員数は今言われました二十何名ですか、それを2つに分けるとということですが、もうこの健康塾の最終点、目標というものを、もう一度お聞かせをください。

○若生健康課長 目標、到達点というところで、ちょっと繰り返になってしまうのですが、参加していただいた方が少しでも健康増進をしていただく、体の機能を高めていただいて、生き生きと暮らしていただくと、そういったところを目標、到達点としているところがございます。

○木村委員 若い方々の健康率というものは高いのは当たり前、当然であります。高齢者の状態は、日々変化をするようになります。これからこの品川区には絶対に若い力が必要、そして、現在の品川区に、この品川区をつくり上げてきた高齢者の皆さん、今までのこの方々も本当に大事にさせていただきたいと思います。そして、人情味あふれる品川づくりをぜひお願いしたいのですが、行政としてのこれからの考えをもう一度お聞かせください。

○若生健康課長 行政としての今後のということでは、こういった健康づくり事業を高齢者の生きがいづくりというところでは福祉部も行っているところではございますけれども、区全体として、こういった健康づくりの施策を横断的に進めていって、区民の健康増進、福祉の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○木村委員 ぜひとも頑張ってくださいと思います。

○塚本委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず1点目なのですが、款がちょっとよく分からなかったのですが、私は健康対策という観点で、避暑シェルターの件でお聞きしたいのですが、款が違う、担当が違うとなれば指摘していただきたいのですが、そもそもこれ、避暑シェルターの担当はどこになるのでしょうか。まずお聞きします。

○勝亦総務課長 夏場の避暑シェルターにつきましては、総務課で全庁の調整、取りまとめを行っております。

○西本委員 総務課ですね。分かりました。

皆さんご存じだと思いますが、今年の夏はとても暑かったのです。その中で、このシェルターになっ

ているところはいっぱいあるのです。文化センターや地域センター、児童センター、ゆうゆうプラザ、保健センター、いろいろなところが旗を掲げて、ここにおいでという形だったのです。そこで、区民の方からご意見いただきまして、旗は立っているのだけれども座るところもない、真っ暗、そのようなところに行けない、なぜというようなことを聞かれました。これは多分コロナ禍によって抑えていたところが今まではあったのかもしれないのですけれども、今年の夏はコロナ禍が5類になったということでは、特に暑かったですから、活用したいという方々多かったと思うのですが、どうもそのような雰囲気ではなかった。これに対しての指導や改善提案というものは、総務課でよろしいのでしょうか。

○勝亦総務課長　ちょっと実情等については、各施設において管理しているかなというところで、こちらのほうで具体的な現状、指導という形は取ってはおりません。

○西本委員　そこなのです。掲げているのはいいのですけれども、では誰が指導するのですかということなのです。旗を掲げればいいのかということではないと思うのです。何のためにやっているかといったら、高齢者の方々、お子さんをお持ちの方々、そのような方々の避難所という形で、暑さをしのいでほしいという目的から品川区は始まったと思うのです。現場がきちんとしていなければ、もうやったことにはなりません。ですから、そこは総務課のほうで音頭を取っているのであれば、総務課のほうできっちりと確認をすとか、そして指導するとか、その機能が果たせるように指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塚本委員長　ちょっと款が各所管にわたってしまうので、これは総務課として一応答えられる範囲で答えていただければと思います。

○勝亦総務課長　避暑シェルターにおきましては、できるだけ区民の方に来やすいような整え方をしたいと考えてございます。また、避暑シェルターに限らず、区の施設は区民の方、来やすく、利用しやすく、気持ちよく使っていただけるように対応していただくことは、それぞれの施設にもやっていくことだと考えております。

○西本委員　ちょっと款のどこに入っているか分からなかったところがあって、款を超えた質問だったと思います。失礼いたしました、ぜひお願いしたいと思います。

次に、295ページのAED管理のところなのですが、今、女性に配慮したAEDの使用方法というものがあります。要は洋服を着てもできるのです。そのようなものをぜひ啓発していただきたいと思うのですが、それは、その情報は行っていますでしょうか。

○若生健康課長　女性に配慮したAEDの使用方法ということで、こういったやり方の説明があるということは、私どもも情報をキャッチしているところでございまして、今後ホームページ等でそういったものも掲載できるような形で、工夫をしていきたいと考えております。

○西本委員　これ、ホームページだけで言って、はい、やれますということではないと思うのです。もちろん啓発活動をしていただきたいのですが、やはり具体的に、今町会なども、それから防災センターのほうにも、このAEDの研修があるところはあると思うのですけれども、そこにも具体的に、洋服を着てもできるというところの研修をぜひ取り入れていただきたいと思います。女性はやはり、倒れて分からなくなっているかもしれませんけれども、やはり嫌です。裸にされることは。ですから、そのような配慮を、そういうやり方があるのですから、それを広めていただきたいなと思うと同時に、それからマップ、AEDのマップというものがあります。ただ、これは使いづらいです。室内や区有施設であれば、どこにあるか聞けば分かると思います。だけれども、道端で倒れた、そのときの救護の方法というのは、誰か119番呼びに行ってください、AED持ってきてくださいと言うのです。電話は分か

りますよね。だけれども、AEDはどこにあるか分からないのです。町会などは閉まっているでしょう。土日だったら、区有施設は閉まっているでしょう。集会所はあるかもしれない。それは分からないのです。ですから、実際は使えるような形にしていかなければいけないということは、AEDがどこにあって、どのように使えるのかというところまで訓練が必要になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○若生健康課長 2点質問いただきました。

まず啓発というところについて、町会などといったところで行われているところということだったのですが、ちょっと周知の方法については今後検討してまいりたいと考えております。

それからマップが使いづらいというご指摘なのですが、現在区では、ホームページのほうで、しながわMAPに区有施設のAEDの場所は表示できるようにしてございまして、ただ、それ以外にも、民間や公的な施設等で設置しているAEDについては、これはそれも含めたAED設置場所が分かる、日本救急医療財団というところが掲載しているAEDマップ、これ全国的なAEDが掲載されているもので反映をされているものですから、そうしたリンクも掲載しておりまして、これはスマートフォンでもすぐに表示できるようなものになっていますので、そういったものも含めまして取り組んでいるところがございます。

○西本委員 分からない人が大半だと思います。どこにあるのか。一々見ますか、アプリを開いて。ですから、まず啓発をぜひお願いしたいと思います。

次、299ページのすくすく赤ちゃん訪問事業です。これが今年度、おむつ等育児用品宅配定期訪問というものがあります。これの違いは何でしょうか。それぞれ目的があると思うのですが、その目的、同じであればこれを統合していくのでしょうか。

○石橋品川保健センター所長 すくすく赤ちゃん訪問と見守りおむつ定期便の違いということになります。すくすく赤ちゃん訪問ですが、こちらは生後4か月まで、月1回ご家庭を訪問し、育児の心配事等を伺う事業となっております。見守りおむつ定期便は11月からスタート予定となりますが、1歳になる月まで毎月ご家庭を訪問し、育児の不安などをお伺いし、同時におむつなどの育児用品をお渡しする事業となります。大きな違いとしては、今回訪問回数が明確な違いかと思っております。既存のすくすく赤ちゃん訪問でも、家庭への支援というものは行っておりますが、見守りおむつ定期便は、定期的に訪問することで、より家庭への支援を強固に行ってまいりたいと考えております。また、定期的に顔を合わせることで、不安な時期にある養育者の方に行政を身近に感じていただき、品川区は安心して子育てができると思っていただけるというようにも目的として考えております。既存の母子保健指導事業、こちらと新規の事業です。しっかり相互に連携を取りながら実施してまいりたいと思っております。すくすく赤ちゃん訪問を統合するという事は今のところ考えておらず、別々の事業とはなりますが、連動して実施をしていきたいと思っております。

○西本委員 くれぐれも二重行政、二重にするということのないように、それぞれ特徴を見い出して、協力しながらお願いしたいと思っております。

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時16分休憩

○午後3時30分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。若林委員。

○若林委員 307ページの新興感染症対策等41万円余、ここがいいと思うのですが、これについては令和4年度の取組、それから、いわゆるコロナについて今年度また取り組まれること、ずっと続いているわけですが、少し整理を1回させていただきたいなと思います。

様々な資料の中から、例えば総合実施計画の中では、新興感染症等健康危機に備えた対応力の強化というものがありまして、行政評価シートの事業の目的・概要のところでは、「5類変更後の制度安定化のため、体制整備を行う」と。また、事業の実績・課題のところでは、「医師会・医療機関との合同訓練および新型コロナウイルス感染症を中心とした新興感染症連携会議を実施した」という実績の中で、外部訓練が1回、連携会議が1回、これは令和4年度の実績だと思います。

それから、また別なところですけれども、これは総合実施計画の中で、新型コロナウイルス感染症等に対応する行動計画の改定、健康危機発生時に備えるということで、令和4年度に改定をしますという記述がもう一つありました。

また、3つ目に、今年度の事務事業概要では、品川区の新型インフルエンザ等対策行動計画という事業がありまして、ここでは令和4年度の実施状況として、新型インフルエンザ等対策連絡会議、令和4年7月21日、医師会・薬剤師会・病院17施設32名出席で、こういう会議を行ったと。

またもう一つ、令和5年度の予算のプレス発表では、新型コロナウイルス感染症対応の検証と健康危機管理体制の構築という項目がありまして、この中での背景・目的の中には、「記録の整理や医療関係者等への聞き取りを実施」。また、「各対策について成果を検証することで、問題点の洗い出しを行い」、また「感染症発生に備えた健康危機管理体制を再構築する」。

コロナとまたインフルエンザという言葉と、これ、ずっとこの3年間、私自身の中だけなのかもしれませんが、少し錯綜しておりまして、今出ているこういった様々な資料を見ても、何がどうなって、どういう体制でこの検証がこれから進められていくのか。少し厚生委員会の質疑みたいになりますけれども、そこら辺、整理をまずしていただきたいのが一つ。

それから、329ページのプレミアム付区内共通商品券発行助成では、令和4年度は商品券、紙で4億円と秋は6億円、足して10億円ですかね。それから、キャッシュレスの決済ポイントも、一昨年度に引き続いて行われて、これは5億円というところで、ここら辺の確認なのですが、これは現状の確認です。

まず、品川区商店街の加盟店舗数、それから、プレミアム付商品券登録の店舗数を、近年の傾向とともに現状をお聞きしたいということが1つ。

それから、キャッシュレスも行われました。この参加店舗数について、商店街に加盟している店舗数は何店舗あったのか、また加盟していない店舗については何店舗あったのか。

最後に、商店街の登録店舗の年間の売上げをどのように把握しているか、また近年の傾向はどうなっているか。

以上、様々お聞きしましたが、よろしく願いいたします。

○坂野保健予防課長 今回の新型コロナについて、法体系についてのご質問ということで、これをお話したいのですが、今年の4月1日に感染症法が変わりました。具体的にどう変わったかといいますと、都道府県の予防計画をつくる。それで、それに準じて保健所設置市区、これに特別区が入ります。ここが、この都道府県の計画に準拠した計画をつくる。ということは、当然、都道府県の計画が出てこないといふ区の計画がつかれないわけですが、都道府県の計画ができてくるのは今年度末頃と聞いて

おります。これを受けて計画をつくっていくということで、新型インフルエンザとの関係ですけれども、今回、コロナのときも緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出たのですが、あれは実は感染症法上の定義ではなくて、この新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいたものでございます。これに基づいて都道府県と市町村の新型インフルエンザ等対策、この「等」の部分に新型コロナが入っています。そういうふうにご理解いただければ。これ、1分、2分で説明できるレベルではないものですから、申し訳ございません。

○船木生活衛生課長 令和5年度のプレスで発表しております新型コロナウイルス感染症対応の検証と健康危機管理体制の構築でございますけれども、これはプレスの内容のとおり、これまで新型コロナウイルス、約3年間、本当に様々な対応を取ってまいりました。今後、こうした区が行ってきた対策の成果といった部分を検証して、評価、課題を抽出するとともに、今後の様々な健康危機管理書をこういったことに備えて、しっかりと体制を整えていくというところを、健康推進部・保健所のみならず、危機管理担当部門と、総務部を含めて、組織横断的にPTを組んで、今、全庁的に横断的に進めているところでございます。

今後、報告書という形でまとめ上げていく予定ですが、この部分に関しましては、いわゆる業務体制のことであるとか、平時からのそういった医師会や医療機関との顔のつながり、要は平時からのつながりであるとか、それから訓練であるとか、いろいろな視点があると思いますので、まさにそういう動きを今、都の計画というか、年度末になるという話もありましたけれども、そういうことを待たず、区では年度当初から今後に向けた取組を行っているところでございます。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま商品券事業につきましてお尋ねがございまして、数字の中で、データを把握できているもの、ないものというのもでございますけれども、順番にお答えしたいと思います。

最初に、まず商連に加盟している会員は何人かというところでございますけれども、我々が把握している正会員ということで、約2,500と把握してございます。

また、紙の商品券の、実際のプレミアム付商品券の登録店舗とございますか、取扱店舗ということでございますと、これ、案内などでよく数字を載せているのですが、約2,000店舗でございます。

キャッシュレス決済ポイント還元事業につきまして、実際にそれを取り扱った店舗は何軒かというところですが、こちらにつきましては6,082軒ということで把握してございます。この中で、商連に加盟している、加盟していないというところは、今データがございませんので、こちらはお答えができないところでございます。

実際、登録店舗の年間の売上げということは、ダイレクトな数字はございませんけれども、商連でアンケートを取っておりまして、この紙の商品券をやることによってどれぐらい多く買物をしたか、財布のひもが緩んだかというような言い方になるかもしれませんが、商品券の発行額に対して約3割、30%ぐらいは、買った商品券よりも多めに買物をしたというデータもあるところでございます。

○若林委員 コロナの対応については、取りあえず長い説明を聞かないで、短い説明の中でざっくりと理解をさせていただいて、いずれにしても品川区はコロナの対応について、速やかに検証、計画を立てるということで、しっかりまた委員会等でご報告があるものと期待をしております。

それから、商店街のほうはやはりなかなか数字が、ざっくりでも把握し切れていないのだなというのが分かりました。この商店街、都の補助金等を使っているものはありますけれども、区の独自財源でやっているものがあります。そういったものを中心に、しっかりと私はまた見詰め直す時期ではないか

など思っております。

○塚本委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 323ページ、品川区シルバー人材センター支援事業について、それから、順序が逆になりますが、311ページ、環境学習交流施設管理運営費について。

まず、323ページのシルバー人材センターについてお尋ねします。10月からインボイス制度がスタートしました。シルバー人材センターの会員の皆さんの仕事との関係についてお尋ねします。シルバー人材センターが発行している会報の最新号にも、「インボイス制度について」という記述がありました。シルバー人材センターというのは、もうご存じのように、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて設立された公的な団体であります。高齢者の就業機会を提供し、そして、高齢者の社会参加を促して、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護用品の削減などに貢献していると思います。

品川区シルバー人材センターは、このように多くの会員の方々が安心して仕事が続けられるように、人材センターの事務局が創意工夫をしています。契約金額も事業年度の決算で約12億円と、都内のトップテンに入っており、比較的大型の公益社団法人です。

高齢者を取り巻く就業環境は、令和3年度の高齢者雇用安定法の改正によって、事業主には70歳まで就労機会確保が努力義務とされました。何人かの会員の方々のお話によると、こういった状況から、会員数もひと頃の約2,600人をピークとして徐々に減少し、今では2,000人余りということがあります。さらに平均年齢も上昇傾向にあるというところで、会員の皆さん、そして事務局も、このインボイスについては非常に心配されているところでありました。

そのようなところで、今年の予算特別委員会で私は、インボイス制度が導入されることによって、会員の方々の就労に基づく手取り額が減額することのないようにする、その手段についてお尋ねしました。当時の商業・ものづくり課長がこうおっしゃいました。「シルバー人材センターの本体といいますか、実際に仕事を直接受けるところが、その分の経費をそれぞれの事業者に要求して、その分を払うという形になっているところがございます」という答弁をいただきました。

そこで、シルバー人材センターの事務局の方々はご苦労されていると思いますが、仕事の発注元と契約の状況について、現在どのような状況かお伺いします。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま、インボイス制度の対応に伴っての影響ということでお尋ねがございました。先ほどご指摘のありました会報誌にも書いてありますけれども、10月以降、会員本人がインボイスの事業者として登録する必要はないこと、登録していなければ、配分金に含まれる消費税相当額はセンターが納税するので、会員本人が納税する必要がないことというような対応で、その分の発注額の適正化ということシルバー人材センター本体で対応することにより、会員の方にご負担が出ないようにということで対応する旨、会員の方にお伝えしているところがございます。

○高橋（し）委員 会員の方に影響がないようにというお言葉が今ありました。

そこで、発注元の大きなところとして、品川区があります。施設の管理や清掃等、そのほか多岐にわたって発注していますが、予算措置について、今のようなお話を含めて、区のほうが、つまり発注元の区が、十分確保されているかということをお尋ねします。契約額で反映されているのか、また、庁内のそれぞれのセクションにわたっています。徹底されているのか。今年の予算特別委員会でご答弁されたのは商業・ものづくり課長です。その方は現在、財政課長でいらっしゃいます。そういった状況の中で、区で十分確保されているのでしょうか。

○遠藤財政課長 シルバー人材センターの委託契約のお話かと思っております。事業がいろいろとありますので、それぞれ所管のほうで今見積りを取って、来年度予算という形でやらせていただいている部分と、あと、昨年度から既にそういう話は出ているところでございます。こちら、出てきた部分で当然値上がりしているといえますか、最低賃金なども含めて勘案させていただいているところでございますので、出てきた見積りに沿った形で、予算計上はしていく形になるのかなと思っております。

○高橋（し）委員 今、出てきた見積りに沿って、昨年度から既に今年度について対応を検討しているということですが、インボイスの形で、シルバー人材センターは先ほどもお話ししたように、非常に公的な性格を持った公益社団法人であります。ですから、会員の皆さんに影響が出ないように、今、課長におっしゃっていただいたように、今後の発注元としての区の立場というのは大変重要になってくると思います。先ほどの約12億円の中でも相当な部分を占めております。会員の皆様は、健康で働き、地域と連携をし、それぞれの知識や経験、能力に応じた就業、そして、社会奉仕活動を通じて社会参加しています。その生きがいの充実や地域社会の活性化、そして共生社会に貢献されることが期待されています。シルバー人材センターは、昭和52年に設立され45年が経過しました。その歴史的重みのある区民の財産を継続できるように、区としての支援をお願いしたいと思っております。

今、財政課長にお話しいただいたけれども、所管の商業・ものづくり課長としての支援に対する決意を伺います。

○小林商業・ものづくり課長 シルバー人材センターは、シニアの方の生きがいのことも含めまして、能力の活用ということで、会員の希望ですとか経験・能力に応じて仕事を引き受け、その分で収入も取っていただくという大変大事な取組だと考えております。引き続き、こういった活動について支援してまいりたいと考えております。

○高橋（し）委員 力強いお言葉をいただいたので、ぜひ支援をよろしく願いいたします。

それでは、311ページのエコルとごしですけれども、決算を見ると約1億2千万円ですが、実は令和5年度の予算の編成過程の透明化ということで、一部、予算編成過程が出ているのですが、令和4年度の決算は1億2千万円なのですが、令和5年度の予算編成のところで、要求額と予算額の差が約2,200万円もあるわけです。ほかのマイナスの状況というのは、工事の精査とか、そういった結構ハード的なところが多いのですが、エコルとごしに関して、約2,200万円も要求額と予算額の差が出てきているのは、令和4年度の決算との関連において、どのような経緯があって今年度の予算がこうやって決まっていたのか、お尋ねします。

○河内環境課長 エコルとごしの状況でございます。まず、エコルとごしにつきましては、令和4年度にオープンいたしまして、おかげさまをもちまして、大変盛況という点で、施設見学者の方も月に5件ぐらいですか、来館者が11か月で22万人。当初の想定よりもかなり多くのご利用を賜ったという点で、そういった点では、当初の予算よりも運営費用がやはりかかることも分かっています。また環境計画の中の目標達成に向けて、こういった講座などの増強も図るという点で、そういったお金が増えていったという点でございます。

○高橋（し）委員 それで、約1億8,000万円を要求したのですが、約2,200万円を減らされた状況で、今年度の運営は円滑にいつているのでしょうか。

○河内環境課長 努力してやっている状況でございます。お客様に迷惑をかけていないというところで認識しているところでございます。

○高橋（し）委員 増やしたのが、どうして増やすというふうに要求したのかというところをお尋ね

して、その部分が、約2,200万円も要求から減らされたけれども、大丈夫なのかと。努力されてやっているというので、円滑にしていることは分かりましたが。どの点を増やそうとしたけれども削られて、それでも、どの点を増やそうとしたというところをお尋ねしています。

○河内環境課長 視察などの対応で事業担当も必要なのですが、一方で、やはりご来場者を賜るためには広報活動の活性化ということも大事になっております。そういった意味で、広報担当など、そういう事業に対しまして増強を図る意味でお願いしたところであるのですが、やはりほかとの兼ね合いがありまして、適正化というところで、そういったところに落ち着いたところでございます。

○高橋（し）委員 来訪者の方がたくさん来るということで、それに対応するための整備をお願いいたします。

○塚本委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、決算書325ページ、関連して主要施策の成果報告書17ページの、どちらも事業承継支援事業について質問いたします。

日本の企業のうち99%を占める中小企業は、雇用の技術の担い手として日本を支える重要な存在ですが、我が国全体の高齢化が進む中で、中小企業においても経営者の高齢化が進んでおります。将来にわたって中小企業の活性を維持し発展していくため、事業承継というものは特に重要な取組になっていると考えております。

そこで、最初にお伺いいたします。品川区では事業承継についてどのように認識し、どのような支援のアプローチを行っているのか、まずはお示しください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま事業承継についての認識について、お尋ねがございました。委員ご指摘のとおり、経営者の高齢化というのも人口の高齢化とともに進んでおまして、中小企業白書のデータによりますと、経営者のピークというのは今60代から70代ということが示されているところでございます。こうした中で、そういった経営者の高齢化ですとか事業承継に伴って、きちんと日本経済・社会を支えるような雇用・技術が失われることのないよう、区としても重要性を大変認識しているところでございます。

実際の取組としまして、事業承継というのは、親族で引き継ぐケースですとか、従業員の方に引き継いでいただくケース、あるいは社外という、幾つか類型がございますけれども、品川区ではいずれの部分についても認識しつつ、セミナー、後継者塾、専門家の相談派遣、あるいは、それに伴う設備投資に関する助成支援の措置なども取っているところでございます。

○まつざわ委員 事業承継に幾つかの類型があるというご説明がありました。私の周辺でも親族内の承継のお話を耳にしたことがありますが、家族や親族間の承継といっても、そう簡単に進むものではないようです。

そこでお伺いします。親族内承継は具体的にどのようなことが課題になるのか。また、そうした難しい課題に適切な助言や指導を行っていくために、どのような専門家をそろえているのか、お示しください。

○小林商業・ものづくり課長 事業承継の具体的な課題ですとか取組についてお尋ねがございました。ただいまご指摘のありました親族内承継でございますけれども、やはり親族が引き継ぐという中で、親族の方の中、あるいは従業員、取引先の合意の取付けというのがまず必要でございますし、また、経営者、取締役代表権の交代手続ですとか、あるいは株式、事業用資産の相続・贈与など、多くのステップを踏む必要があると考えているところでございます。

こうなってきますと、やはり中小企業センターで一般的な経営相談ということで専門家も置いておりますけれども、こういう事業承継に関わるものにつきましては、会社法ですとか民法などの法律知識も必要となっているところがございます、これらの専門知識を有するスタッフというものをこの事業のために用意しているところがございます。

○まつざわ委員 区では円滑な事業承継の支援のために、セミナー、また後継者塾などを開催して、専門家派遣相談、そして、事業承継の設備投資助成などを行っている、そういうご説明でしたが、これら全体の要は事業の実績というのはいかがでしょうか。決算額を見ますと、ここ数年、執行率が伸び悩んでいるように思っています。私の感覚では、商業・ものづくり課で十分に力を入れていただいているというのは評価していますが、成果報告書でもありますこの執行率が伸び悩んだ理由についてお示ください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま予算の執行率についてのお尋ねがございました。事業承継に関わる予算でいきますと、大きく2つ、予算の類型がございます。1つは、相談ですとか後継者塾を開催するといったような事業の経費と、もう一つは、事業承継を行うに当たって、例えば設備投資を行いたいという要望がございましたら、それに対する支援助成を行っております。

前者のセミナーの部分につきましては、これまでの取組の中で、後継者塾というのがもう累計100人を超えたところで、毎年、新規の参加者も出てきているところがございます。一方で、一番多く予算を確保している部分、設備投資支援というのが、製造業でございますと最大500万円、助成率2分の1でございますけれども、こちらが新型コロナの中で投資に対するやや慎重な動きも出ているところがございます、今後、こういうことも活用いただけるような情勢になってくる中で、専門家相談も活用して、事業の有効活用をしてみたいと考えております。

○まつざわ委員 要は、事業承継の中でも、設備に係る投資というのが大分多く占めていたけれども、要は新型コロナウイルスの影響で減りつつあったということですね。事業承継の必要性というのは世の中も相当高まりが大きいので、引き続きこの区の支援制度を使って、事業承継というのがさらに進むように期待しております。

ところで、事業承継は引き継ぐ先によって、先ほどお話がありました親族内承継、また従業員承継のほか、社外への引継ぎというお話がありました。これは決算書に書いてある第三者による承継やM&A、要は会社の合併、買収、これを示していると思っております。すなわち後継者が親族内や社内にはない場合でも、社外の方の承継という可能性や選択があるということを示していると思っておりますが、品川区の今の支援制度では、社外への引継ぎも相談の対象となるのでしょうか。区内の企業や商店街でも、事業承継をめぐるこうした相談ニーズがあると思っております。いろいろな選択肢があれば、そのような相談の際にも、また違ったアドバイスができるかもしれません。ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま事業承継の中で、社外への引継ぎということのご指摘がございました。委員がおっしゃられた第三者による承継、M&Aという部分が、この社外への引継ぎという部分での承継のジャンルに当たるものがございます。ご指摘の社外への引継ぎにつきましては、この3つの分類の中でもやはり一番難しい分類と言われているところがございます。品川区でもこの事業承継の選択肢の一つとして、支援対象に位置づけているところがございます。ただ、企業価値の評価、マッチングですとか、株式、事業用資産の買取交渉、特にこの交渉、こういう部分を含めて難しい課題も存在しているところがございます。こういったところは専門家の知見も活用しながら、こういうことの有効活用がまたできるのではないかと、あるいはこういうことによって経済発展にもつながるのではな

いかというところで、ご支援できればと考えているところでございます。

○まつざわ委員 最後になりますけれども、これは事業承継に限らないお話なのですが、実は東京商工会議所の方からも要望がある話の中で、区内のこの産業支援間の連携が大変重要であるのかなというのは、団体要望のヒアリングをお聞きして私を感じたことであります。例えば品川ビジネスクラブ、また東京商工会議所などの支援機関というのが区内では多く活動されていますが、この区内事業者の利便性向上のために、支援機関同士のつながりの強化、また情報交換の拡充を進めてほしいと考えますが、ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま産業支援の組織にいろいろ団体がある中で、こういう連携が重要ではないかというご指摘がございました。品川ビジネスクラブは、大崎で品川産業支援交流施設、SHIPという施設の運営の指定管理者になっているところでございます。この中で、先ほど午前中の質疑でも申し上げましたように、創業支援ですとか中小企業支援を行っているところでございます。

SHIPにおきまして、通常、これは区内企業、会員に限らずということですが、経営相談をいろいろ行っているところがございますが、これは2年前からの取組でございますけれども、東京商工会議所にもSHIPに来ていただいて、会議室をお貸しするような形で、SHIPの中での東商の相談窓口という取組もやっているところがございます。また、東商と品川ビジネスクラブで連携して、経営者のセミナーですとか、そういうような相談会もやっているところがございます。こういう取組が、会員か非会員かということに関わらず、区内企業、区内事業者の皆さんの力になると考えておりますので、こういう団体間の連携ということ、区でも必要な取組をやっていきたいと思っております。

○まつざわ委員 ぜひ商業・ものづくり課が中心となりまして、そういった企業支援機関をつなぐかけ橋になっていただけることを要望しまして、質問を終わります。

○塚本委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは301ページ、不妊治療助成事業を伺います。

これまでこちらの議会で、私は独身ですという話を度々させていただいて、その立場に基づいていろいろ質疑をさせていただいたのですが、5月に縁に恵まれて、婚姻届を品川区に出すことができました。それでプライベートな悩みがなくなったかといえば、そうではなくて、今度は不妊治療でございます。もう私も、現在、体外受精を開始している状況です。今日の質問はこういう質問をしますというのは、配偶者にもきちんと許可を取ってやっております。

ということで、不妊治療ですが、WHOの調査によりますと、不妊の原因が男性のみというケースが24%あって、男女両方のパターンが24%あるということです。この事実自体、なかなかやはり日本では特に男性には知られていないところではないかと思うのですが、改めて自分事として考えることになると、まず、そもそもやはり医療の関係なので、とても言葉が難しい。そして、助成制度が様々あるにしても、これもとても難しいということで、今、私も東京都のホームページなどを見ながら、いろいろ悩みながら考えているところです。

この不妊治療に関しましては、先ほど午前中にゆきた委員から質疑があったかと思えます。保険適用と東京都の特定不妊治療、先進医療に対する助成、これでかなりカバーできているとは私も考えるのですが、ただ、やはりそれでも、不妊治療というのは1回で終わるものではなくて、どうしても何回もやっていく。そうすると、負担というのは大きくなっていく。さらにカバーできていない分野があるというところは、先ほどの質疑の中でもあったかと思えます。

そういったところに対してやはり助成というのは考えていただきたいと思うのですが、特に、先ほど

の質疑に加えて申し上げるとするならば、例えば男性の不妊の手術については、保険適用になってしまったがために、もう助成がなくなっている。一般的なところで言うと、男性の不妊治療をやると、女性の部分と男性の部分でということで、やはり額としては大きくなる。こういうところを考えていただけないかなというところと、あと回数です。私も今回、自分事として見て本当にびっくりしたのですが、39歳か40歳かということで、3回の保険適用なのか6回の保険適用なのかということで、かなり大きな違いだと思います。例えば40歳以上だと3回ということで、そこで初めて知った方だと、本当に3回なのかというふうになるかと思います。京都府だったらそれが10回まで、4回目以降も助成をするということをやられている。

こうした助成について、品川区でもご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○若生健康課長 不妊治療の助成の拡大ということでございます。委員にご指摘いただきました男性不妊の問題も、周知啓発については今後、区としてもいろいろ検討していかなければならないところかなと認識しているところでございます。

助成制度につきましては、令和4年度から保険適用になりましたということで、それまで東京都の特定不妊治療費助成、それから、それに上乗せる形で区も上乗せ助成をしているところだったのですが、それが終了したところなのですけれども、経過措置として今、治療を継続しているものについて、そこから1年間の経過措置も継続しております、それが、東京都の助成を受けてから区に申請が来る仕組みになっているものですから、まだその助成が続いているような状況でございます。ただし、それも来年度ぐらいには終了するという見込みでございます。

今後、不妊治療については、どういったところが足りていないのかとか、どういうところに負担がいつているのか、これは男性の治療も含めまして、全体的に区の方で検討して、いろいろ調査をしながら考えてまいりたいと思っております。

○松本委員 本当にぜひご検討いただきたいなと思うのですが、その中で、実際にお金の部分もあるのですが、相談体制のところかと思えます。私に限らずですけれども、どこに相談しようかなというところで、病院に行って相談できるかといったら、やはり不妊治療の問題というのは、どうしても高額なものを進められるのではないかという不安は、これは一般の患者の方たちにあると思います。そのときに、今、東京都のほうで不妊治療に関するホットラインがあるかと思うのですが、ただ、これはピアカウンセラー、実際に経験がある方の相談なのですね。

一方で専門的な方、お医者さんとか看護師の方とか培養士の方に相談するところというのは、今のところなかなか区ではないというところなので、この相談体制をご検討いただきたいのと、あと、これは、余談なのですが、区のほうで、この東京都の不妊治療のホットラインを告知していただいているページのリンクがあるのですが、相談の時間の記載が間違っていたり、電話番号が令和5年で変わっていたりするという、少し記載が変わっていますので、ぜひこちらはご修正いただければと思います。

相談体制をぜひ整備していただきたいという点が1個と、これも質問として、調査のところですが、やはりニーズの調査というのは必要だと思っております、どういうふうに調査するかですけれども、例えば婚姻届を出された方に対して、そのときにアンケート用紙をお渡しして、それでどういうニーズがあるかという調査をしていただけないかなと思うのですが、この2点、よろしくお願ひします。

○若生健康課長 様々ご意見をいただきました。

まず、すみません、ホームページのリンクのところでの時間が間違っている点については、申し訳ございません。至急、修正したいと思います。

専門家等への相談体制の整備といったところでございます。現状では、不妊治療を専門的に行うような相談窓口というのは、特に区で設けていないところでございますけれども、区にはネウボラ相談員として、助産師が健康課と保健センターにあります。一定程度そういった知識も持っている職員が対応して、相談にも乗っているようなところもございますので、今後、相談体制については、ほかのところで行われているもの、東京都のほうにご案内もしているところではございますけれども、そういったところについても情報収集してまいりたいと思います。

それから、調査について、これは妊娠届け時などにアンケートとか、そういったことも方法としてあるかなとは思いますが、かなりセンシティブなお話にもなってくるところですので、取り方とかも、なかなか一律に取るのは難しいところかなと感想を持っているところでございますが、どうしたらそういった声はすぐえるかというのは、産科の医療機関とかには区でも職員が聞き取ってというようなことで、今やっているところではございますけれども、今後考えてまいりたいと思います。

○松本委員 調査の仕方としては、不妊治療に特化した質問の仕方だけではなくて、例えば子育てに関する質問の中で、子育ての意向ですね。いろいろな意向調査の中で入れていくというやり方もあるかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

最後に、これは自分自身の知識もそうですけれども、やはり年齢とともにどうしても妊娠率というのは下がっていく。これはもう女性だけではなくて、男性も当然そうです。ここの知識というのがなかなか日本の場合は薄いのかなというところは、いろいろなところで指摘されています。では、どういうふうにしてこの知識を高めていくのかというところで、これはやり方に気をつけないと、やはりライフプランとの関係で難しい。個人の選択というところも出てくると思います。

それで、少し参考になるのが、横須賀市が婚姻のタイミングで、妊娠についてだけではなくて、子育てとか健康とかいろいろな情報を入れながら、妊娠率の加齢によるものとかのパンフレットを配っていたりする。こういうふうなやり方もあると思いますので、最後にご意見をいただければと思います。

○若生健康課長 他自治体の事例も踏まえて、検討してまいります。

○塚本委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は329ページ、共通商品券普及促進事業と、あと327ページ、運送事業者等燃料費高騰対策支援金についてお聞きしたいと思います。

まず、区内産業の現状について、どのように区として今、捉えられているか、ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 区内経済に関して幾つか課題があると思っております。1つ、一番大きいのは、やはり今物価高騰をめぐる対応ですとか、あるいは新型コロナの後の景気回復の状況というところでございます。これに関して区では、融資あっせんですとか助成金制度、あるいは、新しい産業を育てるという意味では創業支援政策なども含めまして、区内産業の活性化ということに取り組んでいるところでございます。

○須貝委員 もう一度お聞きしますが、実態、例えば飲食業、その他様々な企業があります。お店、工場、製造業、建設業、そういう全体を見てどう思われますか。もう一度お聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 企業の全体の好況感ということでございますけれども、区で調べています「中小企業の景況」というデータがございます。こちらは、リーマンショックですとか、あるいは新型コロナという感染拡大のスタート時期というのを考えますと、その中では改善が少しずつ見られているところだとは思っております。ただ、その中で、やはり先ほど申し上げたような経営課題もある中

で、中小企業をめぐる課題といたしますか、経営状況はまだ厳しいものがあると考えておまして、その中で必要な経済支援、対策というのは考えていく必要があると考えております。

○須貝委員 我々がまちの中を歩いていると、やはりお店が閉まったり、それから、別のお店が入ってみたい、製造業に至ってはやはり廃業したり、お店もそうです、廃業したり、全国を見たら建設業も倒産したり、この間、給食配送業者も、作っているところも、ああやって倒産したり、実際これだけ私は今、厳しい時期だと思います。それが厳しい上に、さらに区民の生活も今現在、大変な状況にあると思うのです。

まず第一に、民間で働く人の平均給与は443万円。もう30年間で30万円も下がっている。そして、租税負担率、社会保障負担率、合計した国民負担率が今年度は46.8%となり、国民負担増大の見通しを示している。これは国が示しているわけです。一方、ウクライナ戦争による穀物価格や燃料価格の上昇。なお悪いことに、日銀が円安の政策を取っているために輸入物価が上昇し、大半の食料品、日用品、生活必需品、これがもう高騰していると。値上げ品目数は今日まで3万品目もある。これ、企業物価もそうなのです。

今、課長は回復傾向にあると。どこにあるのかな。コロナのときにあれだけお金をゼロゼロ融資で借りて、皆さん維持しているのですよ。でも、その返済をこれから始めようかなと思ったときに、借換融資がありました。だけど、その借金はずっと残っているのです。では、いきなり来たからどうなのだと。お客さんが来て、いいですよ。でも実際それに対して、では、もうけが出るのか。それまでにはやはり時間が相当かかると思います。もうけようかなと思ったら、円安で物価高騰ですよ。そして、光熱費が高騰した。これでは、企業というのは普通やっていけないと思います、私は。

でも、今、明るい兆しが見られるというのは、この「中小企業の景況」というのは、東京商工リサーチの資料ですが、私は全然でたらめだと思うのです。こういうことを見て、今、課長はおっしゃっているのだろうけれども、現状を見て、燃料費、光熱費が2割3割上がって、企業物価が上がっていたら、やっていけないです。それが現状ではないですか。もう一度ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま景況感についてのお尋ねがございました。ただいまご指摘のあった「中小企業の景況」というのは、四半期ごとに品川区の中の中小企業について、その業種の見通しですとか現状をお聞きして、それを定点観測しているものでございます。それを数値化する中で、例えばこの10年、20年というスパンの中で、どういう景況感にあるかというものを示すものでございますが、これが一つ、我々としては景況感を示す基本データで考えてはおりますけれども、それ以外に、特にやはり規模感で見ますと、小規模の事業者ではその中で特にどうなのかというようなお話もございます。

品川区が行っています融資あっせんのメニューの中では、特に従業員の規模感が小さい、売上げですとか、そういうところも含めてでございますけれども、そのための融資あっせんのメニューというものもございます。そういったものが伸びているのかどうなのか。実際にやはり融資あっせんの動向を見ますと、今、緊急資金の中でやっているものの中で、物価高騰に関する融資あっせん、あとは小規模事業者が特に借りられるその融資あっせん、こういうものが一定程度ニーズが多くて、そういう意味で、我々は先ほどの景況感というだけではなくて、こういうものの実際の利用ニーズ、資金ニーズというものを踏まえながら、やはり景況というものは厳しいのではないかと。長期的なスパンでの景況感ということ、短期的にそういう制度がどう使われているのかという両方を見ながら、我々は考えているところでございます。

○須貝委員 実際、今、国民の中では所得格差が本当に広がっております。広がる一方で「億り人」と言われる富裕層も増えていますが、400万円、300万円、200万円以下の所得層も本当にかなり増えているという現状です。私は、現在、国民生活にとって異常事態のこの状況にある中で、今こそやはり少しでも区民の支援に対して尽力する時期ではないかと考えます。

さて、プレミアム付区内共通商品券を品川区で発行していますが、これは産業振興政策なのですか。簡単に教えてください。

○小林商業・ものづくり課長 幅広い意味では産業振興といたしますか、区内経済の下支えのためにやっているものでございます。ただ、その中で、実際、やはり商店街の振興ということでやっている側面もございます。

○須貝委員 これに対して何人の方が購入しているのですか。そして、発行数はいつも完売しているのでしょうか。教えてください。

それで、これで、例えば先ほどもほかの方が質問していましたが、この商品券での購入品目です。そういうデータというのはあるのでしょうか。教えてください。

○小林商業・ものづくり課長 令和4年度の実績というところで申し上げたいと思います。春のほう当初4万冊ということでこれを発行いたしました。秋のほう当初4万冊でしたけれども、昨年、新型コロナという状況もございまして、6万冊に増刷して発行したところでございます。これに関しては合計10万冊というところでございますけれども、実際にその中で販売に至ったものというのが、その中の約95%でございます。これについては、購入申込みをした中で、実際には取りに来なかったというか、買いに来なかったというところでございまして、例年、これは景気の動向に限らず、平均的にこれぐらいの数値というのが現状でございます。

商品券の動向、実際にどういうものを買っているのかとかいうその状況でございますけれども、商連がある程度アンケートを取っている中で、先ほど申し上げたような、では、どういうものをさらに買ったかというところまでは、個別に問うてはおりませんけれども、実際にこの商品券を買う中で、通常よりはより多くの買物を商店街の中でしていたと、それが3割程度というデータでございますけれども、そういうものは商連で把握しているところでございます。

○須貝委員 これは、最高1人8冊なのですか。その分まで買えるということは、これを買うということはお金に余裕があって、ごく僅かの区民が購入して、区の補助分について恩恵を受ける、そういう仕組みのものではないのですか。区の予算でごく僅かな区民の皆さんに恩恵を与える仕組みをつくっているというのは、私はおかしいと思うのですが、どうでしょうか。区民には、私は平等に対応するべきだと思います。今までのようなプレミアム付区内共通商品券の普及促進事業は、私はやめるべきだと思います。ならば、お一人1,000円分でもよいから、たかが1,000円ですが、やはり大きいのですよ、皆さん、お一人おひとりの生活にとっては。でもいいから、国民生活に今、異常事態があるならば、こういう資金を、区民に身近な自治体として少しでも支援するべきだと私は考えます。

そして、今、プレミアム付区内共通商品券をやめて区民に平等に対応するべきではないかと、先ほども聞きましたが、教えてください。ごく僅かの区民だけに恩恵を与え、特定のお店だけに持ち込まれる仕組みというのは、今はやめるべきではありませんか。教えてください。

○小林商業・ものづくり課長 すみません、答弁の最初に訂正を1点させていただきます。商店街連合会が取っているアンケートで、実際に購入した品目の例ということで、例えば外食ですとか自転車とか、そういうものについて購入データを取っておりました。訂正させていただきます。申し訳ございま

せん。

実際にこれがどう使われているか、年代別とか性別とかも購入データから取っているわけですが、すけれども、実際にこの中で、地元の商店街の中で、10%あるいは20%というプレミアム率の中で、日常の買物、先ほどの購入データというところですが、一般的なぜいたく品と言われるものよりは、生鮮食料品とかそういうものが多く買われているところですが、こういう中で、やはり地域の区民、あるいは地元の方々の買物の一つプラスになるような下支え策になっていると考えておまして、こういうものでやはり経済効果が一つあるのではないかと考えておまします。

○須貝委員 私が言っているのは、ごく僅かな人にそれだけ恩恵を与えていいのですかということなのです。だつてご高齢者が買いに行けますか。申し込めますか。そうすると、やはり動ける人、お金に余裕のある人ではないと最初から金を出せませんよ。そこを言っているのです。今の時期はもう変えるべきではないのですか。それはそれで、今指摘しておきます。

そして、運送事業者等に燃料費高騰対策支援金をやっております。大半の零細業者は、物価の高騰、光熱費の高騰で苦しんでいる。経営資源として、品川区において、このほかに何か事業支援はしているのでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長 補正予算などを通じまして行っている対策ということで、現在、エネルギー価格が高騰しているという中で、省エネルギー対策設備更新助成金をやっております。それは設備投資を行う対象ということで、全業種、個人事業主か法人か問わずということですが、これは、将来的に電気代・ガス代がこの後も高騰が続くと考えられておまして、現在、これを下げるような設備投資をする際に、上限80万円ということで区で支援しておまして、地元の商店街の中でいきますと飲食店とか、あるいは製造業と、そういった幅広い業種で使っていただいているものでございます。

○須貝委員 設備投資をする余裕がある会社はいいですよ。違うのではないですか。今、みんなせっぱ詰まっている。支援が欲しいのですよ、現物として。燃料費を支援してくれるとか。私は少し違うのではないかと思います。

それで、ここで区有施設の工事請負契約ですが、これ、賃金または物価の急激な変動に対応するためという理由で、工事期間中に賃金が上がったり購入資材等が上がったりした場合に、インフレスライド条項によって何度も契約額を上げてもらえるのですよね。これ、こっちは上げるのですよ、勝手に。こうやって上がったから、インフレスライド条項がありますと。建築業者はこれで、設備事業者もそうです。

ところが、区の事業は様々な事業者と関わっているのですよね。区の委託事業、給食サービス、食品、仕入れ、民間の福祉施設もそうですよ。これ、区の管理下にある介護、保育、幼稚園、学校もそうですが、これもそれぞれ関わっている個々人の事業所に対して、インフレスライドというのは適用しているのですか。燃料費が上がっているから、物価上がっているから、上げてやっているのですか。それを言っているのです。そういう補助というのは、支援が大事ではないのですか。教えてください。

○塚本委員長 やや款を超えているところもあるのですが、商業・ものづくり課としての範囲でお答えいただければ。

○小林商業・ものづくり課長 どの範囲でお答えできるかというところですが、やはり今、物価高騰というものがございまして、ですので、品川区の産業支援の助成金ですとか、そういうものの中も、こういう動向を踏まえて考えていきたいと考えております。

○塚本委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、311ページの温暖化対策事業について、305ページの新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、温暖化対策です。今から気候危機打開へ本気で取り組んでいかなければ、温暖化が温暖化を生むことになり、取り返しのつかない時点、ティッピングポイントを超えてしまいます。そうならないように、区として積極的な取組を求めたいと思います。

一般質問で、区の取組を着実に進めるために年度ごとの目標を立て、毎年検証を求めました。これに対して区は、これをやれば解決というものはありません、様々な方法を組み合わせて取り組むと説明し、具体的には、省エネ機器の導入や創エネ、リサイクルなどを挙げられていました。私は何か1つだけをやってほしいと言っているわけではなくて、まずは2030年のカーボンハーフ達成に向けて、区民にも分かるように具体化を進めてほしいということなのです。

省エネ機器と創エネ、リサイクルなど、それぞれについて今年はどれだけ進めるのか、どこまで進んだのかということを検証するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○河内環境課長 CO₂削減に向けての年度ごとの目標、計画でございます。まず、CO₂を取り巻く状況でございますが、現在、日本全国どこの自治体でも同じかと思うのですが、脱炭素ドミノと言われるものに向かひまして、ほぼフルスイング、打てる手は全部打つというところで、皆さん、本当に取り組んでいらっしゃると思うところだと思います。我が品川区におきましても、どれが主役になるかは分からないという発言もありましたが、ソーラー、蓄電池、EV、エネファーム、脱炭素電力、カーボンキャプチャー、全てにおきまして、総花的ではありますが、どの部分が花開いてもカーボンハーフが達成できるようにということで、推進しているところでございます。

中間目標といひましても、2030年のカーボンハーフがありまして、そこに向けてという話になるのですが、削減状況の中のチェックポイントといたしまして、やはり年間削減量の平均値でありますとか、あるいは、他区の削減状況との見合いだとか、そういったところを含めまして、進捗を確認しつつ、2030年のゴールに向かひまして、適切に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 全力で頑張っているということなのではございますけれども、どれが主役になるか分からないという話もありました。それぞれにやはりどこまで進めていくのかということ、しっかりと計画持って進めていくということが、2030年のカーボンハーフを実現するということになっていくと思うのです。

先ほど何かチェックのことを説明されていましたが、よく分からなかったのです。そうした取組で本当にカーボンハーフを実現することができるのかと思いますので、チェックの仕方をまた伺いたしたいと思います。

○河内環境課長 確認、チェックの仕方でございます。まず、先ほど申し上げました年間削減平均量でございますが、カーボンハーフに向かひての目標値と現在の立ち位置を逆算いたしまして、どれほどのものを年間積み重ねればいいのかという数値を出しております。現在のところ68k t /年という程度の数字を出しておりますが、こういった年度の目標に向かひて、まずはというメニューがございます。まずトータルでございますが、3分野、家庭、業務、自動車でございますが、業務につきましては約30%。また自動車につきましても二十一、二%達成です。一方で家庭分野でございますが、基準年に対しまして、世帯数、人口数が、自治体としては大変ありがたいことではあるのですが、1割程度増加のあおりを受けてというところで、進捗がなかなか進んでいないという点もでございます。

こういったところの各分野の目標値に向かひまして、これは環境基本計画の中にも分割して書いてございますので、そういったところを含めまして、目標に向かひましての進捗管理をしっかり行いたいという考えでございます。

○のだて委員 年間としては68ktですか、削減をしていくということですが、それをどういった取組で進めていくのかということをも具体化していくことが、着実にカーボンハーフに向けて進めていくということになると思います。それぞれを具体的にどう進めていくのかということをも、しっかり区民にも分かるように示していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○河内環境課長 具体的なメニューにつきましては、環境基本計画の体系図をよくご覧いただきたいのですが、かなり細かいところまで明記してございます。その上で、エコルとごしの環境の講座でありますとか、多角的なところで皆さんに啓発を行い、皆さんに、例えば家庭で言いますと耐久消費財、20年に一度、エアコンでありますとか冷蔵庫でありますとか、そういったもののチャンスがめぐってまいります。そういったときに区民の意識の向上の中で、環境により優しいものをセレクトしていただくようなところでも、随分とまた変わってまいります。そういった細かい積み重ねをすることによりまして、環境目標の達成に向けまして進んでいきたいと考えているところでございます。

○のだて委員 様々ご説明がありましたけれども、しっかりと区民にも分かるように、カーボンハーフに向けて実際進んでいるのか、進んでいないのかということを示して、やっていっていただきたいと思います。

その中で、具体的な取組として太陽光発電について伺います。一般質問では、太陽光発電と蓄電池設置助成額の拡充を求めました。区は需要等を踏まえ検討との答弁でした。この需要等を踏まえ検討というのはどういうことなのか、どういう意味なのか、伺います。

○河内環境課長 ソーラーパネルにおきましては、設置に関しまして1つの流れがございます。1つはやはり戸建てが中心だという点。また、新築の住宅に関して伸びているという点でございます。これは太陽光パネルで、ほぼ1家庭で3kW前後のものが載せられる重量なのですが、既存の住宅ですとやはり加重的にも耐えられない。新築住宅におきましては、そういったものを前提としたものが多いという流れがございます。また、年間におきましては、今まで区民の中で年間40件前後の補助でございますが、令和5年度になりまして、蓄電池の数も相当伸びてきてまいります。そういった需要を捉えまして、伸ばせるところは非常に伸ばしていき、削減に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 伸ばせるところは伸ばしたいということですので、ぜひ太陽光発電も含めて、伸ばしていただきたいと思うのです。今、区の件数は、令和4年度は助成件数41件ということでした。そうしたことをさら進めていくということが必要だと思うのです。他区ではもっと助成額がありまして、例えば葛飾区では、個人住宅用で1kW当たり8万円で上限40万円までということで、蓄電池と併設すると5万円の加算になります。品川区の助成額の倍以上ということ。こうした区の姿勢もやはり見せて、積極的に進めていくという姿勢を示して、進めていくべきだと思います。

品川区として、今、増えてきて41件ということですが、なかなか進まない、その原因は何だと考えているのでしょうか。1つは周知が弱いのではないかとことも思うのですが、いかがでしょうか。

○河内環境課長 件数の伸びの件でございます。まず、主たるターゲット、対象でございます戸建ての方ですが、区内には3万5,000件程度と言われております。その中で太陽光をつけていただくわ

けなのですが、この方たちにとりまして、例えば今の助成額がkW当たり倍になったとして、インセンティブとして働くのか、そういったところの見合いを考えていけないと思っております。現在の価格設定におきましては、他区の状況も踏まえて、平均的なところを取りまして、インセンティブに働くかどうかの検証も含めて進めておりますが、そういったものが効くというような状況でありましたらば、検討を進めてまいりたいと思っておりますが、現在のところ、各区の平均的な中でインセンティブが働くものと考えているところでございます。また、東京都の補助もございまして、そういったところに重ねてどこまで補助をするかというバランス感覚も必要かと思っております。

○のだて委員 区がなかなか進んでいないという原因、課題も後でご答弁いただければと思うのですが、実際にインセンティブになるかというお話がありましたが、やはり助成額が多くなれば、その分、つけようという人も多くなると思うのです。そうしたところでぜひ周知も進めていただきたいと思っておりますし、設置をさらに促進していくためにも助成額の拡充を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○河内環境課長 トータルの予算は限りがあるかと思うのですが、1人当たりの補助額をたくさんあげるといことは、全体で考えますと、全体の人数も減ってくるというような状況も考えられるかと思っております。もとより戸建ての方でございまして、どちらかという経済的にも豊かな方でございまして。そういったところの援助も必要だと思っておりますが、一方で、普通の方が必要な脱炭素に関しての環境技術の普及など、そういったところにも手を加えなければいけません。そういったところから、助成額につきましては、適正なレベルでまずは進めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 予算の上限があるというお話ですけれども、やはり今まさに、最初に言いましたけれども、地球温暖化が進んで、この夏も様々、日本でも大きな影響があったと思うのですけれども、猛暑もすごいものでした。やはりそうしたものを打開していく、改善していくために、地球温暖化対策を積極的に進めていくことが必要だと思っておりますので、やはりそうしたところの助成額を上げていただいて、全体的に進むようにしていただきたいと思います。

そして、既存住宅で進めていくということが、一つ、この取組を進めていくためにも必要だと思っております。そのために、パネルを屋根に載せるためには補強工事が必要だということで、このことにも助成をすべきだと求めましたけれども、区は、住宅改善工事で耐震補強の項目があるので、そっちを使ってくださいということでしたけれども、住宅改善工事はエコ&バリアフリーで、いろいろなものにも使えるということですので、条件は20万円ということですから、これでは足りないというか、対応できないと思うのですけれども、いかがでしょうか。ぜひ独自の助成をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○河内環境課長 既存のシリコン型の太陽光パネルにつきまして、荷重の問題が発生している状況は理解しております。一方で、例えばパナソニックが藤沢で実証実験をしておりますが、窓ガラス型のペロブスカイト型など、今後、軽量化した製品も出てまいります。既存の住宅を荷重の面で補充しながら、そのお金をかけてさらにパネルを入れるのか、またそういった新製品が入れる範囲できちんと入れていくのか、非常に経済的にも迷うところであると思うのですが、現状の需要の見合い、既存の住宅の引き合いがどの程度あるのかとか、アンケートなどを見ますとなかなか難しいかなと思っております。需要を見ながらそのようなところも考えていきたいと思っております。

なお、設置の費用につきましては、ペロブスカイト型がシリコン型と拮抗するのも間近ではないかという予想も出ておりますので、そういった普及に向けての分母の開拓ではないのですが、適正な情報を

発信しながら、区民の方にご判断いただきながら進めていくことが大切かと思っております。

○のだて委員 新製品も出てくるということですのでけれども、そうした情報は適宜つかんでいただいて、いろいろなところで、補強も含めて進めるようにしていただきたいと思います。これは当然、求めておきたいと思えます。

また、今のは創エネの問題で、今度、省エネ対策としても、断熱化を進めてほしいということで求められました。断熱化助成を強化すべきという質問に品川区は、住宅の断熱化が普及しているで行う予定はないということで、適合義務化については、助成制度など国や都の動向を注視すると答弁がありました。義務化をされれば助成を考えるとということなのか、それまでは実施しないということなのか、伺いたいと思えます。

○河内環境課長 断熱の考え方でございますが、外皮性能だけ上げればCO₂が減るというものではないという捉え方もしております。また、断熱等級、外皮性能につきましては、法律が変わって、義務化ということでございます。つまり今後、外皮性能の工事をやるに当たっては、それを選ばざるを得ない状況もあるという中で、外皮性能の向上か、あるいは中の熱源機器などCO₂が発生する電力機器を変えるのかというようなことでとところで、マルチで目で見ながら総合的に勘案する必要があるということで、まずは外皮性能の義務化に向けては全体を注視し、それが促進されることが、さらにCO₂のドミノ倒しではないのですが、連続化につながるようであれば、そういったところに踏み込む考えでいるということで、そういった表現をしたものでございます。

○のだて委員 外皮性能だけではCO₂削減につながらないということですのでけれども、機器の性能も上げるように、また外皮性能もやはり上げていかなければ、省エネは進んでいかないと。さっき適合義務化で自然にそうなるのだという話がありましたけれども、やはりそれを前もって進めていくということも必要だと思えます。

実際、この適合義務化は既に2020年に実施のはずが、遅れて25年からということで、適合しない住宅が増え続けているという状況です。また2030年には等級がさらに引き上がる、義務化が、という予定となっておりますので、そうしたところをぜひ区としても支援して、早めに次世代の省エネ住宅、適合した住宅を増やしていくことが必要だと思えます。これは要望しておきたいと思えます。

次に、コロナです。新型コロナウイルス感染症は5類になりましたが、なくなったわけではありません。この夏も流行しました。私の身近な人も、この議会でも何人も罹患されておりました。こうした下で、医療機関への支援や、区民の不安払拭へ支援を弱めないように求めたいと思えます。

検査について伺います。PCR検査や抗原検査は、5類に引き下げられる前には無料で受けることができましたが、現在は医療機関を受診した際に自己負担がかかってしまいます。そのため、発熱があっても検査を受けない人や、またさらに受診をしない人もいます。そうしたことから、この夏の流行にもつながっていると思うのです。感染を広げないために、気軽に検査が受けられる仕組みをつくっていただきたいと思います。

感染が疑わしいときに希望者が検査をできるように、地域センターなどで抗原検査キットの配布をしていただきたいと思います。また、医療機関でも気軽に受けられるように、公費負担を続けるように国に求めていただきたいと思います。併せて、医療機関は感染拡大防止のため、これまでと変わらず発熱外来を続けて対応しています。そうした医療機関への公費負担も減らされています。ですので、医療機関へのエールも込めて、国に公費負担を続けるよう求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○坂野保健予防課長 委員からお話があったように、5月8日から感染症法上5類感染症になったわけでございます。ほかの、いわゆるインフルエンザと同様の扱いということで、検査も当然、同じようにコストがかかってくるというふうになって、抗原検査キットの無料配布ということなのですが、これもお話しいただいたところではございますけれども、抗原検査キットを無料で配布することは現在考えておりません。また、公費負担の復活というか、そういうところかと思うのですが、これも国の決めでございますので、これを元に戻していただきみたいな要望を区からする考えはございません。

○のだて委員 5類に引き下げられて何もやらないというご答弁でしたけれども、やはり検査をすることで、自分がかかっているかどうかというのが分かるわけで、そうすることで、外出を自粛することで感染拡大防止にもつながると考えますけれども、いかがでしょうか。そのためにやはり抗原検査キットの配布をしていくべきだと。今も区としては、高齢者施設、障害者施設でも検査は続けていると思いますが、やはりそれは効果があるということだと思いますので、この検査を拡充していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂野保健予防課長 検査をたくさんやって感染予防を図りましょうという趣旨かと思いますが、これはいろいろな考えが専門家の間でもあります。はっきり言って、いろいろな考えがあります。しかしながら、検査をたくさんやって、それで感染予防につながるかという研究に関しては、どちらかというとな否定的な研究のほうが今は多いです。なかなか検査を無料にしてアクセスを改善したから、それで感染が広がらないというのは、今のところは否定的な考えです。

○塚本委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、301ページ、母子保健費の産後ケア事業、それから312ページのリサイクル推進費、もしくは314ページの清掃費に当たる質問になるかなと思います。よろしくお願ひします。

最初に産後ケア事業です。午前中、会派のひがし委員からも質問いたしました。産褥期へのケアの拡充を求めて質問いたします。これまでも子育て支援の施策の中で、産褥期への認識が薄いのではないかと主張を繰り返してまいりました。以前にも紹介したのですけれども、品川区が出している「いきいきあんしん子育てガイド」という冊子は、妊娠届をすともらえる冊子だそうです。よくできていると評価しております。妊娠から出産、子育てとシーンが移るに従って、相談先の案内がきちんと、何々についてはこのページを見てくださいというふうにとどれるようになっていて、適切なサービスにつながるというものです。

ただ、残念ながら、母親の産褥期への支援の視点が薄いのではないかなと、前から感じております。ずっとシーンをたどっていくと、妊娠中から、子どもが生まれます。途端に、関心が母親の体よりも子どもの育児のほうに移ってしまっていて、当然と言えば当然なのですが、産後の母親への目線が薄いと思っております。産後の母親の体は本当に大げがをしたような状況で、決してお産は病気でもないのですけれども、やはりお産というのは母親の体に大きな負担を与えるものだという認識は、その後の第二子、第三子への出産に備えても必要かなと思います。

しながわファミリーフェスティバルで助産師の団体に出会いました。助産師として母親の産褥期のケアをする事業を行いたいというご希望をお持ちでした。母親の産褥期のケアの重要性については、ぜひパートナーである男性にももっと認識してほしいねという点で、お互いにとても共感をしてしまいました。逆に言えば、少しその辺が薄いのではないかなという危機感を持っているということです。産褥期

に関心がある議員に出会えたと喜んでくれました。私だけではないと思いますけれども、そういうふう
に感じられたということです。助産師として、産褥期の母親がいつでも休みに来られて、かつそこでい
ろいろと相談ができる場をつくりたいという夢を持っておられました。

先ほどひがし委員から、日帰り型の産後ケアの仕組みについて、申込みがしにくいから利用が少ない
のではないかとすることがあります。それも確かにあると思いますけれども、今、休める時間が短く
なってしまったのです。そうすると、わざわざ出かけて行って、2時間半でまた帰る支度をして、赤
ちゃんを連れて帰るとい、その使い方も使いにくいということになるのではないかなと思います。も
ちろん食事につきません。今は施設の制約上があってお食事が出せないというのは承知しております
けれども、申込みのしやすさと、それから、施設をどうにかしなければいけません、拡充を求めたい
と思います。

それから、先ほど言ったような、やはり産褥期に関心を持っている方たちもいらっしゃる、そう
いう方たちと一緒に品川区の事業をやってみるということは考えられないでしょうか。先ほどご紹介し
た「いきいきあんしん子育てガイド」も、自主的なお母さんたちのグループと区との協働で、こうい
うものができたと承知しております。品川区には、これも子ども育成課の所管になりますが、子ども若者
応援ネットワーク品川と一緒に、区と協働しながら事業をやっているという事例もあります。そうい
うことをこの産後ケアについても検討していただけないかと思うのですが、見解を伺います。

○石橋品川保健センター所長 委員のご質問の産褥期の女性への支援です。出産後のこの期間は、赤
ちゃんのお世話に加え、委員もおっしゃっていましたが、自身の体調をケアするという大事な時期だと
捉えております。現在、保健センターでは、産褥期を含めた産後2週間から1か月の間に、助産師が全
戸に電話をして、出産後の体調の不良などを含めた相談事をお伺いする事業を行っております。また、
産後ケアのお話にもなりますが、心身のケアを実施しております、自宅の訪問型というものも行って
おりますので、外出しづらい産褥期の方も活用していただけるというものをやっております。確かに子
どもの育児というところで、お母さん、お父さんを含めて集中してしまうところはありますけれども、
区もしっかりと、産褥期が重要なことは、妊娠期から含めてお母様、お父様にはお伝えしていきたいと
考えております。

また、助産師会の活用ということになりますが、今後、助産師会を含めた活用については、関連団体、
関係所管と連携をしながら、産褥期を含めた女性の出産後の総合的な支援について検討してまいりたい
と考えております。

○吉田委員 区としても、産褥期には十分関心を持って啓発をし、事業もやっていくということで、
これからもぜひ拡充していただけたらと思います。やはり産後ケアの宿泊型もいいですが、日帰型はや
はり少し時間が短過ぎるかなと思いますので、今すぐは無理でも、そういう方向で検討していただけた
らと思います。

それで、どうしても育児のほうに関心が行くのはやむを得ないことだと思うのですが、そこをぐっと、
お父さんとかご本人も含めて、産褥期というものは大切なのだよということを、これからも啓発を続け
ていただきたいと思います。助産師との連携もぜひ検討していただけたらと思います。

次に、リサイクル推進費、または清掃費、どちらかに入るかなと思うのですけれども、少しこれもし
つこいのですが、ごみの組成調査について伺いたいと思います。

今年3月の予算特別委員会で組成調査のことを伺ったところ、品川区清掃事務所長から、組成調査に
ついては、一般廃棄物処理基本計画を作成しております。この作成に当たって組成調査は行っています。

調査結果の報告も報告をしましたということで、調査が行われたのはよかったと思います。それで、先日行われた廃棄物減量等推進会議でも、ごみの組成調査について質問と意見を言わせていただきました。

組成調査は費用と手間がかかるのは承知をしているので、毎年とは言わないのですが、ごみ減量の啓発がどれくらい効果を上げているかを検証するためにも、行うべき事業だと思っております。先ほどCO₂削減のことが出ましたけれども、やはりごみは増えれば結局燃やすわけですから、それはCO₂を発生させるということにつながります。23区の場合は、ごみの最終処分場がもう逼迫状況で、東京都はかなり啓発しているのですが、どうも23区は、清掃一部事務組合で事業をしているので、各区が、多摩地域のほうに比べて人ごとのように捉えているように、私には見えます。ぜひその点も踏まえて、組成調査を行っていただきたいと思えます。

廃棄物減量等推進会議では、副会長お二人とも組成調査を行ったほうが良いということを発言してくださいました。費用がかかるというのだったら、かかったことも区民に報告して、組成調査の結果も区民に公表して、啓発をしてほしいというご提案をいただきました。ぜひ今後の組成調査を、費用がとてかかるのは分かっているので、毎年というのには要求しにくいのですが、今後の計画について教えてください。

○品川品川区清掃事務所長 組成調査の件でございます。内容については、委員から詳しくご説明いただきましたので、今後の組成調査の件についてお話をしたいと思います。基本的に今までの組成調査というのは、一般廃棄物処理基本計画という10年ごとの計画があるのですけれども、そちらを改定する際に参考資料として組成調査を行い、現状を見て計画の方向性を決めるという役割をしてきました。今回、3月に一般廃棄物処理基本計画をまた策定しまして、それ以前に組成調査を行い、それも参考に動きを見ております。

今、お話があったように非常にコストのかかるもので、どういうタイミングでこれをやって、何につながっていくかというところが、非常に難しいところであるのかなとも思っております。そういうところもいろいろ踏まえながら、組成調査の間隔についてはいろいろと研究をしてやっていきたいと思っております。

○吉田委員 それで、廃棄物減量等推進会議の正副会長が2人おられますね。お一人が、これは会議が終わった後なので、残念ながら発言録に残っていないのですけれども、私から組成調査をやったほうが良いですよねと言ったら、「それはやったほうが良いですよ。費用がかかるというのですけれども、区が単独でやろうとするからいけないのではないの。大学と連携してはどうですか」というご提案をいただきました。「たしか京都市は京都大学と連携をしているはずですよ。東京にもそういう調査をしたがっている大学はあるはずだ」というので、例えばというのは出していただいたのですが、ここでは記憶の範囲なので控えます。具体的な大学名を挙げてくださったのですが、大学などと連携して組成調査を行い、共同研究のような形でごみ減量を図ることを検討してはどうかというご提案なのですが、いかがでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長 組成調査をするということは、その調査結果を基に何をしていくということが、非常に大事なことだと思っております。現在、組成調査を1年前に行って、それを終えて計画の方向性も出して、これからまた清掃事業を進めていこうと思っております。今後、ではどのタイミングで組成調査をするかというのは、非常に難しいところでもありますので、そういったところも他区の例も含めて、大学との連携等も今お話いただきましたので、そういう広い視野を持ちながら、研究していきたいと思っております。

○吉田委員 ぜひ大学との連携というのは、少なくとも検討はしていただいたらいいのではないかなと思います。もちろんウィン・ウィンでないといけませんから、あちらも問題意識を持って、そういう研究をやりたいと思っている大学との連携が必要なのですけれども、きっとそういう調査は、やりたがっている大学はあるのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、やはりごみを減らすのは、焼却量を減らしてCO₂削減にもなるますし、先ほども触れましたけれども、本当に東京はごみの最終処分場が逼迫しております。もうないよと。ただ、多摩地域の人たちは、極端な話をすると自分の家の隣に処分場ができるとか、そういうようなことになるので、すごく自分事として、住民もみんなで話し合っって議論するのですけれども、どうも23区は、清掃一部事務組合がやっているということもあるし、それから、海のほうにというのがあります。多分、廃棄物減量等推進会議でも視察に行くと思うのですけれども、でも、もう逼迫しているという状況を、あまり23区の人たちは知らされていない。だから、啓発の中にそういうこともぜひ入れて、もう少し自分事としてごみを減らすという視点が必要かと思ひます。

その中で、やはりリサイクルのというものへの関心も高まると思うのです。

今、少し有料化の話が出ておりますけれども、生活者ネットワークは基本にごみの有料化には反対してきましたけれども、やはりごみの最終処分場の逼迫ということで、多摩地域の生活者ネットワークは賛成をしております。それがどうしても必要だということです。

ただ、それで効果が出るのは知っているのですが、そのときには必ず説明会の数と効果をきちんと両方言っっていただきたいです。説明会の数が半端ではありません、多摩のほうは。

有料化はもう認める方向に行かざるを得ないので、見解をお伺ひします。

○品川品川区清掃事務所長 いろいろと最終処分場の件のお話はあると思うのですけれども、多摩地域と比較するとというのは、私はどうかなと思います。それぞれの個人的感覚もありますので、差があるというふうには私は思っておりません。両方の自治体とも、やはり切迫感はあるかと思ひます。

そういう中で一番何をしていけばいいかというところは、リサイクル品目を拡大していく。そういうことで資源化率をどんどん上げていって、燃やすごみの量を減らしていく。こういったことも一つ、大事な目線ではないかなと思っております。

○塚本委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、311ページ、品川区環境基本計画改訂等経費、313ページ、地域エコ活動推進事業から使い捨てプラスチック削減推進、マイボトルの利用促進とウォータースタンドの設置について伺ってまいります。

先ほど何人もの委員からもありましたけれども、今年の夏は異常な暑さでした。世界の7月の月間平均気温が史上最高だったということで、よく言われますけれども国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化、グローバルワーミングの時代は終わって地球沸騰、グローバルボilingの時代が到来したと警告したというのは、誰もが肌身で感じた夏だったと思ひます。

こうした危機感から、9月の初旬、品川区に登録されている環境保全活動団体の勉強会に私も声をかけていただきまして、エコルとごしで参加をさせていただきました。区内の小・中学生を含む20名程度の女性の会合で、品川区環境基本計画に基づいて、区民ができる様々な、数字だけではなくて、具体的な行動についての勉強会に参加をしました。計画の重点プロジェクトである使い捨てプラスチックごみの削減のために、ペットボトルはやめてマイボトルの使用推進とか、リフィルサービス、つまり詰め替え、量り売り等の利用推進など、皆さん、わいわい楽しく勉強されておられました。

特にそこで盛り上がったのが、ウォータースタンドの話です。本年1月19日、令和4年度になりますけれども、エコルとごしにおいて、ウォータースタンド株式会社と品川区は協定を締結して、森澤区長の出席の下、協定の締結式がニュースとなりました。

ここから質問なりますけれども、これは無償提供であったと思います。直接決算書へは計上されていないと思いますが、品川区では現在3基、設置をされていますが、詳しくどこに設置をされているのか教えてください。また、協定では何基まで無償提供が可能なのか、また、3基は設置から8か月程度が現在経過をしていますけれども、利用状況や利用者の感想を教えてください。

○河内環境課長 ウォータースタンドに関しましてのご質問でございます。まず設置箇所でございますが、今おっしゃいましたエコルとごしに1台、また本庁舎でございますが、3階のくるみちゃんの人形の横にあるのですが、受付の横に1台設置させていただきまして、さらに、本庁舎5階の給湯室に入れさせていただいております。

利用状況ですが、エコルとごしは、順調にご利用者の方にご利用いただいている状況もあります。また、本庁舎につきましては、ご利用者の方ももちろん大変ご利用いただいているのですが、職員のことを褒めるというのはあれなのですが、5階のウォーターサーバーの利用状況が大変活性化している状況でございます。私、じかに見に行ったのですが、特に若い職員の方がわざわざ5階まで来て、かなり汲んで帰っていらっしゃるということで、若い世代にも順調にそういった意識が育ってきて、大変ありがたいかなというところでございます。

契約につきましては5基でございますので、今、2基の設置に向けて調整をしているところでございます。

○あくつ委員 私も総合案内の前とエコルとごしのほうはすぐ分かったのですが、実は区長室の前の給湯室のところに置いてあるというのは改めて気づきまして、協定の締結式のときには森澤区長もマイボトルを愛用されているということだったので、使われているのかなと思いつつながら、品川区の職員もすごいなと思いました。

エコルとごしの勉強会では、マイボトルも自分たちで持参いたしまして、私もウォータースタンドで水を入れて飲んでみました。電気を使わない常温と聞いていましたので、ぬるいのかなと思ったら、意外にひんやりとしてすごくおいしかったです。

その後、皆様からマイボトルの使用やウォータースタンドに関しての様々なご意見がありました。おおむね肯定的であって、できるだけ設置場所を拡大してほしい、そのようなご意見をたくさんいただきました。参加者の多くは子育て中の女性ですので、例えば設置場所については、区内の学校、児童センター、健康センター、地域センター、図書館、区有施設全部なのですが、運動施設とか、子どもたちがクラブ活動とか登下校の際に立ち寄れる場所、それでいて、機器の安全管理、見守りができる場所がいいのではないかと、このようなご意見をいただきました。これは区有施設ではないのですけれども、区内の駅改札にあるとありがたいとか、体育館などでスポーツ飲料の粉も一緒に販売してもいいのではないのですかという、自由な、ユニークなご意見も活発に出ていました。その際出た意見につきましてはおまとめをして、既に環境課長にお手渡しをしておりますので、区民のご意見としてご参考にしていただければと思います。

ここから質問ですが、ウォーターサーバーの設置について、先ほど無償提供のあと2台があつて、それを今検討されているということでしたけれども、できればそれを超えて、ペットボトルのプラスチック削減とか、そういう観点から、区民ニーズのある場所への拡大はぜひ行っていただきたいと思ってお

りますけれども、今後の展開についてもお知らせください。

○河内環境課長 ウォーターサーバーの設置に関しましてのお問合せでございます。まず、環境保全活動団体の方から貴重なアンケートをいただきまして、ありがとうございます。安全に対するご意見がやはり多く寄せられたとともに、親御さんからは、水を通して環境を考える、子どもの頃からこういったことに接するのはいいことだったとか様々なご意見で、実は子どもさんからのご意見の中には、二、三、ユニークなものがありまして、1つですが、共通のマークをつけたらいいというのは、お母さんと一緒にいらっしゃる点と、それから、小学校に通っているお子さんだと思っておりますが、僕たちは水道水は抵抗なく飲んでいるから、小学校、中学校ではなく、高校、大学からやったほうがいいのではないですかとか、衛生管理はもちろんなのですが、そういったところ、またスポーツドリンクの提供でありますとか、そういった多様な意見をいただいたところでございます。

せっかく貴重な意見をいただきましたので、こういった点と、それから、成り立ちではないのですが、エコルとごしでこういった会合を行っているのですが、エコルとごしはご存じのとおり、建材など多くのものが再生材料を使っております。それに刺激を受けたかどうかは分からないのですが、ウォータースタンドの在り方についても、やはり再生素材を重視したものであったらどうかと、そのような意見が出ています。こうしたの安全面、それから運用面、お子さんの意見などを踏まえまして、今、選定について大詰めを迎えているところでございます。

また、町場におきましては、いろいろなところでウォータースタンド社の同じ製品が展開されている状況でございますので、今後も連携した取組を視野に、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 細かくご説明いただいて、ありがとうございます。

今、少し先にご説明があったのですが、私も今、その中でご紹介しようと思ったのですがけれども、そのお話しの中で、お母さんたちから横浜の取組などをご紹介いただいて、横浜マイボトルスポットというマップがネット上で見られて、今、ご紹介があったとおり、ウォータースタンドに限らず、お水やお湯とか、そういうものを無料提供しているカフェとかがあるのですよね。あとはコンビニやカフェ等でマイボトル割引というのをやっているところもあります。これは委員長の許可を得て提示しますけれども、そういうところにはステッカーを貼っていると、「マイボトル、使えます。」と。マイボトルの使用者の方というのは、割と今、肩身の狭い思いをしていて、そういう給水器があっても、そこでマイボトルに入れたら怒られてしまうのではないかと、そういうところで、非常に分かりやすいものが、品川としても掲示というのですか、そういうものをウォータースタンドに限らずできたらいいのではないかとアイデアもありました。その点についてのご見解も伺いたいと思います。

あともう一つ、自由な意見の中で出ていたのは、やはりマイボトルというものが格好いいものだよと、これは環境に優しいものだよということ、ぜひこれは品川区として広めていってもらいたいという思いから、区ゆかりの著名な方、具体的な名前も出ていましたから言いますが、私ではないですよ、皆さんが言っていたのは、俳優の遠藤憲一さんとか、こわもての男性の方がマイボトルみたいなもので飲んでいる。それを森澤区長と一緒に出たらいいのではないかと、あとは梶太一さん、海洋研究者ですか、今、フリーアナウンサーの。あの方も、海洋プラスチックの話もあるので、好感度もありますので、これは一つの例ですよ、そういう方と例えば森澤区長と一緒にマイボトルで飲んだら、クールで格好いいのではないかと、このようなご意見もありましたので、PR動画、そういうものを、SDGsを品川がアピールできるという意味で、こうしたイメージが膨らむような楽しいご意見も賜りました。

こういうマイボトルを活用できるような、品川区民が楽しく、無理なく、そして自発的に取り組める具体的な工夫をお願いしたいと思いますが、何かご意見があればお願いします。

○河内環境課長 こういったプラスチック削減に向けての事業でございますが、やはり皆様の意識の中で利用しやすさとか、これを利用することによっての格好よさというのか分かりませんが、誇りを持ってこういったものが取り組めるようにということで、有名人の方との連携なども含めまして、いろいろ進めていき、こういったものの連携が広がるように工夫してまいりたいと考えているところでございます。

○あくつ委員 環境の取組は苦しいものではなくて、楽しくわくわくするものでぜひ進めていただきたいと思います。

時間が若干ありますので、各種がん検診、アピアランスケア支援の現状と制度拡充について伺います。

本年7月3日からがん患者への支援として、待望のアピアランスケア事業がスタートして、3か月がたちました。少し具体的に聞きますけれども、これは今年度事業ではありますが、区民の皆様の各月ごとの申請数、また、これまでの申請件数の合計を教えてください。また、申請者の性別の内訳、がんの種類が分かれば、それも教えてください。また、購入されたものがウィッグとか胸部補正具なのか、その内訳もお知らせください。

○若生健康課長 アピアランスケア事業は、今年度7月から開始しております。申請件数を月ごとで申し上げますと、7月が28件、8月が10件、9月が、9月20日時点で9件ということで、合計で申請は47件いただいているところでございます。そのうち性別で申し上げますと、男性が2件、それ以外は全て女性ということです。それから、がんの種類ですけれども、これは多いものから申し上げますと、乳がんの方の申請が25件、その次は、3件ありますのが急性リンパ性白血病、その他2件のものが子宮がんと卵巣がん、これが2件ずつ、その他、肺癌ですとか大腸、食道がん、咽頭がん等々、様々1件ずつというところ。がんの種類が分からないのは7件という状況でございます。

○あくつ委員 ざっと今伺うと、47件あって、10種類ぐらいのがんの姿が見えてまいりました。申請された内容から、多種多様ながんと闘う、またがんと共存共生をしている区民の姿が見えてまいります。私も勝手に女性なのかと思っていたら、男性の方も出されているということで、ただ、東京都の包括補助事業というのが少し後出しで出てきまして、これが、都のものは2分の1助成で上限が10万円で、1人につき2回までの申請が可能ということで、品川区が手を挙げれば、今回のにも充当される予定ですが、手を挙げればこれは使えるということになっています。

今回、品川区の制度設計のほうが早かったので、1人につき1回、そして3万円が上限となっておりますけれども、これはできれば、後出しで出てきた世田谷区、10月から北区などもスタートしますけれども、これもやはり10万円で2回なのです。ですから、これはできるだけやはり、私が前にご説明したとおり、リンパ節郭清をした、リンパ節を取ってしまった方は、手が腫れてしまうリンパ浮腫という症状がありますけれども、そういったものを防ぐ弾性スリーブというものがあります。これは耐用年数が半年なのです。これは買い替えなければいけない。こういうこともあって、できれば回数を増やしていただいたほうがありがたいのかなと思います。

160件の予算を積んでいるので、今年度はまだ若干時間はあるので余裕はあると思うのですが、ぜひこの拡大につけついてお伺いをしたい。

それと、もう時間がないので言ってしまうかもしれませんが、あと対象品目についても、例えば目のがんでは眼球を失った方の義眼であったり、また体の一部が欠損したときの、顔のがんとかで、シリコンを

使ったいわゆるエピテーゼと言われるようなもの、こういったものもぜひ拡大をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○若生健康課長 東京都の助成制度を活用した拡充というところでございます。委員ご指摘のとおり、制度設計が終わってから都のスキームが出てきたというところではございます。区としては、7月に始めたところで、まだ3か月余りというところで、先ほどご説明した状況ではございます。

今後、今年度の実績をしっかりと確認して、利用者の声とか、そういった状況、金額ですとか、また品目、そういうところも含めまして、検討していきたいと考えております。

それから、普及啓発のところでは、アピアランスケア事業としてがん対策講演会というのを今年度2回、予算を取ってやっております、1回目は6月に実施したところでございます。やはりアピアランスケアという、金額だけではなくて、様々、がん相談支援センターとの連携というのも踏まえて、いろいろ啓発に努力していきたいと考えております。

○塚本委員長 次に、せりざわ委員。

○せりざわ委員 315ページ、粗大ごみからのリユース事業で、時間があれば同ページの資源化センター管理運営費についてお伺いをします。

まず、粗大ごみからのリユース事業についてお伺いをします。令和4年度から粗大ごみのリサイクルを始めているということで、これは大変すばらしい事業だなと思っています。要らないと思ったものが、そのまま誰かに使っていただけるということで、非常にいい事業なのかなと思っていますが、これと関連して、木製の粗大ごみといいますか、木製ごみについても、リユースというリサイクルをやっているかと思います。これは、たしか粉碎をして、木製ボードのようなものにしていくというお話だったと思いますが、粗大ごみからのリユース事業と、木製の場合の判別の仕方というのをまずお聞かせいただきたいのと、あと併せて、プラスチックごみについても資源化をしていくということ、八潮地区をスタートにして、地域を少しずつ拡充していると思いますが、そちらについても、それぞれリサイクル率、例えば粗大ごみがあって木製のたんすがあるとしたら、リユースとしては何%ぐらい、ざっくりで結構ですが、木材にしているのが何%ぐらい、そういうのがもし分かればお聞かせください。

○品川品川区清掃事務所長 まず、粗大ごみの部分です。昨年10月から粗大ごみリユースという形で、資源化センターに持ち込まれた粗大ごみ、日曜日に資源化センターに粗大ごみを持ち込むことができるのですが、その中で持ち込まれた粗大ごみから、まだ使えるものを委託業者で選別をさせていただいて、それをインターネットに掲載をして、欲しい方がいけば受渡しをするというような事業を始めております。前年度、10月ぐらいから始めたのですが、大体1,200点ぐらいやり取りがありました。非常に皆さんの関心の高い事業になっておまして、今後もまた、今年度も引き続きしているようなところであります。

それから、引き続いて、今年の4月からですが、粗大ごみの中で木製品のもの、例えばたんすとか木の椅子だとか、そういったものを、粗大ごみの中継所というのが城南島にあるのですが、それから、資源化センターでも同様にやっているのですが、そこで、少し、例えばねじとかそういうものが入っているものは取っていただいて、なるべく木だけにしていただいて分別をして、それを木材のリサイクル工場に持って行って、パーティクルボードといいまして、よく皆さん、カラーボックスなどの、間を見ると、細かい木の粒が入っていると思うのですが、そういう粒にして、それを接着剤のようなものでつなげて、木材のような形でリサイクルをしていくと。これは建築資材等にも使われているのですが、そのようなリサイクル方法をやっているものがあります。

委員のご質問のリサイクル率の件ですが、木製の粗大ごみがやはり大半を占めまして、全体の25%ぐらいになります。それから、粗大ごみリユースのほうは、さすがに1点1点のものがありますので、そういったものについては、もう本当に数パーセントというような形で、あまり数字的な効果はないと、こういった状況でございます。

○せりざわ委員 パーティクルボードのお話もあって、マテリアルリサイクルという、いわゆる素材をそのままリサイクルできるようなやり方なのだと思いますが、非常に意味のあるリサイクルをされているのかなと思います。

一方で、今お話いただいたように建築資材としてはよく使われるもので、事業者用のリサイクルになっているのかなと思って、ぜひ区民が親しみを持てるようなリサイクルに何かできないかなと思って、これは提案なのですが、これから、我々の会派でもいろいろ要望させていただいたドッグランというのを、品川区で作っていかうかという話もあると思うのです。ドッグランというのは、ドッグランの所管は土木費なのは分かっていますが、床がウッドチップだったりして、あれは犬にもいいし環境にもいいしということで、よくやっていると思います。ぜひこのパーティクルボードだけで終わらせるのではなくて、そういったドッグランとか、関係するほかの所管との連携を取っていただきたいというのを、まず1点質問させていただきます。

プラスチックのところで、地域をどんどん拡充していっていると思いますが、まだまだ品川区全域というのには正直、程遠いのだろうと思っていて、粗大ごみのいわゆるリサイクルと言っていいと思いますが、これも品川区全域にしっかり広げていただいて、そのほうが多分、区民としては分かりやすいと思います。回収ルートとか事業者との問題というのがあると思いますが、それもぜひ進めていただければと思います。

それと、粗大ごみのリユースについては、やはり私も結構粗大ごみを出す側の人間なのですが、出すときは、これ、使えるのになと思いながらも、例えばこの前、ベビーベッドをうちは出したのですが、もうばらばらに分解して出していくのです。事業者が使える、使えないという判断するというお話だったと思うのですが、全部組立てを多分しないと、そもそも持っていけないといけないと思うのですが、出すときにはもうばらばらにしているのでも、多分組み立てられずに捨てられてしまうのかなという思いもあって、ぜひこれは回収のルートも大変だと思うのですが、例えば写真をつけて、今インターネット申込みもできると思います。まだ使えるよというチェックボックスがあるだけでも、少しでもリサイクル率は上がっていくのかなと思いますので、まずその3点、ご意見お聞かせください。

○品川品川区清掃事務所長 ドッグランの件につきましては、いろいろ工夫をしていく必要があると思いますので、少し研究をさせていただければと思います。

それから、プラスチックの件でございますが、6月から八潮地区で製品プラスチックの回収を行っております。10月からはまた拡大をしまして、現在進めているところでございます。

もう一つ、同じプラスチック回収でも、衣装ケースが粗大ごみになってしまうので、割と量が多いのですけれども、今のところ可燃ごみという形で処理をされているという状況でございます。これも、補正予算を組みまして、12月から粗大ごみの中から衣装ケースもピックアップしまして、こちらをまたプラスチックの処理業者に、こちらは歳入として、買い取っていただけるという形で進めていく予定でございます。

それから、粗大ごみリユースのほうですけれども、なるべく手間がかからない形でリユースを進めているというのが基本的なスタイルでございますので、そういった点についても、チェックボックスを入

れてやるとかという部分につきましても、研究をさせていただきたいと、このように思っております。

○せりざわ委員 前向きなご答弁だと思って、ありがとうございました。

今日、冒頭、えのした委員から、今日は何の日というお話があって、その後、本家本元でありますつる委員からも、今日は何の日というお話があって、そんな話を聞きながら、私にとって今日は何の日だろうなというのを、いろいろ議会で確認していたのですが、2年前の2021年の10月6日、実は品川区清掃事務所長と決算特別委員会でやり取りをさせていただいて、その答弁をいただいて、会派控え室で自民党の研究所長と呼ばれるようになった日でありました。一部の方は笑っていただいているのですが、議会では、前向きにやりますよという検討、その後、研究、その後やりませんという話なのですというのを大先輩方が言われている中で、「せりざわ君の答弁はいつも『研究』だね」などと言われて、それが約2年前でありました。

2年前に何の話をしたかという、アクリル板のリサイクルというお話をさせていただいたのです。私、それもまた諸先輩方から言われている話で、議会人として、当たり前の方向性だけを聞くのではなくて、やる、やらないと賛否が分かれることも、具体的な提案をしていきなさいというような話をいただいて、それはすごくすとんと腑に落ちたところで、2年前の当時、アクリル板のリサイクルを検討してくださいというお話をさせていただいて、残念ながら当時は研究だったのです。

その時には、私のここにもアクリル板があって、そこにもあって、いろいろなところにアクリル板があって、いよいよアクリル板がなくなりました。私と清掃事務所長の間の壁みたいなアクリル板も全てなくなりまして、他の自治体でも、このアクリル板のリサイクルというのが進められているところなのですが、あの当時、2年前に研究いただいてから、今までに至ってどういった経緯だったのか、まず進捗をお聞かせください。

○品川品川区清掃事務所長 アクリル板のリサイクルの関係については、単一素材ですので非常にリサイクルしやすいということも、前回の答弁で申し上げたと思うのですが、中にはアクリル板だけではなく、やはりいろいろなものが含まれているボードもあるということで、そういうものについては、非常にリサイクルがしにくいものも出ているということが分かっております。

現在のところは、事業系のごみについては、割とアクリル板というのが排出されているということなのですが、家庭ごみについては、さすがにやはり家庭であまりアクリル板を使っているところがないようで、それほど出ていないということでございます。ですので、事業系のごみについてどういうふうにやっていくかというところが一つ問題点にはなるのですが、多分、啓発というような形で区としても進めていく方向になるのかなとは思っております。

まだまだ具体的にリサイクルできる方法というのが実際に見つかっていないということもございまして、あまりご期待に沿える意見ではないのですが、また今後も、申し訳ございません、調査し研究していきたい、このように思っております。

○せりざわ委員 壮大な前振りを自分で回収していただきまして、ありがとうございました。今、商店の話もいただきましたが、品川区としては、やはり販路拡大支援助成金という非常に大きな助成をしてきて、ほとんどの飲食店がそれを使ってアクリル板を買ったということもあると思います。お店に関しては、例えば中小企業センターとかに置いておいて、少しでも回収できないかというやり方でもいいと思うのです。当時、東京オリンピック・パラリンピックのメダルを、ガラケーを使って作っていたというお話があって、あれはまさに旧時代というか、使わなくなった昔の時代を捨てて、新たな時代に継承していくという、リサイクルのすごいいいシーンだなと思いました。まさにコロナ禍を代名詞とす

るアクリル板を使って、新たな時代に、まさに森澤区長が掲げる新時代に持って行っていただきたいと思います。

今、事業系ごみのお話もありましたが、そもそも行政が持っている数というのは相当数あると思うのです。ここだけではなくて、図書館も会議室も相当数あると思います。それだけではなくて、例えば町会・自治会に対してもかなり支援をしてきたと思いますから、それを集めるだけで非常に大きなアクリル板の、もしくはプラスチック材の材料になると思うのです。それをぜひ集めていただいて、2年前の当時は、私、別にX JAPANのファンでもないのですが、クリスタルグランドピアノを作りませんかという話をさせていただいて、新庁舎ができたときに区民の皆さんと弾けたらいいのではないですかという話をさせていただきましたが、例えばこれからシティマラソンなどがあって、その表彰台に使うとか、いろいろなやり方が考えられると思うのです。

例えば来週には国連を支える世界こども未来会議というのがありますが、これから例えば品川区の子ども議会とか、そういった子どもたちの意見とかを公募で集めていって、子どもたちがこのアクリル板をどうやって使えるかなと考えることも、またこれは環境の教育になると思いますので、ぜひもう一度そこら辺も含めて、ご見解をお聞かせいただければと思います。

○品川品川区清掃事務所長 事業所が、例えば区でアクリル板を使っているもの、残っているもので何かできないかというようなところはあるかと思えます。区分けだけ一応言っておきますが、区で置いてあるものについても基本的には事業系ごみという形になりますので、啓発の段階でどういうふうにしていくかという形にはなるかと思っております。やり方はいろいろあると思いますので、ほかの市区町村などの対応も研究し、あとアクリル板で一体どういうものができるかということも非常に大切だと思います。そういったところもいろいろ調査しながら、申し訳ございません、研究をしていきたいと思えます。

○せりざわ委員 今は目の前にアクリル板はもう見当たらなくなっていると思いますが、各町会、あとはお店も会社も、もちろんこの役所も、まだ保管している年だと思うのです。だんだん邪魔になってきて、いずれは捨てられてしまうと思うので、その前の段階で、今年もしくは来年が最後の研究ではなく検討の段階だと思えますので、その力をぜひ込めていただいて、リサイクルを推進していただければ。要望で終わります。

○塚本委員長 以上をもちまして、本日の予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は10月10日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時31分閉会

委員長 塚本 よしひろ